

加賀市地域防災計画

津波災害対策編
(令和7年度)

加賀市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 性格及び基本理念	1
1 性 格	1
2 基本理念等	1
第3節 防災計画、防災会議	3
1 防災計画	3
2 防災計画のつながり	3
3 市地域防災計画と県地域防災計画との関係	3
4 関係法律との関係	3
5 加賀市防災会議	3
第4節 市、県及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第5節 本市の特質と既往の津波災害	8
1 地勢	8
2 社会的要因とその変化	8
3 既往津波とその被害	8
第6節 津波浸水想定調査における地域の危険性	12
1 想定される津波の適切な設定	12
2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	12
3 津波浸水想定調査	12
4 津波災害に備える対策	19
第2章 津波災害予防計画	20
第1節 防災知識の普及	21
1 基本方針	21
2 津波災害警戒区域の指定、津波ハザードマップの作成、周知	21
3 職員に対する防災教育	21
4 学校教育における防災教育	21
5 市民に対する防災知識の普及	22
6 防災相談及び意識調査	23
7 災害教訓の伝承	23
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	24
1 基本方針	24
2 市民のとるべき措置	24
3 事業者等のとるべき措置	25
4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進	26
第3節 自主防災組織の育成	28
1 基本方針	28
2 市民等の自主防災組織	28

3	事業所の自衛消防隊等	29
第4節	防災ボランティアの活動環境の整備	30
1	基本方針	30
2	防災ボランティアの環境整備	30
3	防災ボランティアの受入体制等	30
4	防災ボランティアの育成	31
第5節	防災訓練の充実	32
1	基本方針	32
2	防災訓練計画	32
第6節	防災体制の整備	34
1	基本方針	34
2	市の活動体制	34
3	防災関係機関の活動体制	37
4	人材確保方策	37
第7節	通信及び放送施設災害予防	38
1	基本方針	38
2	通信用施設設備の整備	38
3	石川県総合防災情報システム	38
4	放送施設設備の整備	39
5	アマチュア無線協会との連携	39
第8節	消防力の充実、強化	40
1	基本方針	40
2	所要地域の警戒措置等	40
3	消防力の強化	40
4	消防機械器具の点検整備と出動計画等	40
5	消防機関の警戒警備体制の確保	41
6	火災発生防止の徹底	41
7	救助・救急体制の整備	41
第9節	水害予防	42
1	基本方針	42
2	水防計画に基づく危険区域の監視	42
3	水防資機材の点検配備	42
4	水防作業人員の確保	42
5	雨量及び水位情報の活用	42
6	避難準備措置の確立	42
7	地下空間の浸水対策	42
8	水防施設等の耐震対策	42
第10節	避難体制の整備	43
1	基本方針	43
2	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等	43

3	津波避難ビルの指定等	45
4	福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備	45
5	交通規制	45
6	避難誘導標識等の設置	45
7	避難誘導體制	46
8	避難所運営マニュアルの作成	46
9	情報連絡体制の整備	46
第1 1 節	要配慮者対策	48
1	基本方針	48
2	在宅の要配慮者対策	48
3	社会福祉施設等の防災体制の整備	50
4	外国人等に対する防災対策	51
5	障がい者に対する情報伝達等	51
第1 2 節	緊急輸送体制の整備	52
1	基本方針	52
2	緊急輸送道路ネットワークの整備	52
3	臨時離着陸場の整備	53
4	漁港の整備	53
5	民間事業者等の活用	53
第1 3 節	医療体制の整備	55
1	基本方針	55
2	医療救護体制の整備	55
3	情報連絡体制	56
4	保険医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等	57
5	医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制	57
第1 4 節	健康管理活動体制の整備	58
1	基本方針	58
2	平常時の健康管理対策	58
3	災害時の健康管理体制の整備	58
4	情報連絡体制の整備	58
第1 5 節	こころのケア体制の整備	59
1	基本方針	59
2	活動体制の整備	59
3	情報連絡体制の整備	59
第1 6 節	食料及び生活必需品等の確保	60
1	基本方針	60
2	市、市民等の役割分担	60
3	食料及び生活物資の確保	60
4	物資の集積、配送地の整備	61
5	義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成	61

第17節	積雪・寒冷対策	62
1	基本方針	62
2	積雪対策の推進	62
3	交通の確保	62
4	雪に強いまちづくりの推進	62
5	寒冷対策の推進	62
第18節	孤立集落対策	64
1	基本方針	64
2	孤立可能性の把握と防止対策の実施	64
3	孤立予想集落の資機材整備等に対する支援	64
4	積雪期のヘリコプター運用	64
5	市民等の役割	64
6	市の役割	64
第19節	建築物等災害予防	65
1	基本方針	65
2	防災上重要な公共建築物等の災害予防	65
3	一般建築物の災害予防	65
4	文化財災害予防	65
5	ブロック塀、石塀等倒壊予防対策	65
6	家具等転倒防止対策	66
7	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策	66
第20節	公共施設災害予防	67
1	基本方針	67
2	道路施設の整備対策	67
3	海岸、漁港、河川の整備対策	68
4	公園、緑地等の整備対策	68
5	上水道、下水道の整備対策	68
6	電力施設の整備対策	70
7	通信施設の整備対策	70
8	鉄道の整備対策	72
9	農地、農業用施設の整備対策	72
10	一般廃棄物処理施設の整備対策	72
第20節	危険物等災害予防	73
1	基本方針	73
2	火薬類の保安	73
3	高圧ガスの保安	73
4	毒物・劇物の保安	74
5	石油類等の危険物の保安	74
6	放射性物質の保安	75
第3章	津波災害応急対策計画	76

第1節	初動体制の確立	78
1	基本方針	79
2	災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等	79
3	通報連絡体制及び職員の参集	80
4	災害対策本部	80
5	現地災害対策本部	82
6	災害対策本部等設置の表示等	82
7	意思決定手続	82
8	災害応急対策の総合調整	83
9	受援体制の確立	83
10	広域応援協力体制の確立	84
11	職員等の安否確認及び勤務ローテーションの確立と健康管理	85
第2節	大津波警報・津波警報・注意報の発表	86
1	基本方針	86
2	警報・注意報等の種類、発表基準等	86
3	地震及び津波警報等発表の流れ	90
4	津波に関する予報の伝達	91
5	津波災害発生直前の対策	93
6	津波に係る現場情報	94
7	水防法に定める水防警報	94
第3節	災害情報の収集・伝達	95
1	基本方針	95
2	情報の優先順位	96
3	情報収集体制及び伝達系統の確立	96
4	収集すべき情報	100
第4節	通信手段の確保	101
1	基本方針	101
2	通信手段の利用方法等	101
3	通信設備の応急復旧	102
第5節	県消防防災ヘリコプターの活用等	104
1	基本方針	104
2	消防防災ヘリコプターの活動内容	104
3	運航基準	105
4	支援要請	105
5	防災関係機関のヘリコプターとの連携	106
第6節	災害広報	107
1	基本方針	108
2	広報機関	108
3	広報の内容	108
4	広報手段等	108

5	被災地域の相談・要望等の対応	109
6	安否情報の提供等	109
7	ライフライン情報の提供等	109
第7節	消防活動	110
1	基本方針	110
2	応援要請	110
3	消防活動	111
4	救助・救急活動	112
5	惨事ストレス対策	112
第8節	自衛隊の災害派遣	113
1	基本方針	114
2	災害派遣の適用	114
3	派遣の要請	114
4	派遣部隊の受け入れ	115
5	活動の内容	116
6	使用資器材の準備	116
7	経費の負担区分	116
8	自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備	117
第9節	避難誘導等	119
1	基本方針	120
2	避難の指示の実施	120
3	避難の指示の内容及びその周知	121
4	警戒区域の設定	121
5	警戒区域設定の周知等	121
6	避難者の誘導	122
7	避難所の開設及び運営	122
8	広域避難対策	124
9	帰宅困難者対策	125
10	避難所外避難者対策	125
第10節	要配慮者の安全確保	127
1	基本方針	128
2	在宅の要配慮者に対する対策	128
3	社会福祉施設等における対策	128
4	医療機関における対策	129
5	外国人に対する対策	129
第11節	災害医療及び救急医療	130
1	基本方針	130
2	情報収集・提供	130
3	DMAT・医療救護班派遣・受入体制	131
4	救護所の設置	134

5	災害時後方医療体制	134
6	重症患者等の搬送体制	135
7	他県等からの傷病者の受入体制	135
8	医薬品等及び輸血用血液の供給体制	135
9	他県等からの医薬品等の受入体制	135
10	医薬品等の輸送手段	135
11	医療機関のライフラインの確保	136
12	個別疾患対策	136
第1 2節	健康管理活動	137
1	基本方針	137
2	実施体制	137
3	健康管理活動従事者の派遣体制	137
4	健康管理活動	137
第1 3節	救助・救急活動	139
1	基本方針	139
2	実施体制	139
3	惨事ストレス対策	140
4	医療救護活動	140
5	災害救助法による措置	140
第1 4節	水防活動	141
1	基本方針	141
2	監視、警戒活動	141
3	応急復旧	141
第1 5節	災害救助法の適用	142
1	基本方針	142
2	適用基準（災害救助法施行令）	142
3	適用手続	143
4	災害救助法に基づく救助の種類	143
5	災害救助法に基づく救助の実施	143
6	従事命令等	143
7	災害救助法が適用されない場合の救助	143
第1 6節	災害警備及び交通規制	145
1	基本方針	145
2	災害警備体制	145
3	交通対策	147
第1 7節	行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬	151
1	基本方針	151
2	行方不明者及び遺体の搜索	151
3	遺体の検視（見分）及び処理	151
4	遺体の埋葬	152

5	安否確認	152
6	警察の措置	152
7	海上保安部の措置	152
8	災害救助法による措置	152
第18節	危険物の応急対策	153
1	基本方針	153
2	火薬類	153
3	高圧ガス	154
4	石油類等	154
5	毒物・劇物	154
6	放射性物質	154
7	応急復旧の活動体制の確立	154
第19節	ライフライン施設の応急対策	155
1	基本方針	155
2	電力施設	155
3	通信施設	156
4	ガス施設	158
5	水道施設	159
6	下水道施設	159
第20節	公共土木施設等の応急対策	161
1	基本方針	161
2	道路施設	161
3	河川、海岸、漁港等施設	162
4	放送施設	163
5	鉄道施設	163
6	公園、緑地施設	164
7	農地、農業用施設	164
8	公共建築物等	165
第21節	給水活動	166
1	基本方針	167
2	給水対策本部の設置、運営	167
3	応急給水活動	167
4	施設の応急復旧活動	168
5	災害救助法による措置	168
第22節	食料の供給	169
1	基本方針	169
2	実施体制	169
3	主食の供給	169
4	副食及び調味料の確保	170
5	共助による食料の確保	170

6	災害救助法による措置	170
第23節	生活必需品の供給	171
1	基本方針	171
2	実施体制	171
3	生活必需品等の確保	171
4	物資の輸送拠点（配送）の確保と運営	172
5	災害救助法による措置	172
第24節	障害物の除去	173
1	基本方針	173
2	実施体制	173
3	障害物除去の実施基準	173
4	障害物除去計画の作成	173
5	障害物除去の方法	174
6	除去した障害物の集積場所	174
7	湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除	174
8	災害救助法による措置	174
9	粉塵等公害防止対策	174
10	障害物除去に関する応援、協力	174
第25節	輸送手段の確保	175
1	基本方針	175
2	輸送の対象	176
3	実施機関	176
4	要員、物資輸送車両等の確保	176
5	従事命令	177
6	災害救助法による措置	177
第26節	こころのケア活動	178
1	基本方針	178
2	実施体制	178
3	実施体制	178
4	D P A T活動	179
第27節	防疫、保健衛生活動	180
1	基本方針	181
2	実施体制	181
3	連携体制	181
4	避難所の防疫措置	181
5	防疫用資材の備蓄、調達	181
6	感染症患者発生時の対応	181
7	ペット動物の保護対策	182
8	特定動物の逸走対策	182
第28節	ボランティア活動の支援	183

1	基本方針	183
2	ボランティアの受け入れ	183
3	災害ボランティアセンターの機能	184
4	ボランティア現地本部の機能	184
5	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	185
6	協力体制	185
第29節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	186
1	基本方針	187
2	実施体制	187
3	被災地の状況把握	187
4	廃棄物の収集、運搬及び処分の方法	187
5	震災時における廃棄物の処理目標	187
6	野外仮設トイレの設置	188
7	廃棄物の応急的処理	188
8	廃棄物処理施設の復旧	189
第30節	住宅の応急対策	190
1	基本方針	190
2	実施体制	190
3	災害救助法による措置	191
4	住宅確保等の種別	191
5	その他	192
第31節	文教対策	193
1	基本方針	193
2	文教施設の応急復旧対策	193
3	応急教育実施の予定施設	194
4	応急教育計画	194
5	児童生徒への対応	194
6	教材、学用品の調達及び給与方法	195
7	授業料の免除及び育英資金	195
8	給食措置	195
9	保健衛生	195
10	教職員の健康管理	195
11	避難所協力	195
12	文化財対策	196
第32節	応急金融対策	197
1	基本方針	197
2	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整	197
3	資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	198
4	金融機関の業務運営の確保に係る措置	198
5	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	198

6	各種措置に関する広報	198
第4章	復旧・復興計画	199
第1節	公共施設災害の復旧	199
1	基本方針	199
2	実施責任者	199
3	災害復旧事業計画	199
4	復旧事業の方針	199
5	職員の確保	200
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	201
1	基本方針	201
2	助成制度	201
3	激甚災害の早期指定	201
4	激甚災害指定の手続	201
5	激甚災害に係る財政援助措置	202
第3節	災害復旧資金	203
1	基本方針	203
2	県の措置	203
3	北陸財務局の措置	203
4	郵便事業株式会社（加賀支店）の特例措置	203
第4節	被災者への支援	204
1	基本方針	204
2	農林漁業制度金融の確保	204
3	中小企業融資の確保	204
4	住宅金融支援機構資金のあっせん	204
5	生活福祉資金の貸付	205
6	母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付	205
7	災害援護資金の貸付	205
8	災害弔慰金の支給	205
9	災害障害見舞金の支給	205
10	被災者生活再建支援金の支給	205
11	制度の周知	205
第5節	被災者の生活確保のための緊急措置	206
1	基本方針	206
2	被災者台帳の作成	206
3	生活相談	206
4	こころのケア活動の継続	206
5	罹災証明の交付	206
6	被災者に対する職業のあっせん	207
7	国税等の徴収猶予及び減免の措置	207
8	公営住宅等の整備	207

9	国有財産の無償借受等.....	207
10	災害廃棄物の処理等.....	207
第6節	災害義援金及び義援物資の配分.....	208
1	基本方針.....	208
2	義援物資の募集.....	208
3	義援金及び義援物資の受付.....	208
4	義援金の配分.....	208
5	義援金及び義援物資の輸送.....	208
6	義援物資保管場所.....	208
第7節	復興計画.....	209
1	基本方針.....	209
2	基本方向の決定.....	209
3	計画的復興の進め方.....	209

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津波の災害から加賀市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 性格及び基本理念

1 性 格

この計画は、津波災害対策の一貫性を保つため、加賀市における一般災害対策、地震災害対策、事故災害対策及び雪害対策を除く津波災害に係る対策等を体系化したものである。

なお、「加賀市地域防災計画（地震災害対策編）」と重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用する。

2 基本理念等

(1) 用語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定める行政機関で、この計画では加賀公共職業安定所、小松労働基準監督署等をいう。

ウ 指定公共機関・指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第5号及び第6号に定める公共機関で、この計画では西日本電信電話株式会社（北陸支店）、北陸電力株式会社（小松支社）、北陸電力送配電株式会社（小松配電部・電力部）、西日本旅客鉄道株式会社（加賀温泉駅）、I Rいしかわ鉄道株式会社（小松駅）、社団法人加賀市医師会、報道機関、日本郵便株式会社（加賀支店）及び加賀温泉バス株式会社をいう。

エ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では次の機関をいう。

土地改良区、医療機関、社会福祉施設、加賀農業協同組合、石川県漁業協同組合（加賀支所）、かが森林組合（加賀・山中支所）、加賀商工会議所、山中商工会、加賀建設業協会、加賀管工事協同組合、金融機関、自動車輸送機関、危険物関係施設、加賀市消防団、加賀市防犯交通推進隊、自主防災組織（まちづくり推進協議会、区長会・町内会など）、その他団体（加賀市アマチュア無線クラブ、山中温泉ハムクラブ、加賀市各種団体女性連絡協議会、日本赤十字社石川県支部（加賀市地区）、加賀市社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、加賀市保健推進員協議会、加賀市防災協議会など）

(2) 基本理念

この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等がとるべき基本的事項等を定めたものである。

市及び防災関係機関は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、市は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本市をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。また、事業者

及び市民等は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、市、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、市は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

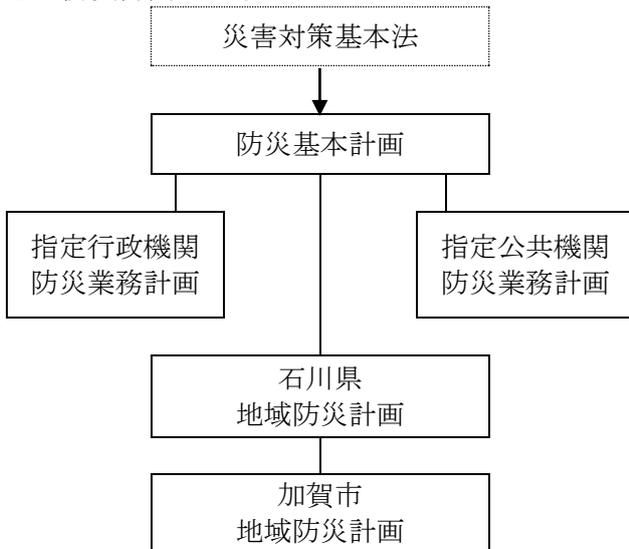
第3節 防災計画、防災会議

1 防災計画

防災計画は、各行政区域内の地域や、その地域の市民等の生命、身体及び財産を災害から守るために作成する防災に関する計画である。ここで「防災」という語には3つの要素が含まれている。まず第1に災害を未然に防止すること（災害予防対策）、第2に災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと（災害応急対策）、第3に災害の復旧を図ること（災害復旧対策）である。

防災に関しては、市、その他市町、県及び国がそれぞれ地域や職能に応じて責務を有している。

2 防災計画のつながり



・ 防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法ともいえるべきものである（災害対策基本法第34条及び第35条）。

・ 防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第36条から第39条まで）。

・ 地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第40条から第42条まで）。

3 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条に定めるとおり、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないとされているが、両計画は不可分の関係にある。

県地域防災計画は、市が地域防災計画に基づいて応急対策を実施する事務事業を助け、かつ総合調整を行うための措置及びその措置が推進できるよう、市地域防災計画において配慮すべき事項を定めている。

4 関係法律との関係

災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図る。

5 加賀市防災会議

加賀市防災会議は、加賀市の防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第107号）第138条の4第3項に基づき設置した附属機関である。

防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

（1）所掌事務（加賀市防災会議条例第2条）

加賀市防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

ア 加賀市地域防災計画の作成及びその実施推進

イ 市の地域に係る災害が発生した場合における当該災害に関する情報の収集

ウ 市の地域に係る災害が発生した場合における当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関する県並びに関係指定地方行政機関、関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画の作成及びその実施推進

オ アからエに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によるその権限に属する事務

(2) 組織（加賀市防災会議条例第3条）

・ 会 長 加賀市長

・ 委 員
（20名以内）

第1号委員（指定地方行政機関）

第2号委員（石川県）

第3号委員（大聖寺警察署）

第4号委員（市長がその部内の職員から任命する者）

第5号委員（教育長）

第6号委員（消防本部）

第7号委員（指定公共機関、指定地方公共機関）

第8号委員（前各号に掲げる者のほか、市長が任命する者）

・ 専門委員

(3) 防災会議の運営

防災会議の運営は、加賀市防災会条例（平成17年10月1日条例第158号）の定めによる。

第4節 市、県及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて加賀市の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加賀市防災会議に関する事。 ○ 防災に関する施設及び組織の整備並びに充実に関する事。 ○ 災害用物資及び資機材の整備並びに備蓄に関する事。 ○ 防災思想の普及、教育及び必要な訓練の実施に関する事。 ○ 災害に関する被害の調査、報告並びに情報の収集及び伝達に関する事。 ○ 災害の防御と拡大の防止に関する事。 ○ 災害時における文教対策に関する事。 ○ 緊急輸送の確保及び交通対策に関する事。 ○ 消防、水防その他の応急措置に関する事。 ○ 災害対策に関する隣接市・町の相互協力体制に関する事。 ○ 自主防災組織の育成及び指導に関する事。 ○ ボランティア活動に対する環境整備に関する事。 ○ 災害復旧の実施に関する事。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する行政機関、公共機関及び市町相互の連絡調整に関する事。 ○ 市が処理する事務・事業及び総合調整に関する事。 ○ 災害発生時における災害応急対策の実施に関する事。 ○ 県の管理に属する施設の災害復旧に関する事。 ○ 災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実に関する事。 ○ 国・市町等との合同訓練や研修の実施に関する事。 	
大聖寺警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する情報収集に関する事。 ○ 避難指示及び誘導に関する事。 ○ 被災者等の救出、救護に関する事。 ○ 交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路の確保等交通規制に関する事。 ○ 犯罪の予防、警戒、取締り活動等治安維持活動に関する事。 ○ 遺体の検死、見分及び行方不明者に対する措置に関する事。 ○ 社会秩序回復のための広報活動に関する事。 	
南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所	土木関係全般の災害対策に関する事。	
南加賀保健所 ※南加賀保健福祉センター 加賀地域センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の医療、防疫及び衛生管理に関する事。 ○ その他、保健衛生関係の災害対策に関する事。 	
南加賀農林総合事務所	農林関係事業全般の災害対策に関する事。	
指定 地方 行政 機関	加賀公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助に係る労働者等の確保対策に関する事。 ○ 被災者に対する職業の斡旋等に関する事。
	小松労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場における防災体制樹立の指導に関する事。 ○ 災害時における労働災害防止対策の指導に関する事。 ○ 災害時において事業場に発生した労働災害の原因調査に関する事。

	金沢地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ○ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ○ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ○ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ○ 防災情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
指定公共機関・指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社（北陸支店）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ○ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	北陸電力株式会社（小松支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ○ 災害時における電力供給の確保に関すること。
	西日本旅客鉄道株式会社（加賀温泉駅）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道施設の整備及び安全輸送に関すること。 ○ 被災時における輸送に関すること。
	I Rいしかわ鉄道株式会社（小松駅）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送に関すること。 ○ 被災鉄道施設の復旧に関すること。
	加賀市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における医療救護活動に関すること。 ○ 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。
	報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民等に対する防災知識の普及及び予警報等の迅速な周知に関すること。 ○ 市民等に対する災害応急処置内容の周知に関すること。 ○ 義援金の募集の周知に関すること。
	日本郵便株式会社（加賀支店）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における郵便業務の確保に関すること。 ○ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
	加賀温泉バス株式会社	災害時における陸路の緊急輸送に関すること。
公益的事業を営む法人その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水門、水路、ため池等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ○ 土地改良事業によって造成された施設の維持管理に関すること。 ○ 災害復旧等に関すること。
	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○ 災害時の病人等の収容、保護に関すること。 ○ 災害時における負傷者等の医療、助産、救助に関すること。
	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○ 災害時における収容者の保護に関すること。
	加賀農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○ 農作物の被害応急対策の指導に関すること。 ○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。 ○ 農業生産資材及び農家生活資材の確保又はその斡旋に関すること。 ○ 農作物の需給調整に関すること。
	石川県漁業協同組合（加賀支所）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○ 組合員の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○ 漁船、共同利用施設の応急対策及びその復旧に関すること。 ○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。 ○ 防災に関する情報提供に関すること。

	かが森林組合 (加賀・山中支所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○ 組合員の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。
公益的 事業を営む法人その他公共的 団体及び防災上重要な施設の 管理者	加賀商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○ 会員の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○ 商工業者への融資又は斡旋に関すること。 ○ 災害時における中央資金源の導入に関すること。
	山中商工会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物価の安定についての協力に関すること。 ○ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関する こと。
	加賀建設業協会	倒壊家屋等の処理及び道路確保に関すること。
	加賀管工事協同組合	損壊上下水道施設の応急復旧作業に関すること。
	金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
	自動車輸送機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全輸送の確保 ○ 災害対策用物資の輸送
	危険物関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物、液化石油ガス等の貯蔵、取扱いの徹底 ○ 安全管理の徹底
	加賀市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の指導 ○ 災害時の救助救出、避難誘導に関すること。 ○ 災害時の消火活動 ○ 情報収集及び広報活動 ○ 消防本部への協力
	加賀市防犯交通推進 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における市民等の生命、身体及び財産の保護 ○ 災害時における交通誘導の実施 ○ 社会公共秩序の維持及び安全の保持 ○ 情報収集及び広報活動
	自主防災組織 まちづくり推進協議 会、 区長会、町内会など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等の確立及び避難訓練の実施 ○ 災害時の救助救出、避難誘導への協力 ○ その他市が行う応急対策への協力
	その他の団体 加賀市アマチュア無 線クラブ、山中温泉ハ ムクラブ、加賀市各種 団体女性連絡協議会、 日本赤十字社石川県 支部（加賀市地区）、 加賀市社会福祉協議 会、民生・児童委員、 ボランティア団体、加 賀市健康づくり推進 協議会、加賀市防災協 議会など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の救助救出、避難誘導に関すること。 ○ 情報収集及び伝達に関すること。 ○ その他市が行う応急対策への協力に関すること。

第5節 本市の特質と既往の津波災害

1 地勢

(1) 位置の概要

本市は、県最南端に位置し、小松市、福井県に接しており、面積305.99k㎡、地勢は東南に高く、白山連峰を望み、白山山系の大日山、富士写ヶ岳を源とする大聖寺川と動橋川が沃野を貫き、日本海に注いでいる。南は緑豊かな丘陵、山地が連なり、北は広大な松林に囲まれた越前加賀海岸国定公園を擁し、中央部には肥沃な平野が広がり、さらには千古の由来を誇る温泉や四季の変化に富んだ自然環境のもと立地している。

(2) 地勢的特徴

市内各地を流れる河川及び流域の概況は、次のように特徴づけることができる。

ア 山間部地帯と平野部との区切りが比較的画然としている。

イ 地形上、急流が多く、流域延長の短い小河川がある。

ウ 年間の積雪量が多い。

エ 年間の平均流量が多い。

オ 海岸近くに潟があり、これに流入する小河川もある。

2 社会的要因とその変化

地震・津波災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

(1) 都市化の進展

市街地での建築物の過密化が災害時の被災人口の増大や火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。

(2) 生活環境の変化

近代生活を営むにあたり、電気、水道、電話等は欠かせないものであるが、災害時での寸断に対し、生活面での不安の増大を招くことが予想される。

(3) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時に要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

(4) 市民意識の変化

生活様式の多様化、都市化の進展に伴い、市民等の地域的連帯感が希薄化しているため、災害時の混乱を増幅させ、被害の拡大が予想される。

(5) その他

工業化の進展、交通機関の発達によって、市民生活の身近なところで危険物の貯蔵や移送が行われており、災害時の被害の拡大が予想される。

(6) 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(7) 情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

3 既往津波とその被害

過去の文献調査による市内に津波被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。(※1～※16は、p11「文献一覧」を参照)

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
701. 5. 12 大宝元年	丹波・若狭湾 (不明)	※1:「凡海郷(若狭湾内舞鶴沖にあった島)が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島と履島であるといわれているが地学的根拠はない。」(→石川県西岸にも、弱い津波が到達したと推定される。) ※2:丹波国で地震が3日続いた。若狭湾内の島が海中に没したということは、史学的・地学的に否定された。
1614. 11. 26 慶長19年10月25日	越後高田 (京都) (M7.0~7.5)	※1:「高田で大地震・大津波、死者あり」 ※2:従来、越後高田の地震とされていたもの「東海道・南海道各地で地震強く、津波があった。」(←確実性が十分ではない。)
1799. 6. 29 寛政11年5月16日	加賀 (M6)	※1:金沢で被害最大。上下動が激しかったらしく、屋根石が1尺(30cm)飛び上がったたり、石灯笼の竿石が6尺(1.8m)飛び上がったたり、田の水が板のようになって3~4尺(約1m)あがったなどという記事が見える。 ※3:津波は犀川河口の金石(宮腰)を襲い、“宮腰津波あり、人家百軒をかきさらい、溺死多し”と記録されている。 ※4:p539 表1に記載あり。 ※5:地震に関する記載あり。 ※6:宮腰海嘯二百餘戸ヲ流ス(地震記/金沢市立図書館_富田文庫を引用)
1855. 2. 25 安政2年1月9日	不明	※7:五十三次十宿地震くつれ同廿七宿津波地志ん同六宿
1892. 12. 9 明治25年12月9日	石川県西岸 (M6.4)	※1:加賀・越中の海岸で潮位の異常ありしというも資料少なく疑わしきか。 ※8, ※9, ※10:石川および富山県の海岸で潮位の異常が記録されている。おそらく弱い津波を目撃したものと思われる。 ※3:羽咋郡に家屋破損、地割れを起こした地震があり、加賀・越中海岸で異常潮位が記録されている。 ※11:被害規模 2(家屋の破損、道路の損壊などが生じる程度の小被害) p407表内にて確認 ※4:p539 表1に記載あり。
1917. 1. 18 大正6年1月18日	高潮であったと 考えられる	※12:大正六年一月十八日 橋立村で津波が起こった。 ※10:橋立村で高潮発生 大正六年(一九一七)一月十八日、発達した大陸からの季節風は暴風となり、大波を引き起こし、橋立漁港付近では高潮を発生させた。
1940. 8. 2 昭和15年8月2日	北海道西方沖 (M7.5)	※1, ※8, ※9:津波は日本海沿岸を襲った。 ※13:震害はほとんどなく、津波による被害が大きかった。波高は、羽幌・天塩2m、利尻3m、金沢・宮津1m。 ※2:震害はほとんどなく有感区域もマグニチュードの割りに著しく狭い。日本海沿岸各地を襲った津波の高さは、利尻・苫前で3m、沓形<利尻町>・天塩・羽幌・留萌・増毛・樺太西海岸で約2m、隠岐で1.5m ※4:金沢市の金石、京都府丹後町、隠岐諸島でも水位異常に気付かれている (p534図12で確認可能)。

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1964. 6. 16 昭和39年6月16日	新潟県沖 (M7. 5)	※1：図より、能登半島北部沿岸で最高水位1m未満程度 ※8, ※9：津波の高さは、波源域に直面する本州側の対岸で最大となり、平均海面上3～4mに達した。さらに、北は男鹿半島、西は能登半島付近まで1～2m、佐渡の両津湾、船川港、七尾湾などで2～3mとなり、若干の被害を生じた。 ※13：津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は新潟県沿岸で4m以上に達した。 ※4：p542 図6にて確認可能
1983. 5. 26 昭和58年5月26日	秋田県沖 (M7. 7)	※1：波源域に近いところで(津波痕跡高は)10m以上となり、島や半島で高くなっているところがある。例えば奥尻島、能登半島などである。富来町前浜港で津波痕跡高さ2.5m (※2, ※3においても確認できる。) ※13：石川・京都・島根など遠方の府県にも津波による被害が生じた。 ※2：佐渡関漁港で波高5m、能登半島で2～3m、朝鮮半島東岸でも死者3、船舶の転覆・沈没・流失等かなりの被害を生じた。 ※4：遠く能登半島や隠岐島でも津波波3mに達したところもあり、また韓国北部の一部で4m程度の高さに達した(p496)。 狼煙で2.5m、輪島で2.0m、福浦で1.8mとやや大きい値を示している。注目すべきは輪島の約50km沖合にある舢倉島であって、5mもの津波高が報告されている。 能登半島で出た被害の主なものは、負傷3人(輪島港)、全半壊3と浸水6(すべて舢倉島)、漁船被害67隻(うち福浦南港26隻、輪島港5隻、狼煙港6隻)である(p523)。日本海中部地震津波では能登北部の外浦で2～3mに達したが、東部沿岸の内浦では50cm前後であった(p542)。
1993. 2. 7 平成5年2月7日	能登半島北方沖 (M6. 6)	※1：輪島に小津波(最大波高26cm)あり。 ※9：表181-1に能登半島沖の津波の最大振幅を示す。 【最大振幅】金沢港：32cm、輪島港：51cm、輪島：25cm、宇出津港：18cm
1993. 7. 12 平成5年7月12日	北海道南西沖 (M7. 8)	※1：津波は日本海沿岸各地を襲った。 ※9：表182-2に北海道南西沖津波の最大振幅を示す。 【最大振幅】金沢港：57cm、輪島港：188cm、輪島：74cm、宇出津港：58cm ※2：津波は渡島半島西岸にも大被害をもたらし、さらに日本海全域に波及し、北海道から九州に至る各地、韓国、ロシア沿海州などで浸水、漁船流失などの被害が出た。
2007. 3. 25 平成19年3月25日	能登半島沖 (M6. 9)	※13：珠洲と金沢で0.2mの津波
2023. 5. 5 令和5年5月5日	能登半島沖 (M6. 5)	※14：珠洲市長橋で4cm、輪島港(港湾局)で10cmの津波を観測した。
2024. 1. 1 令和6年1月1日	石川県能登地方 (M7. 6)	※15：金沢観測点(港湾局)で80cm、酒田観測点(気象庁)で0.8mなど、北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した。そのほか、空中写真や現地観測から、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。また、現地調査により、石川県能登町や珠洲市で4m

		<p>以上の津波の浸水高 や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。下記に津波の痕跡から津波の高さを推定した主な地点と、津波の高さを示す。なお、1月1日16時10分の石川県能登地方の地震(M7.6)発生後に欠測となった。津波観測点付近(輪島港及び珠洲市長橋)では、津波による浸水の痕跡は認められなかった。</p> <p>※16</p> <p>石川県珠洲市飯田港4.3m 浸水高 石川県珠洲市鶴飼漁港2.8m 浸水高 石川県珠洲市見附公園3.0m 浸水高 石川県能登町恋路海岸1.8m 遡上高 石川県能登町松波漁港3.0m 浸水高 石川県能登町内浦総合運動公園4.1m 浸水高 石川県能登町白丸4.7m 浸水高 石川県能登町九十九湾2.4m 浸水高 石川県能登町宇出津港1.4m 浸水高 石川県七尾市鶴浦漁港1.7m 浸水高 石川県七尾市下佐々波漁港2.4m 遡上高 石川県輪島市袖倉島漁港2.7m 浸水高</p>
--	--	---

文献一覧

- ※1：最新版日本被害地震総覧[416]-2001/宇佐美龍夫(2003. 4. 15)、東京大学出版会
- ※2：地震の事典/宇津徳治(1987)、朝倉書店
- ※3：歴史津波-その挙動を探る-/羽鳥徳太郎(1977. 5. 1)、海洋出版株式会社
- ※4：月刊海洋科学 日本海中部地震津波/三好寿ら(1984. 9. 1)、海洋出版株式会社
- ※5：新収日本地震史料第4巻/東京大学地震研究所編(1984. 3)、東京大学地震研究所
- ※6：新収日本地震史料続補遺/東京大学地震研究所編(1993. 3)、東京大学地震研究所
- ※7：新収日本地震史料第5巻/東京大学地震研究所編(1985. 3)、東京大学地震研究所
- ※8：日本被害津波総覧/渡辺偉夫(1985. 11. 25)、東京大学出版会
- ※9：日本被害津波総覧【第2版】/渡辺偉夫(1998. 2. 25)、東京大学出版会
- ※10：橋立町史/橋立町史編集委員会(1997. 3)、橋立町史編集委員会
- ※11：日本付近の M6.0以上の地震および被害地震の表 1885年～1980年、東京大学地震研究所彙報 Vol. 57
- ※12：加賀市史〈通史下巻〉/加賀市・加賀市史編纂委員会(1979. 10)、加賀市
- ※13：理科年表 第84冊(平成23年)/国立天文台(2010. 11)、丸善
- ※14：令和5年5月 地震・火山月報(防災編)/気象庁(2023. 5)
- ※15：令和6年能登半島地震の評価/地震調査研究推進本部 地震調査委員会
- ※16：災害時地震・津波報告 令和6年能登半島地震/気象庁(2024. 9. 9)

第6節 津波浸水想定調査における地域の危険性

1 想定される津波の適切な設定

国及び県により、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策が推進される。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査される。

なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携される。

2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1津波）

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民等の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備及び津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

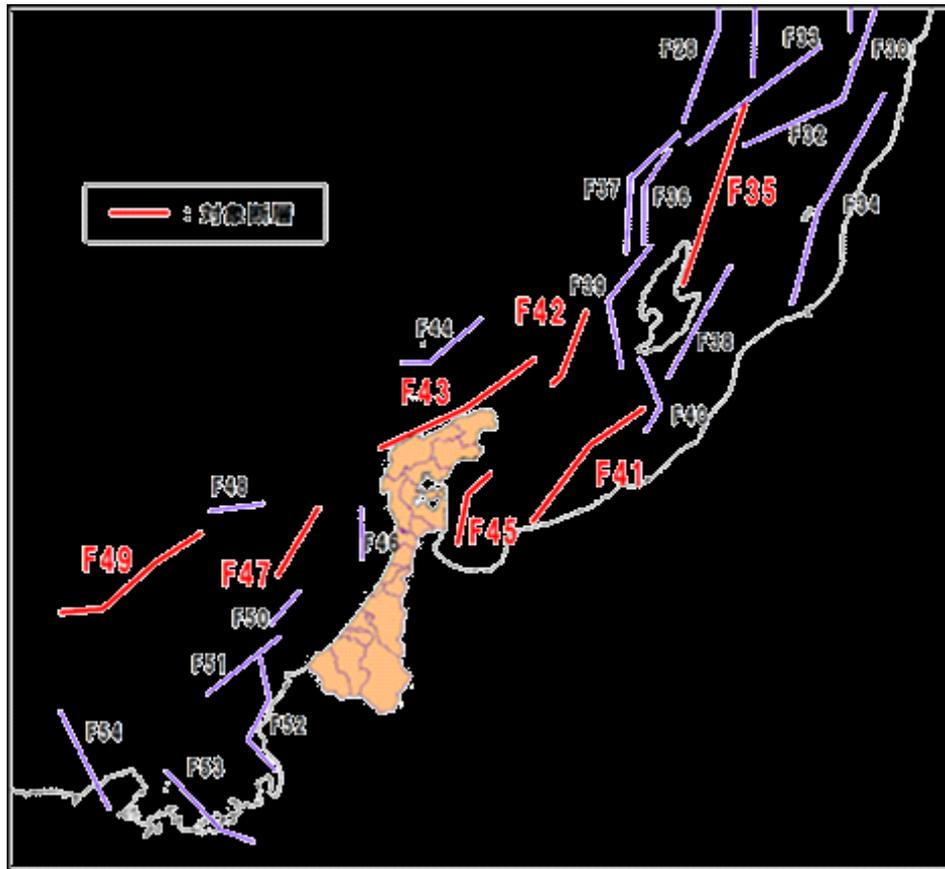
3 津波浸水想定調査

東日本大震災では、大津波の発生により甚大な被害が発生したことから、県により、平成23年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定が実施された。

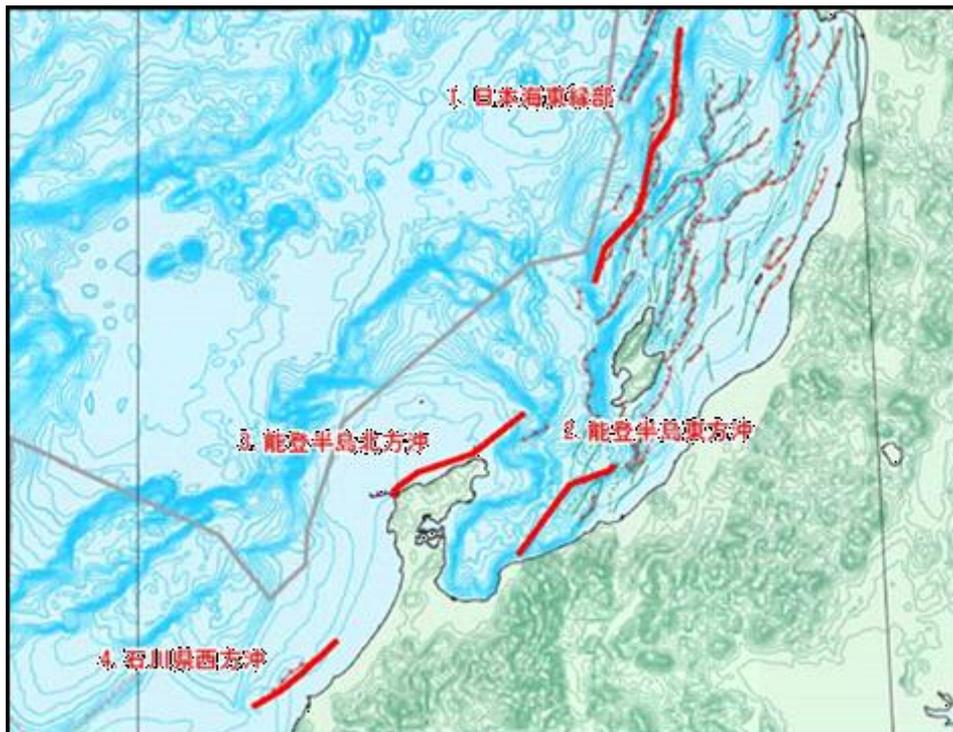
その後、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が設定された。

(1) 想定した津波
 ア 断層位置図

平成28年度津波浸水想定断層位置図



<参考> 平成23年度津波浸水想定断層位置図



イ 断層の設定条件

平成28年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模 (M)	長さ (km)	幅 (km)	平均すべり量 (m)
F 3 5	7.58	99.1	19.2	4.59
F 4 1	7.60	85.6	22.7	4.66
F 4 2	7.28	55.8	17.7	3.10
F 4 3	7.57	94.2	19.7	4.50
F 4 5	7.18	42.6	18.3	2.77
F 4 7	7.12	42.5	15.8	2.59
F 4 9	7.39	87.3	14.5	3.56

※ 平均すべり量：地震により断層がずれ動く距離

<参考> 平成23年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模 (M)	長さ (km)	幅 (km)	平均すべり量 (m)
日本海東縁部	7.99	167.0	17.32	12.01
能登半島東方沖	7.58	82.0	17.32	5.94
能登半島北方沖	7.66	95.0	17.32	6.76
石川県西方沖	7.44	65.0	17.32	4.62

(2) 津波浸水想定結果の概要

市町毎の浸水面積 (km²)

市町名	平成28年度			(参考) 平成23年度			増減		
	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計
かほく市	—	1.92	1.92	—	0.51	0.51	—	1.41	1.41
内灘町	0.04	1.95	1.99	0.03	0.89	0.92	0.01	1.06	1.07
金沢市	0.34	2.53	2.88	0.24	1.24	1.48	0.10	1.30	1.40
白山市	0.00	0.48	0.48	0.01	0.51	0.52	▲0.01	▲0.03	▲0.04
能美市	—	0.21	0.21	—	0.22	0.22	—	▲0.01	▲0.01
小松市	0.01	3.56	3.57	0.01	2.39	2.40	▲0.01	1.17	1.17
加賀市	0.01	2.02	2.02	0.04	2.27	2.31	▲0.03	▲0.25	▲0.29

※ 端数処理により、合計が合わない場合がある。

市町毎の最大津波高、最大津波の到達時間、影響開始時間

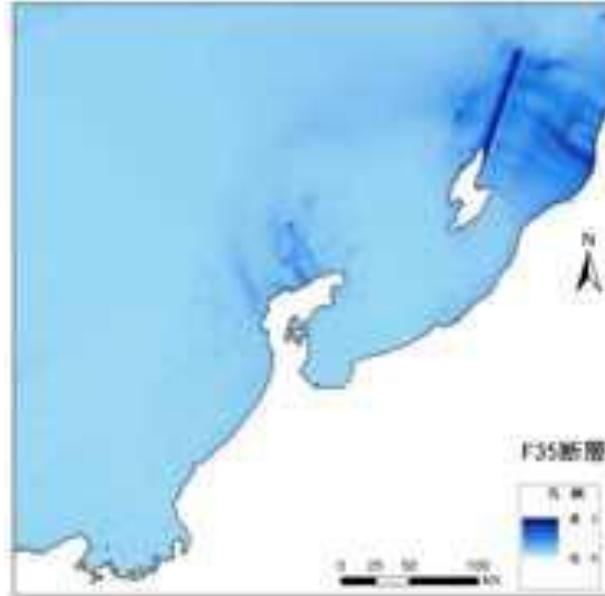
市町名	最大津波高 (m)			最大津波 到達時間 (分)	影響開始 時間 (分)
	平成28年度	平成23年度	増減	平成28年度	平成28年度
珠洲市	20.0	18.6	1.4	15	1分未満
輪島市 (舳倉島)	8.8 (9.4)	11.2 (16.6)	▲2.4 (▲7.2)	59 (26)	1分未満 (21)
能登町	9.6	12.6	▲3.0	10	2
穴水町	8.7	8.2	0.5	15	3
七尾市	7.8	9.5	▲1.7	8	1
志賀町 (志賀原発)	6.3 (5.8)	9.7 (6.4)	▲3.4 (▲0.6)	100 (96)	9 (16)
羽咋市	4.6	6.4	▲1.8	119	21
宝達志水町	3.6	4.1	▲0.5	26	23
かほく市	3.8	4.2	▲0.4	25	21
内灘町	3.8	3.8	0.0	25	21
金沢市	3.6	3.8	▲0.2	24	20
白山市	3.6	5.3	▲1.7	34	19
能美市	3.6	5.7	▲2.1	34	20
小松市	3.4	5.5	▲2.1	33	20
加賀市	4.9	10.8	▲5.9	30	19

※ 影響開始時間は、海岸付近の海域で20cmの海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

断層ごとの津波シミュレーションの概要

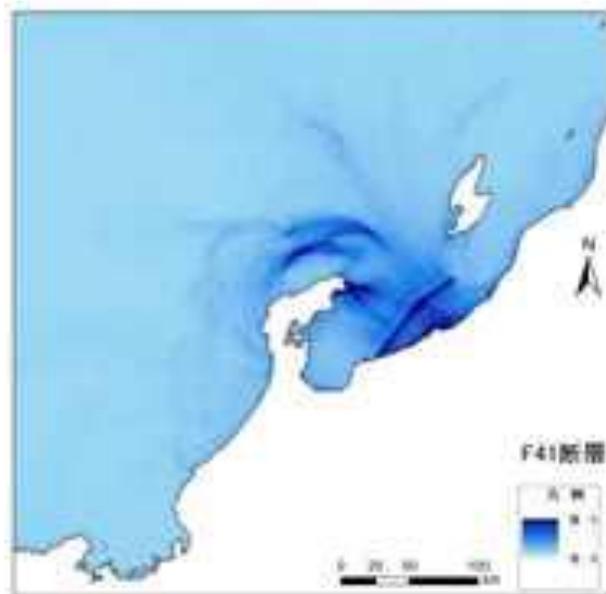
【断層 F 3 5】

- 日本海東縁部で発生した津波は、日本海側に広く伝播するが、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- 影響が大きいのは、志賀町、輪島市、珠洲市で、1.7m～8.2m（珠洲市真浦地区）の津波が到達する結果となった。



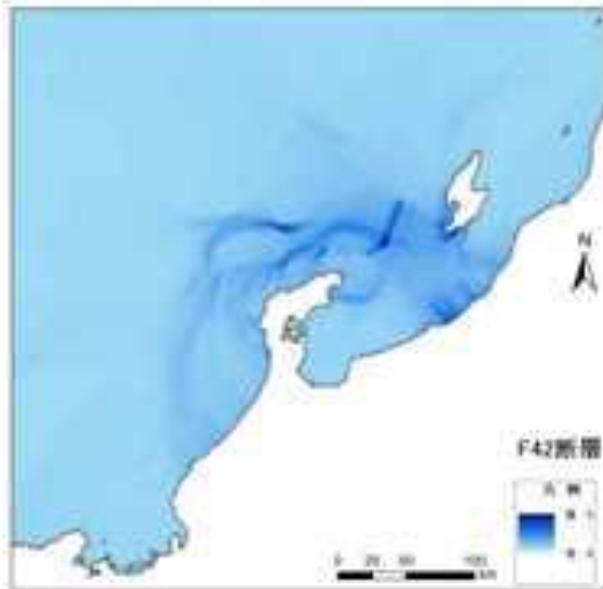
【断層 F 4 1】

- 能登半島東方沖で発生した津波は、能登内浦へ向けまっすぐ伝播し、遠浅の地形により波が収斂し高くなる。また、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように外浦へと伝播する。
- 羽咋市から七尾市にかけて能登地域全体で影響が大きく、1.0m～20.0m（珠洲市小泊地区）の津波が到達する結果となった。



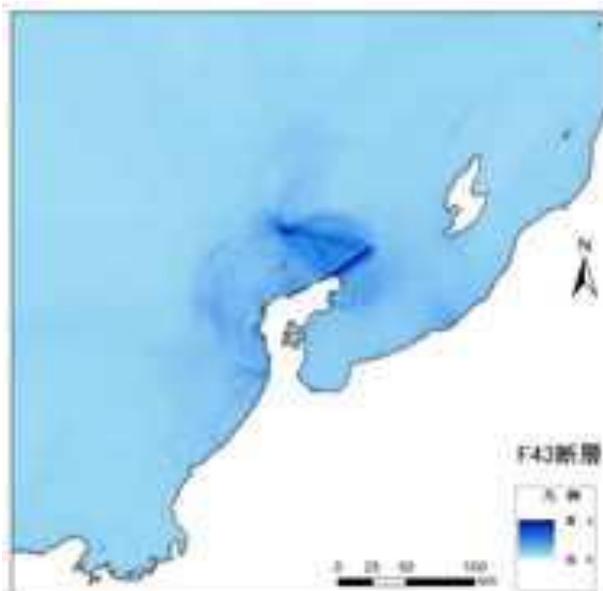
【断層F 4 2】

- 能登半島珠洲沖で発生した津波は、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- 加賀市から宝達志水町、輪島市、珠洲市で影響が大きく、1.6m～8.0m（輪島市深見）の津波が到達する結果となった。



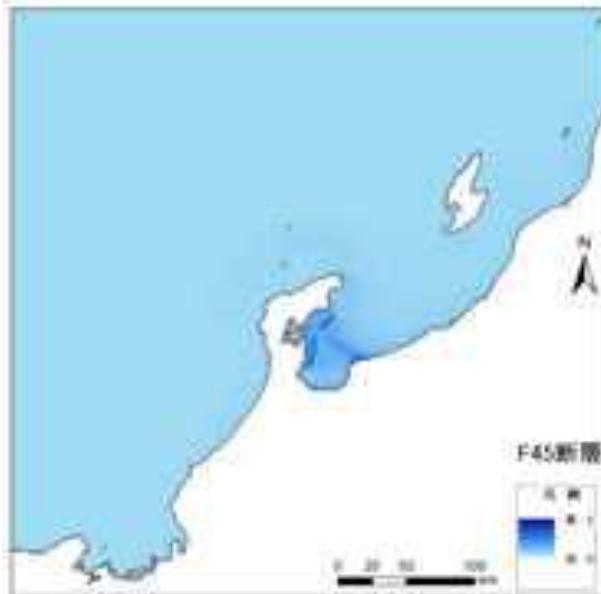
【断層F 4 3】

- 能登半島北方沖で発生した津波は、能登半島北部沿岸に近接しており、短時間で到達する。他地域には、波が回り込む形で伝播し、到達する。
- 加賀市から穴水町にかけて広く伝播し、1.7m～6.3m（志賀町百浦）の津波が到達する結果となった。（舳倉島の一部では9.4m）



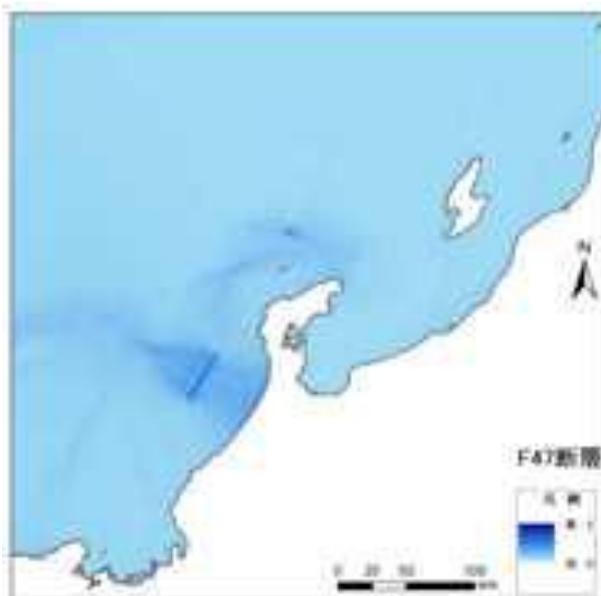
【断層F 4 5】

- ・富山湾西部で発生した津波は、能登半島東部沿岸に近接しており、能登内浦に短時間で到達する。
- ・能登町から七尾市にかけて影響が大きく、0.7m～7.8m（七尾市下佐々波）の津波が到達する結果となった。



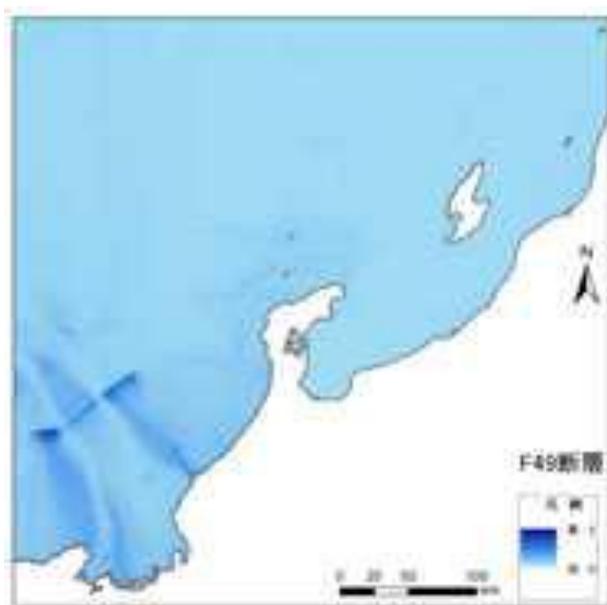
【断層F 4 7】

- ・能登半島西方沖で発生した津波は、加賀から能登外浦に伝播し、到達する。
- ・白山市から志賀町にかけて影響が大きく、1.6m～3.8m（内灘町白帆台、かほく市白尾）の津波が到達する結果となった。



【断層 F 4 9】

- ・石川県西方沖で発生した津波は、加賀から金沢地域に向けて伝播し、到達する。
- ・加賀市から羽咋市にかけて影響が大きく、1.9m～4.9m（加賀市橋立）の津波が到達する結果となった。



4 津波災害に備える対策

平成28年度に実施した津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定調査では、7カ所の断層により発生する津波の重ね合せの浸水面積は47.45km²となった。また、F43断層やF45断層を波源とする津波は、陸に近い位置で発生するため、短時間での津波到達が予測されたところである。

上記の津波浸水想定調査の結果を踏まえ、市及び防災関係機関は、津波災害に対する予防対策として、市民等防災関係機関及び都市基盤の防災力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を時系列に沿って分類・整理したうえで、適時・的確に応急対策を講じる体制を整備する。さらに、被災者の利便に配慮した復旧・復興を目指す。

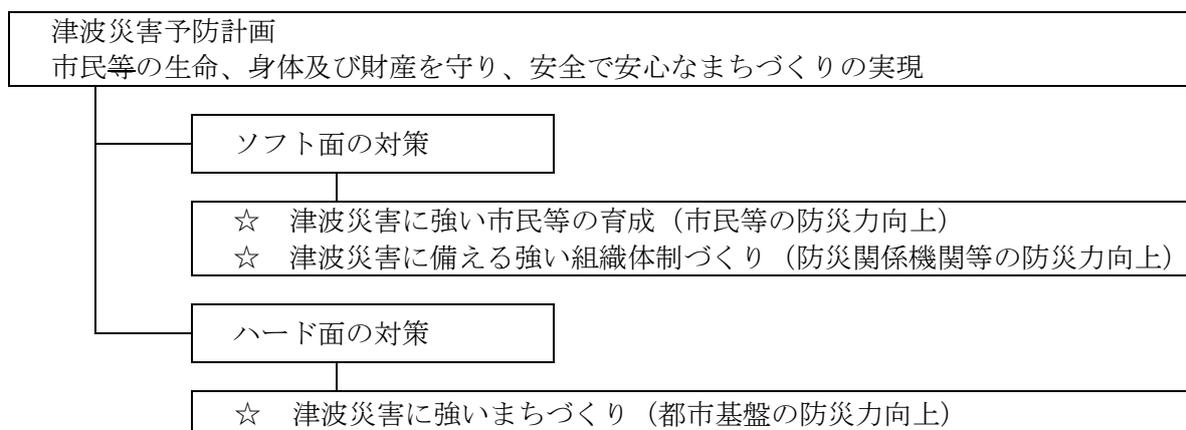
なお、今回の想定結果を超える事態が発生するおそれがあることにも十分留意し、想定を超える津波にも対応できるよう、十分な備えが必要である。

第2章 津波災害予防計画

【津波災害予防計画の体系】

津波から市民等の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくり実現のために、市及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、市民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防護」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じる。また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進するとともに津波に関する防災教育、訓練（津波からの避難の確保等を効果的に実施するため）及び津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。



【津波災害に強い市民等の育成】

市及び防災関係機関等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民等の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを取っておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが津波に対する心構えを持ち、津波発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。

第1節 防災知識の普及

1 基本方針

津波災害対策は市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、市及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った津波に強い市民等の育成に努める。

なお、市は、防災関係機関と連携し、市民等が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

2 津波災害警戒区域の指定、津波ハザードマップの作成、周知

県により、津波浸水想定を踏まえ、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域が津波災害警戒区域に指定される。

津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

このほか市は、県の示す津波災害警戒区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、市民等に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を市民等に周知する。

3 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、津波発生時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、全ての職員に対し、職員研修所等で防災教育を取り組むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。この際、防災担当職員以外の職員には、全庁的な取り組みを必要とすることから、学習会の実施や担当業務を中心とした計画の見直しの実施を継続する等、意識の高揚を図ることに留意する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 加賀市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 地域の地震・津波災害等の危険度
- カ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用
- キ その他災害対策に必要な事項

4 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の津波災害に強い市民等を育成する上で重

要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等についても、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模津波災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域の市民等との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を作成・活用して、以下の事項について指導を行う。また、津波てんでんこ等、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に津波災害が発生した場合の対処の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊産婦、食物アレルギーのある人、外国人など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する配慮
 - カ 地域の地震・津波災害等の危険度
 - キ その他津波対策に必要な事項

5 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、市民等に対してわかり易い防災情報の発信に努めるとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布、地震被害想定等の周知等、あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては市民等も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

- (1) 普及の方法
 - ア 生涯学習教育を通じての普及
教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、津波防災上必要な知識の普及に努める。
 - イ 広報媒体等による普及
 - (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等
 - (イ) 新聞、雑誌
 - (ウ) 印刷物
 - (エ) ビデオ、映画、スライド
 - (オ) 広報車の巡回
 - (カ) 図画、作文等の募集
 - (キ) 講演会等の開催
 - (ク) 防災器具、災害写真等の展示
 - (ケ) 津波ハザードマップの活用
 - (コ) 自動車運転免許の取得時及び更新時の活用
 - (サ) 避難看板の設置
 - (シ) 各地域の標高や想定される津波高、津波到達予想時間の表示等
 - ウ 社会教育施設の活用を通じた普及
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- (2) 教育の内容
 - ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
 - イ 津波災害についての知識及びその特性
 - ウ 津波警報等や避難指示等の意味と内容

- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 避難指示の発令時に市民及び事業者等のとるべき措置
- カ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- キ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- ク 自主防災組織の活動
- ケ 地域の地震・津波災害等の危険度
- コ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
- サ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ス その他津波対策に必要な事項

6 防災相談及び意識調査

市、県及び防災関係機関は、その所管する事項について、市民等の津波対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、市民等に津波対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

- (1) 市は、令和6年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 市民等は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民等が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

1 基本方針

津波災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

2 市民のとるべき措置

平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から出火の防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・ プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食の点検 ○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 ○ 感震ブレーカーの設置に努める。 不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であるため、設置を検討する。 ○ 住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強 ○ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・ 家具の上に物を置かない。 ・ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置 ○ ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置 ○ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料及び飲料水の備蓄） ・ 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・ 三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波発生時の役割分担 ・ 避難場所等、避難路の事前確認 ・ 毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法並びに避難ルール の取決め ・ 「津波てんでんこ」の理解と確認 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼育について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講じる。 ○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。
-------	---

地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

津波災害に対する心得	一般用
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。 ○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の市民等の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○ 津波は、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
	船舶用
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）避難を行う。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。 ○ 津波は、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

（注1）港外：水深の深い、広い海域

3 事業者等のとるべき措置

- （1）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規定その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講じる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講じる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講じる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講じる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図る。 ○ 食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県との協定の締結に努める。
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。 ○ 従業員、顧客及び周辺の市民等の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講じる。
---------------	---

(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。

津波発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い要配慮者の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。
----------	--

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民等及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防

災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。さらに、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民等及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

1 基本方針

津波の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

市は、市民及び事業所自らが避難行動、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

2 市民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

市は、市民等の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や県の自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなどし、意識啓発及び防災リーダー等の防災人材育成、強化を図り、組織率の向上、共助意識の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講じる。また、各町の自主防災組織や防災士会との連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実につなげるほか、災害時に各町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び津波発生時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、市は、津波災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達体制の確立 ○ 津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 防災資機材の備蓄及び管理 ○ 地域における避難行動要支援者の把握 ○ 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立 ○ 避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理
津波発生時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民等に対する避難命令の伝達 ○ 救出救護の実施及び協力 ○ 避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 避難所運営の実施及び協力 ○ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○ 避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、津波等の災害時には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら、ねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

(4) 漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港・港湾管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方などの地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取り組みを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を収容する旅館、ショッピングセンター等にあっては、津波発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市、県及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。さらに、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、津波被害の軽減、防止に努める。

1 基本方針

- (1) 市は、津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、市民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。
このため、市は、ボランティアの防災活動が円滑に行えるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民等の理解促進のための広報活動に努める。
- (2) 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化に努める。

2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの、又は、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、市及び県の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務
- (2) 傷病人の応急手当等医療看護業務
- (3) 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
- (4) 通訳業務
- (5) その他専門的な技術、知識を要する業務
- (6) その他の業務

3 防災ボランティアの受入体制等

- (1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ
市は、津波発生時において前項2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。
- (2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練
市、県及び（公財）石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。
- (3) 被災宅地危険度判定体制の整備
緊急の判定活動に速やかに対応するため、市は、県及び全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。
- (4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等
市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土

砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、市民等やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

- (1) 市及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなど市民等と一体となった訓練を実施する。
- (2) 市は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。
- (3) 市は、被災地のニーズに即した防災ボランティアの受入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネーター力向上のための研修等を行う。また、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。
- (4) 市は、市民等、県及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りを努める。

1 基本方針

市は、災害予防に万全を期するため、単独又は県及び防災関係機関と共同して、津波発生時における救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的な計画を立案し、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。また、市及び防災関係機関は、特に自主防災組織や市民等に参加を求めて、津波発生時の避難等をより多くの市民等が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

2 防災訓練計画

市は、津波災害予防に万全を期するため、単独又は県及び防災関係機関と共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、津波災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他津波災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

津波災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び市民等の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、市民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所の開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは市民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

(ア) 災害情報等の通信訓練

(イ) 災害応急対策従事者の参集訓練

(ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 市民等・自主防災組織の防災訓練

大津波発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、市民等においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、また防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

市は、県及び防災関係機関と協力し、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

【津波災害に備える強い組織体制づくり】

大規模な津波災害に市、県及び防災関係機関が、迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、津波災害時における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、津波災害時における拠点整備を行う。

1 基本方針

津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。また、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 市の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市は、津波発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。

ア 即応体制の確立

市は、災害情報の収集伝達体制を確保するため、情報機器の活用と宿日直者による通報体制を整備する。

イ 災害対策本部要員等への連絡手段の確保

市の幹部職員等は、携帯電話を携行する。

(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備

市の各部局長等は、地域防災計画の内容に基づき、津波発生時の応急対策活動を円滑に行えるよう、津波発生時の職員の配備計画、連絡体制（参集伝達系統）、担当業務及び登庁不能時の参集場所などを盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）等の整備を行う。

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、防災担当課長に報告する。

(3) 災害対策本部室の整備

市庁舎の災害対策本部室（庁舎会議室201又は会議室302）については、災害情報を共有し、的確な意思決定を図ることができるよう必要な機能の整備を行う。

(4) 市災害対策本部職員用物資の確保

大津波が発生した時には、災害対策本部職員の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するため、市に災害対策本部職員用の物資を備蓄又は確保を図る。

(5) 広域防災拠点の指定と整備

市は、津波災害時において応急対策活動の拠点となる広域防災拠点を指定の上、整備する。広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便のよい所を指定する。指定に当たっては、加賀市の地理的、社会的条件や地震被害想定調査による想定津波の影響範囲を考慮し、次の4つの地区を基本とする。

地区	大聖寺地区	片山津地区	山代地区	山中地区
----	-------	-------	------	------

また、各拠点には、被災地外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、想定避難者数を考慮した物資の集積面積の確保に努める。

(6) 国、県との連絡体制等の整備

ア 市は、津波に関して、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

イ 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から全職員を対象とした訓練や研修等を実施し、職員の災害対応意識の向上を図るとともに、同計画の効果的な運用に努める。

(7) 災害情報の収集

市は、災害時において地区、町会ごとの災害情報を円滑に収集できるよう努める。

(8) 情報発信

市は、避難所、地区・町会ごとの情報提供手段の充実に努める。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分に確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(9) 他の地方公共団体や民間団体等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺の地方公共団体が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者及び広域一時滞在における被災市民等（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(10) 業務継続計画の策定等

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

(11) 受援計画等の策定

ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に

配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等 に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

エ 市は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

(12) 孤立(要支援)集落への対策強化

市は、孤立集落(土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され孤立する可能性のある集落)発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、県と連携し孤立集落対策マニュアルの整備や関係機関との研修・訓練等に努める。また、孤立集落の発生を見据え、通信、道路等のインフラ整備や備蓄物資、衛星携帯電話、無人航空機(ドローン)の飛行ルート等の整備など、デジタル技術を活用した情報収集・対応の改善を図る。

(13) 安否不明者の氏名等の公表等

市は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

(14) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講じる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS(地理情報システム)、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確認すること。

(15) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平時から、応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導體制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(16) 災害廃棄物の仮置き場の確保等

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を作成する。また、市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

(17) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、市民等にわかりやすい制度の周知に努める。

(18) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等)の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(19) 事業継続計画(BCP)の策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)構築を支援するため、情報提供に努める。

(20) 事業継続力強化支援計画の策定

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(21) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等

の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(22) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(23) 代替水源の確保

市は、代替水源（生活用水）として井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(24) システムの整備・利活用

市町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、大津波が発生した時に応急対策活動を円滑に行えるよう職員の参集、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7節 通信及び放送施設災害予防

1 基本方針

津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、高齢者等による電子機器での防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。

2 通信用施設設備の整備

(1) 市の整備

ア 市は、市民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の实情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、ケーブルテレビ、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努めるとともに、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（V S A T）の活用を図る。さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、市は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

(3) 応急用資機材の整備

市及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(4) 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

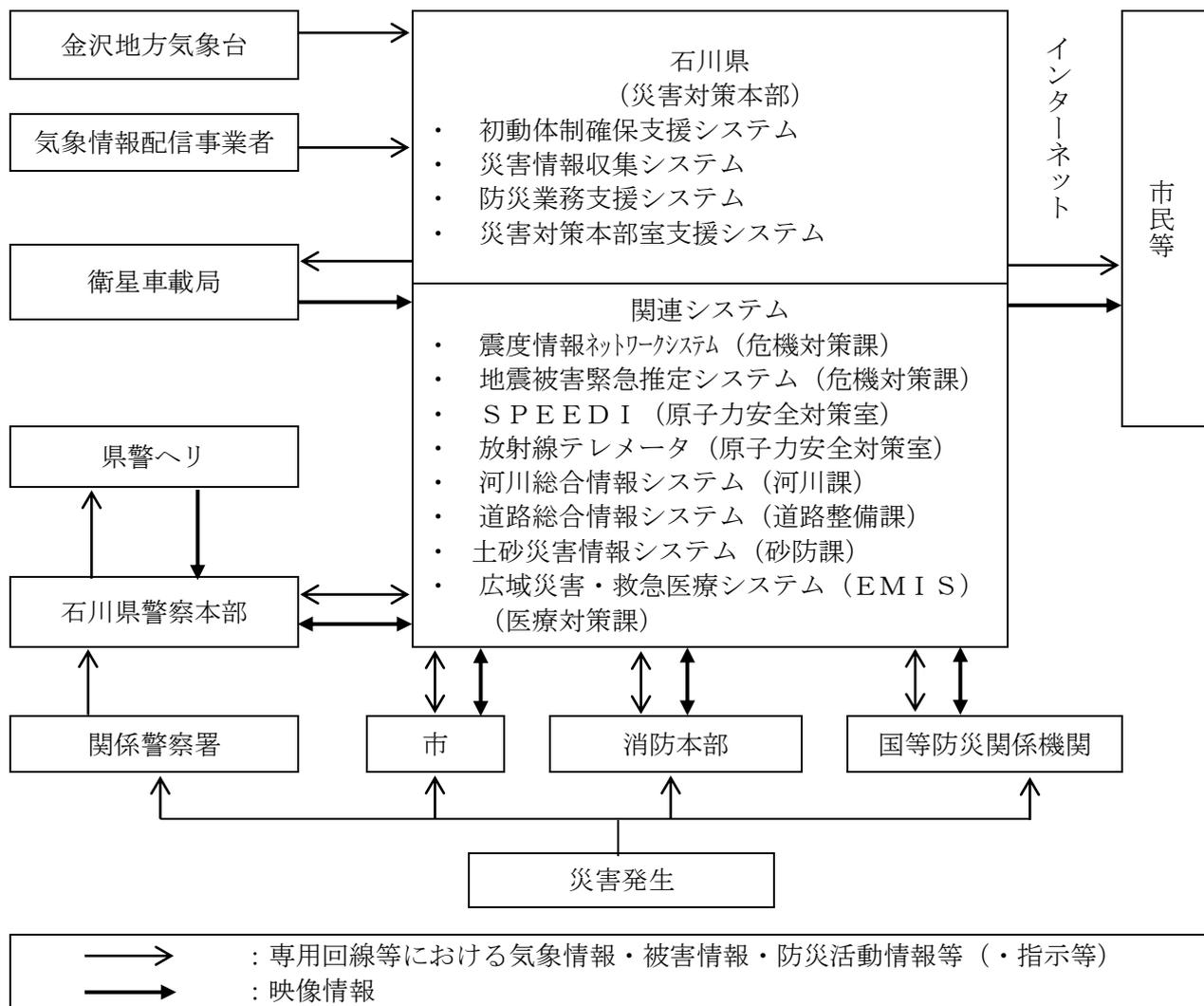
(5) 緊急地震速報の通信施設の整備等

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるとともに、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。

3 石川県総合防災情報システム

市は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を活用し、災害情報の収集、伝達に努める。また、各機関が横断的に共有すべき防災

情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。



4 放送施設設備の整備

- (1) 市は、有線通信施設設備、無線通信施設設備により通信ができないとき、又は著しく困難な場合において、放送事業者に対し放送要請を行うための協力体制の確保に努める。放送事業者は、災害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう努める。
- (2) 放送事業者は、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、速やかに放送を再開するために、次の対策の推進に努める。
 - ア 演奏所が被災しても放送ができるよう可能なかぎり送信所内に最小限の演奏設備を設ける。
 - イ 中波放送については、可能なかぎり非常用放送設備を設ける。
 - ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図るような措置を講じる。

5 アマチュア無線協会との連携

市は、災害に関しアマチュア無線協会に対し、災害時の情報収集、伝達の協力が得られるよう連携を図る。

1 基本方針

都市の過密化、危険物需要の拡大等により、地震や津波に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、市及び消防本部は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

2 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

市長は、台風の接近等による強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。また、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎよ線の設定等

市長は、火災被害の想定をもとにし、破壊消防による防ぎよ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

3 消防力の強化

市長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

市長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利を増設及び維持管理し、その適正配置を推進する。また、海水、河川水等の自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水等も、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 消防団の活性化

市長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 市消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）における広域化対象市町長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

4 消防機械器具の点検整備と出動計画等

市長は、消防本部に大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項について、あらかじめ計画を定めておく。

(1) 消防機械の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 招集計画

消防職員の招集は、加賀市警防業務規程第25条及び第26条に規定するところによる。消防団員についてもこれに準ずる。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配慮するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

- (ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画
- (イ) 飛火警戒のための出動、配置計画
- (ウ) 応援部隊の誘導、配置計画
- (エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

5 消防機関の警戒警備体制の確保

市長は、津波発生時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、おおむね次の事項についてあらかじめ警戒警備計画を定めておく。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員召集又は伝達方法
- (4) 消防無線、有線放送等の通信の確保
- (5) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

6 火災発生防止の徹底

津波発生時においては、市民等に火災発生防止の徹底を図るため、次の措置を講じる。

(1) ラジオ、テレビ等による広報

市は、県に協力を求めラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、市民等に火災発生防止の徹底を図る。

(2) 予防広報等

市長及び消防長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について市民等に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

7 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 市長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。

なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 市は、家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うためレスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

ア 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市長は、津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、県の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

1 基本方針

津波発生時は人的被害防止を最優先とするため、水防活動に従事する者の安全確保を図ったうえで、津波発生後（津波警報解除）の豪雨又は高潮・高波による二次災害に対して、次の措置を講じるほか、加賀市水防計画及び石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、加賀市水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための消防団員又は水防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮し、市地域防災計画等にあらかじめ定めておく。また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

3 水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、津波発生時に資機材が流出・損傷しない位置に資機材の配備を行い、使用後は直ちに不足分を補充する。

4 水防作業人員の確保

水防管理者は、津波発生に伴って加賀市水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。

なお、津波発生時は水防活動に従事する者の安全確保を図る。

5 雨量及び水位情報の活用

水防管理団体等の関係機関は、石川県河川総合情報システム等から自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前であっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

6 避難準備措置の確立

市長は、津波発生時の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は加賀市水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて水のあふれあるいは堤防の決壊により直接被害を受けるおそれのある地域の市民等、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講じる。

7 地下空間の浸水対策

(1) 市は、ビルの地階等の地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的な事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。

(2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

8 水防施設等の耐震対策

市は、津波による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講じる。また、市は、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、常時開放の必要がない水門、陸閘等については、できるだけ閉鎖するように努める。

第10節 避難体制の整備

1 基本方針

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、市民等が安全に避難できるよう、地域の実情、感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて市民等に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- (1) 防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。
- (2) 指定避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。
- (3) あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。
この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (4) 市は、市民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避難するための施設を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。
- (5) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (6) 大規模災害においては避難所運営について、県と連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。
- (7) 避難所環境向上に必要な資機材や、飲料水、食料、ミルク、段ボールベッド、毛布等の避難所開設後直ちに必要となるものについては、各地区に分散備蓄する。
- (8) 避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市は、津波発生時に市民等が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等（資料編参照）をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マップの作製・配布等により、その内容の市民等への周知徹底を図る。また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 被災が想定されていない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすること。

エ 下記の災害の発生のおそれのない区域、又は当該災害に対して安全な構造であることのほか、浸水・津波等に対しては、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対し、沿岸地域及び河川の下流域にあつては、海拔の高い所であること。

(ウ) 火災に対し、周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難場所でも市民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

(2) 指定避難所の指定

ア 指定避難所の要件

(ア) 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

(イ) 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

(エ) 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所であること。

(オ) 火災に対し、周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

イ 指定避難所の整備

(ア) 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(イ) 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(ウ) ペット動物の飼育場所等について検討する。

(エ) 避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

(オ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図る。

(カ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(キ) 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備に努める。

(ク) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえる。

(ケ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

(コ) 市は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努める。

(サ) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(シ) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所にある在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(ス) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

ウ 施設・設備や体制の整備

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む)、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(3) 避難路の指定

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

- エ 浸水の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(4) 避難指示の発令基準の策定等

- ア 市長は、避難指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- イ 市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(5) 避難指示等発令の代理規程

市は、市長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を次のようにする。

第1：副市長（防災担当）	第2：副市長	第3：総務部長
--------------	--------	---------

3 津波避難ビルの指定等

市は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

4 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

高齢者や障害者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

5 交通規制

警察署は、津波発生時の市民等の円滑な避難のため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

6 避難誘導標識等の設置

- (1) 市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。
- (2) 市は、浸水高等の「高さ」を町の中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町内会、自主防災組織等を通じて市民等にわかりやすく示すよう留意する。
- (3) 市は、誘導標識について、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- (4) 市は、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

7 避難誘導體制

(1) 市の役割

ア 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、また、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等・津波避難ビル・避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

なお、検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

ウ 市は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し行動ルール等を必要に応じて見直す。

エ 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

オ 市は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定するよう努めるとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても検討しておく。また、平素から計画に沿って訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(3) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

8 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

9 情報連絡体制の整備

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、管内の市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

10 孤立集落対策マニュアルの作成

市は、孤立集落等発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、県と連携し、孤立集落対策マニュアルの作成に努め、関係機関との研修・訓練等の実施に留意する。

11 被災者支援業務の迅速化・効率化

市は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

第11節 要配慮者対策

1 基本方針

津波発生時、要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易く被害を受ける可能性が高い。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉関係部局などの関係部局の連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成する。

イ 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 75歳以上の一人暮らしの者・高齢者世帯の者
- (イ) 寝たきり・認知症(概ね要介護3以上)の者
- (ウ) 身体障がい者(肢体不自由1・2級、視覚1・2級、聴覚1・2級)
- (エ) 知的障がい者(療育手帳A・B)
- (オ) 精神障がい者(1・2級)
- (カ) 内部障がい者
- (キ) 乳幼児・児童(0～9歳)
- (ク) その他支援が必要と思われる者(妊産婦、外国人等)

ウ 名簿の作成に必要な記載事項

名簿には、次に掲げる事項を記載(災害対策基本法第49条の10第2項)し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

市は、名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める(災害対策基本法第49条の10第3項)。

オ 名簿の更新に関する事項

市は、市民等の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 避難支援等関係者等

ア 避難支援等関係者への情報提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名

簿に記載された情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、市は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行う（災害対策基本法第49条の11第3項）。

イ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

(ア) 加賀市消防本部

(イ) 加賀市民生・児童委員協議会

(ウ) 加賀市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

(エ) 自治会および町内会

(オ) 大聖寺警察署

(カ) 自主防災組織

(キ) その他避難支援等の実施に携わる関係者で市と名簿の取扱いに関する協定を締結した者

ウ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置および市が講じる措置

市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

(イ) 避難支援等関係者に対し、秘密保持義務が課せられていることを十分に説明すること。

(ウ) 名簿は、厳重なる保管を行うよう指導すること。

(エ) 名簿を複製しないよう指導すること。

(オ) 名簿の提供先が団体の場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。また、この場合、必要に応じて協定を締結するよう努めること。

エ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

カ 要配慮者に対する避難のための情報伝達

市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きができるよう、避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達に配慮する。また、情報伝達に際しては、多様な伝達手段の活用を努める。

(3) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等

ア 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、市民等、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用が支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

ウ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、

個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ。

迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

カ 市は、個別避難計画に係る取組において、県から事例や留意点などの提示、研修会の実施等の支援を受ける。

(4) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(5) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(6) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

(7) 福祉避難所の指定

ア 市は、高齢者や障がい者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

(ア) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(イ) 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ウ) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

(エ) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

(オ) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう多様な情報伝達手段の確保に努めること。

イ 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(8) 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(9) 避難後の支援対策

市は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

3 社会福祉施設等の防災体制の整備

(1) 防災組織体制の整備

ア 社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、参集計画、緊急連絡体制を明確化しておく。また、社会福祉施設等の管理者は、平常時から関係機関、市民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

イ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 防災設備等の整備

ア 社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努める。

イ 施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、

水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

ウ 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

（3）防災教育、防災訓練の充実

ア 社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

イ 災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- （1）避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするるとともに、多言語化を推進する。
- （2）訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- （3）多言語による防災知識の普及を推進する。
- （4）外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- （5）地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。
- （6）石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、SNS等を活用した情報の周知に努める。

5 障がい者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

第12節 緊急輸送体制の整備

1 基本方針

道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

- (1) 道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。
- (2) 市は、県と多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や漁港の整備を図る。
- (3) 市は、県及び関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの整備

市は、設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを、次の3つに区分し整備する。

区分	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路 初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	高速道路	北陸自動車道
	国道	一般国道8号
	国道	一般国道305号
	主要地方道	小松加賀線
	主要地方道	山中伊切線
	主要地方道	加賀インター線
	一般県道	片山津山代線
第2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	国道	一般国道364号
	主要地方道	橋立港線
	主要地方道	小松加賀線
	主要地方道	山中伊切線
	主要地方道	小松山中線
	一般県道	塩屋港線
	一般県道	串加賀線
第3次緊急輸送道路 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	一般県道	小松山中線
	一般県道	荒木田原町線
	一般県道	小塩潮津線
	一般県道	水田丸黒瀬線
	一般県道	潮津串線
	一般県道	加賀温泉停車場線
	市道	A375号線、C432号線、C463号線

3 臨時離着陸場の整備

道路の損傷等により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地进行調査し、臨時離着陸場を設ける。

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

4 漁港の整備

(1) 県（港湾管理者）により、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性が強化される。緊急物資の集積及び市民等の避難等のための広場等についても整備が図られる。また、県（港湾管理者）により管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会において、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討され、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策が講じられる。

(2) 県（港湾管理者）により、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査が行われる。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことが命じられ、又は勧告が行われる。

5 民間事業者等の活用

(1) 市は、平時から、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

(2) 市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第13節 医療体制の整備

1 基本方針

地震・津波発生時には、家屋の浸水や火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民等の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するなど、平素から災害の発生に備える。

2 医療救護体制の整備

(1) 市

ア 市は、加賀市医療センターの協力を得て医療救護班を編成しておく。

イ 市は、加賀市医師会の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、補助員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。

エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市は、地震・津波発生時に重傷患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ 市は、地震・津波発生時、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

ケ 市長及び消防長は、陸路による被災者救護が困難な場合に備えて、ヘリコプターによる救急搬送体制について定めておく。

なお、県消防防災ヘリコプターの出動については、市又は消防本部から県航空消防防災室に対して行う。



(2) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、震災・津波の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMA T及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMA T及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(4) 救急告示病院

ア 救急告示病院は、震災・津波の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成

及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（※公立病院等）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

（※ 公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、地域医療機能推進機構金沢病院）

イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。

(5) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

(6) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

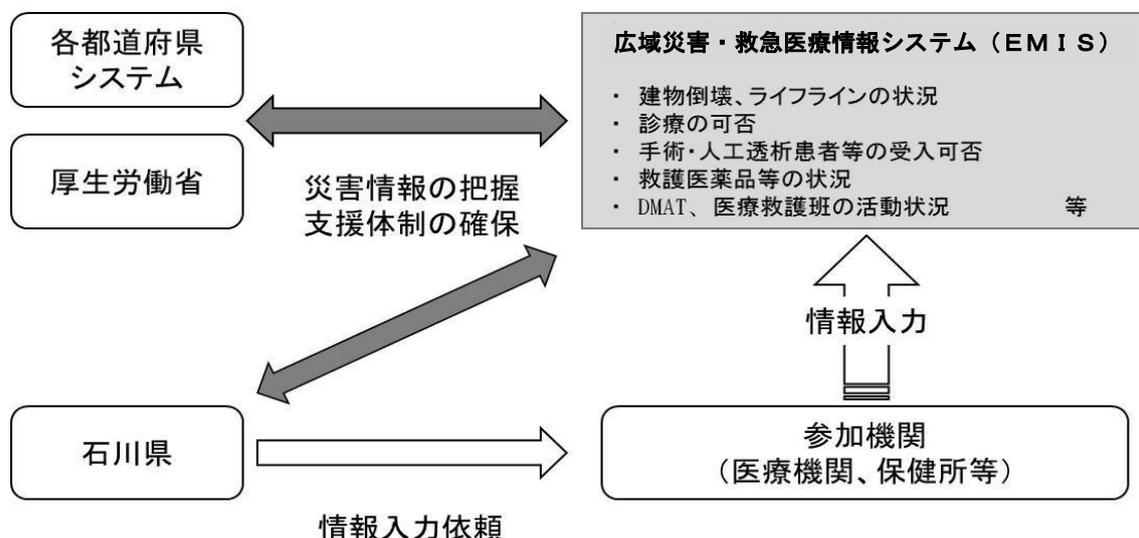
(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。

（注1）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始。
- 端末設置機関
医療機関、消防本部、医師会、健康福祉センター等
- 災害時情報
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



(3) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

ウ 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。

4 保険医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等

市は、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、県が実施する、保険医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部の設置、運営等に関する研修や訓練への参加に努める。

5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

(1) 医薬品等

市は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。

(2) 輸血用血液

石川県赤十字血液センターにより、輸血用血液の備蓄・供給体制が確立されている。

6 応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県及び医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から津波の発生に備える。また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生・児童委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民等は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障がい者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

1 基本方針

津波発生時には、家屋の浸水や道路の損壊等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した市民等は災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、被災した市民等の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

2 活動体制の整備

- (1) 市は、平時から市民等に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。
- (2) 市は、災害発生時に必要に応じて、県に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。

3 情報連絡体制の整備

(1) 県の体制

ア こころのケア活動に係る情報連絡体制

県により、D P A T 統括者、D P A T 調整本部、D P A T 活動拠点本部等相互の情報連絡体制を整備する。

イ 災害時通信手段の確保

災害拠点精神科病院である石川県立こころの病院は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備する。

(2) 市の体制

市は、県及び精神科医療機関と連携し、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動要領」等を踏まえながら、石川D P A Tの派遣・受入体制及び精神科救急医療 についての情報連絡体制の整備に努める。

1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕からの支援を受ける。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や市民等・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

2 市、市民等の役割分担

- (1) 市は、被災市民等に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 市は、指定避難所や各中学校区に拠点備蓄倉庫を整備し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具や資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民等に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。
- (3) 市民等は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における市民等の相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や市民等のことも考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (5) 市は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

- (1) 市は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を行う。
- (2) 市は、県による地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適

時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

- (3) 市は、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4 物資の集積、配送地の整備

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県により、災害の規模が甚大で市が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質や津波の浸水リスク等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（広域物資輸送拠点）が定められる。
- (2) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (3) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努め、受入体制の強化を図る。

この際、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術の活用を努める。

1 基本方針

積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。

2 積雪対策の推進

積雪期における津波対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、「市地域防災計画（雪害対策編）」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

津波発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、県道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

地震・津波による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。市及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

市は、孤立が予想される集落の臨時離着陸場の確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導等に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

市及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料

のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

【津波災害に強いまちづくり】

「津波災害に強いまちづくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の市土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。

市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。また、市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

なお、市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

第18節 孤立集落対策

危機対策課、土木課、水道課
消防総務課、警防課、消防署

1 基本方針

市は、県と連携して、中山間地域、沿岸地域など、災害時に土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

2 孤立可能性の把握と防止対策の実施

市は、県と連携して、土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され、孤立する可能性のある地区及び集落について、把握する。

また、被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、県との役割分担により、災害に強い道路整備を行う。

3 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

市は、県から、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備支援を受ける。

4 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる市民等の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、県と協議する。また、必要に応じて訓練を行う。

5 市民等の役割

(1) 市民等の役割

孤立が予想される地域の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。

(2) 地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努める。

(3) 企業・事業所の役割

孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努める。

6 市の役割

市は、県と連携して孤立集落対策を実施する。

(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

(2) 避難経路多重化の検討

(3) 衛星通信等の通信手段の確保

(4) 集落防災拠点施設の確保

(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

(6) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備

(7) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。）

(8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

(9) 市町地域防災計画で定める事項（資料編）

ア 孤立が予想される集落

イ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所

ウ 各集落との通信の確保方法

エ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況

オ 各集落のヘリポート適地

第19節 建築物等災害予防

1 基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、津波は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、津波に強いまちづくりを行うに当たって、市等は、公共建築物、一般建築物の耐震性、耐浪性、不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに津波に対する安全性を一層高め、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市は、次の公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

(1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

(2) 震災時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

市及び施設管理者は、劇場、駅等不特定多数の者が使用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

4 文化財災害予防

市教育委員会は、文化財被災対応マニュアルを策定し、被災文化財に対応する体制整備に努める。

(1) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置や転倒・転落防止対策の措置をとるよう指導する。

(2) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 津波対策

市教育委員会は、文化財の津波被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。

ウ 文化財保護

市教育委員会は、文化財保護のため、平時から、民間団体等との連携を強化する。また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努める。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。また、市は、危険なブロック塀等の除去費用の一部助成を行い、安全の確保に努める。

6 家具等転倒防止対策

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を図るためには、地震動による家具等の転倒被害を防止する必要があることから、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを市民等に周知し、日頃から市民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

7 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第20節 公共施設災害予防

1 基本方針

道路、海岸、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民等の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、道路、公園等は、緊急時における避難場所としての活用可能性も有している。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施し強靱化を図るとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努める。

2 道路施設の整備対策

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、津波災害時における市民等の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災対策工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。さらに、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相互に協力し、避難場所としての整備を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震・津波への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。また、地震・津波により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施し、災害時に孤立化の恐れがある地区においては、避難や救援に必要な道路等の整備に努める。また、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用について考慮する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

(4) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、停電時への対策を推進する。

(5) アンダーパス部等の整備

道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(6) 沿道の建物の耐震化・不燃化

ア 県により、耐震改修促進法に基づく一定規模以上の要緊急安全確認大規模県特物（法附則第3条）、県耐震改修促進計画で指定される公益上必要な建築物（法第5条第3項第1号）で重要な避難路沿道建築物は、重点的に耐震化が促進される。

イ 市は、耐震改修促進法に基づく一定規模以上の要緊急安全確認大規模県特物（法附則第3条）に対し重点的に耐震化に努めるとともに、市耐震改修促進計画において市が指定している緊急輸送道路（市道）等の沿道建築物の指定の必要性を検討する。

3 海岸、漁港、河川の整備対策

津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進める。

(1) 海岸、漁港の整備

ア 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図る。

イ 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び市民等の避難等のための広場等についても整備する。

ウ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

(2) 河川の整備

津波発生時においては、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性に配慮して整備する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

震災時においては、公園、緑地及び緑道等の果たす役割は、津波により、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、震災時における地域防災拠点施設の整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

なお、避難場所となる公園、緑地については、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

(2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性に配慮して整備する。

(3) 地域防災拠点施設の整備

津波発生時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

地震や津波等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水など水道被害に即応するため、市は、あらかじめ次による参集体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 参集体制

市は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるようあらかじめ組織や役割等を定めておく。

(イ) 市は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など参集計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 市は、情報連絡の手段として、事前に非常時における通信体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、(公社)日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めるほか、地震や津波の発生を想定して、複数の連絡手段を定める。

ウ 飲料水の確保

市は、震災時においても飲料水を確保するため、平時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 水道施設の耐震化に努める。

(イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

(ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(エ) 応急給水、応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備(備蓄)するほか、給水車、給水用タンク、運搬車両、ろ水機及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(オ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

(カ) 自主防災組織及び市民等に対して、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

市民等の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の津波災害時における防災性の強化に努めるとともに、津波災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の確保に努める。

下水処理場は海岸近くに位置する場合が多いため、「下水道施設の耐震対策指針と解説((公社)日本下水道協会)」、「下水道の地震対策マニュアル((公社)日本下水道協会)」の基準に従い、耐津波性能の確保に努める。

ア 安全の確保

(ア) 体制面の強化

a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

c 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

津波災害時に円滑に活動できるよう次の事項について定めておく。

a 初動時の要員の確保

b 非常招集方法

c 応援要請方法

d 広報体制等

イ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

(3) 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者及び電気通信事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。また、市は、県、電力供給事業者及び電気通信事業者により、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ実施される事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に協力する。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

各設備については、適切な耐震性を有するよう所要の被害防止対策を講じる。

イ 送・配電設備

地震に伴い地盤の不等沈下、地すべり等の発生するおそれがある軟弱地盤等にある設備、及び津波により浸水する危険のある地域については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への新たな設備の設置については極力避ける。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から震災に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から震災に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

震災時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ア) 初動時の要員の確保

(イ) 非常招集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

7 通信施設の整備対策

津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。また、市は、県、電力供給事業者及び電気通信事業者により、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ実施される事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に協力する。

(1) 電信電話

電信電話通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の参集体制

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な参集を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時駆け付け要員の確保
- (イ) 社員の非常招集方法
- (ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法
- イ 電気通信設備の点検
 - 震災等に備えて次の設備、資機材の点検を行う。
 - (ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護
 - (イ) 災害対策機器及び車両の点検、整備
 - (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配
 - (エ) 震災時措置計画及び施設記録等の点検確認
- ウ システムとしての信頼性向上
 - (ア) 通信設備の耐震、耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。
 - (イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。
- (2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。特に、震災時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

 - ア 耐震性・耐浪性の強化
 - 局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。
 - イ 伝送路の強化
 - 通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。また、市民等への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。
 - ウ 装置、機材の充実
 - 予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。
 - エ 定期的な点検の実施
 - 施設、装置の定期的な点検を実施する。
 - オ 防災訓練等の実施
 - 通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。
- (3) 非常通信

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、有線通信を利用できない等の時に無線局の免許の条件に関わらず非常通信を実施することができる。

 - ア 非常通信協議会の拡充強化
 - イ 非常通信訓練の実施
 - (ア) 全国非常通信訓練
 - (イ) 全国感度交換訓練
 - (ウ) 北陸地方非常通信訓練
 - (エ) 石川地区非常通信訓練
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）

市、県及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設するLアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講じる。

 - ア Lアラート（災害情報共有システム）の活用
 - イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練への参加
- (5) 放送

放送は、非常災害時における市民等への情報伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

 - ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化、耐浪性の強化
 - イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策
 - ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備
 - エ 二次災害防止のための防火設備の整備
 - オ 建物、構築物、放送設備等の耐震性等についての定期点検

8 鉄道の整備対策

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）金沢支社、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という。）金沢支店、IRいしかわ株式会社は、津波による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

(1) 鉄道施設等の耐震性の向上

橋梁、土工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

(2) 地震検知装置の整備

列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信設備の整備拡充を図る。

(4) 鉄道施設等の点検巡回

列車運転の安全を確保するため、定期的に点検、巡回を行う。

(5) 救護、誘導訓練の実施

地震による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護、誘導ができるよう訓練教育を行う。

9 農地、農業用施設の整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

10 一般廃棄物処理施設の整備対策

市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給装置を設置するよう努める。

1 基本方針

火薬類、高圧ガスその他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、津波による流出等により災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、津波が発生するおそれがある場合、従業員が避難する際の緊急停止措置等の対応について予防規定に明記するなど、緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等を通して、津波に対する安全性を高め災害の防止に万全を期する。

2 火薬類の保安

(1) 立入検査及び保安指導の実施

県及び警察並びに消防本部等の監督機関により、対象事業所に対して立入検査等が実施され、施設の構造、位置及び火薬類の取扱いに関する保安指導又は措置命令が行われる。

ア 法令に定める技術基準を順守するための指導又は措置命令

イ 施設設備の欠陥個所に対する是正と保安全管理及び運搬に関する措置の指導

ウ 事業者が危害予防規程、保安教育計画の整備及び自主保安体制の充実を図るための指導

(2) 火薬庫の所有者等が行う危険時の応急措置

近隣の火災その他の事情により火薬庫が危険な状態となり、又は火薬類が何らかの理由により安定度に異常を呈したときは、直ちに次の措置を講じる。

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合には、これに移し、かつ、見張人をつける。

イ 搬送が困難な場合は、火薬類を水中に沈めるなど安全な措置を講じる。

ウ 以上の措置によらない場合は、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、一方で防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて付近民に避難するよう警告する。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のために原性能若しくは原形を失った火薬類又は安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(3) 県及びその他機関の緊急措置

災害発生の防止その他緊急の必要がある場合には、県及びその他機関により次の措置が行われる。

ア 製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令

イ 製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止、又は制限

ウ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命令

エ 廃棄した火薬類の収去を命令

オ 自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対する運搬証明書の提示、及び運搬上の適否の検査

カ その他災害防止のための必要な応急措置命令を発する。

(4) 自主保安体制の確立

ア 消防本部・署は、防火指導に当たるとともに、防火管理者による防火設備の保安全管理等の徹底を図る。

イ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を実施する。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策に万全を期す。

3 高圧ガスの保安

(1) 立入検査及び保安指導の実施

監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア 消防本部・署は、防火上の必要に応じて、立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導する。

イ 警察は、防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等の調

査を実施し、必要事項について指導する。

(2) 製造所等が行う危険時の応急措置

ア 製造施設又は消費施設が危険な状態となったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内の高圧ガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ 前記の措置を講じることができない場合には、従業員又は必要に応じて付近の市民等に対して退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのないよう措置する。

(3) 県及びその他機関の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために緊急の必要があると認めるときは、県及びその他機関により次の措置命令が発せられる。

ア 施設の全部又は一部の使用の停止

イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限

ウ 容器の廃棄又は所在場所の変更

(4) 自主保安体制の確立

ア 防火管理者は、消防本部・署の指導に基づいて、防火設備の保安管理等の徹底を図る。

イ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を実施する。

ウ 石川県高圧ガス地域防災協議会は、事故応援活動機関としての防災事業所の充実を図り、その連携強化を図る。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策に万全を期す。

4 毒物・劇物の保安

(1) 毒物・劇物貯蔵所の届出

毒物・劇物貯蔵所の管理者は、有毒物質について消防本部に届け出るとともに、貯蔵施設の入口等に品名、化学的性質を明示するよう努める。

(2) 立入検査の実施

消防本部は、事業所等に対し、適時立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防ぎよの指導を行う。

(3) 施設の維持

消防機関は、毒物・劇物事業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

(4) 事故措置の徹底

消防本部は、毒物・劇物によって、市民等の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれがあるときは、事業者及び毒物・劇物取扱責任者に対し、保健所、警察署及び消防機関等に届出させるとともに、危険防止のため危険区域所在者の避難を命じ、立入禁止区域の設定等の応急措置を講じる。

5 石油類等の危険物の保安

(1) 立入検査の実施

ア 消防本部は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。

イ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性が大であり、その範囲も県下一円である。

この災害を防止するため、県、警察、陸運支局及び消防機関は連絡を密にして立入検査を実施する。

(2) 自主保安体制の確立

市及び消防本部は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規程の作成、自

衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

(3) 化学消火剤の備蓄と配備

ア 大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるの
で、施設の所有者等に対して災害時の処理及び体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

イ 消防本部は、化学消火剤の配備を行い、事故対策を強化する。

(4) 防災教育

危険物施設関係者に対して関係法令及び災害予防の具体的方法について教育を実施し、安全管理の重要性を認識させるとともに、従業員等に対する防災教育を行うよう指導する。

6 放射性物質の保安

(1) 消防本部の指導強化

消防本部は、放射性物質を取扱う事業所等の現況を把握するとともに、災害発生時における消防活動の実施に支障をきたすことのないよう維持管理等について指導する。

(2) 自主保安体制の確立

放射性物質を取扱う施設の所有者及び管理者は、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の順守、保安組織の確立、従事者の教育訓練の励行等に努め、放射線障害の防止に万全を期する。

(3) 災害時の応急措置

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防本部と施設の所有者等は、緊急な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線の汚染度測定を併せて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大防止を図る。

イ 放射線物質の大量放出又はそのおそれのある場合は、消防機関と大聖寺警察署は、協力して危険区域内所在者の避難を命ずるとともに、立入禁止区域の設定を行う。

ウ 施設の所有者等は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して健康診断を実施する。

エ 市は、特に必要があると認めたときは、県に対し文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の専門家の派遣を要請する。

第3章 津波災害応急対策計画

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

津波災害応急対策の全体の流れを次に示す。

津波災害応急対策計画の全体イメージ

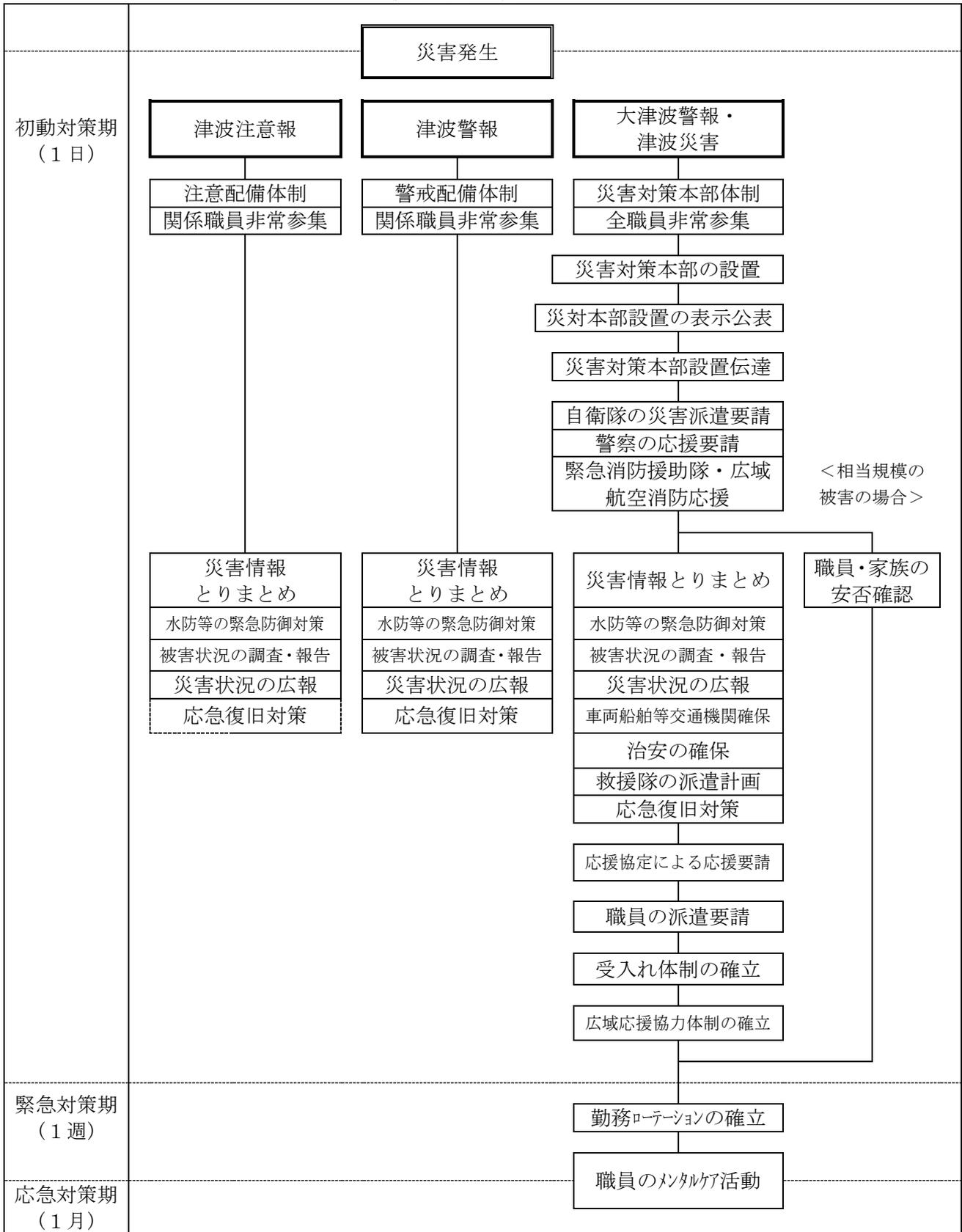
地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	市民等の対応	
津波災害 予防対策		事前対応	<ul style="list-style-type: none"> ・減災(避難体制の整備など) ・準備(組織、計画等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの理解 ・防災教育 	
津波災害 応急対策		発災	初動対策期 (救命中心)	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の安全確保 ・職員の非常招集 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難場所等の開設 ・情報網の確保 	3日 自主防災 備蓄食料 水の消費
		1日	緊急対策期 (救援と支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の高機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・幹線道路の通行確保と流入交通量の制限 	
		1週間	応急対策期 (応急被害復旧の開始、 こころのケア開始)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧進捗情報の共有化 ・生活支援とボランティア受け入れ環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア開始 	
津波災害 復旧・復興対策		1か月	復旧対策期 (復興計画の策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガレキの処理 ・まちづくり組織の形成 ・復興計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市、まちづくりへの参加
	6か月	復興対策期 (人生・生活・住宅等町並み 再建、都市環境回復)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の回復・強化 ・教訓の整理、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復、創造 		

津波災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

対策項目の時系列整理

時間経過	発災 1 日	1 週	1 月	
対応期別	初動対策期		緊急対策期	
対策項目	第 1 節	初動体制の確立		
	第 2 節	大津波警報・津波警報・注意報の発表		
	第 3 節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達	
	第 4 節	通信手段の確保		
	第 5 節	県消防防災ヘリコプターの活用等	県消防防災ヘリコプターの活用等	
	第 6 節	災害広報	災害広報	災害広報
	第 7 節	消防活動		
	第 8 節	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続	
	第 9 節	避難誘導等	避難誘導等	
	第 10 節	要配慮者の安全確保	要配慮者の安全確保	
	第 11 節	災害医療の開始	災害医療の継続と救急医療の開始	
	第 12 節	健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動
	第 13 節	救助・救急活動		
	第 14 節	水防活動		
	第 15 節	災害救助法の適用		
	第 16 節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制	
	第 17 節	行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	
	第 18 節	危険物の応急措置	危険物の応急復旧	危険物の応急復旧
	第 19 節	ライフライン施設の応急措置	ライフライン施設の応急復旧	
	第 20 節	公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧	
	第 21 節	給水活動の準備	給水活動の実施	
	第 22 節	食料の供給準備	食料の供給	
	第 23 節	生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給	
	第 24 節		障害物の除去	
	第 25 節		輸送手段の確保	
	第 26 節		こころのケア活動	こころのケア活動
	第 27 節		防疫、保健衛生活動	
	第 28 節		ボランティア活動の支援	
	第 29 節		し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理
	第 30 節		住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設
	第 31 節		文教対策	
	第 32 節		応急金融対策	応急金融対策の継続

初動体制の確立のフロー



1 基本方針

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、津波災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。また、市及び防災関係機関は、津波災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、県、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

加賀市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

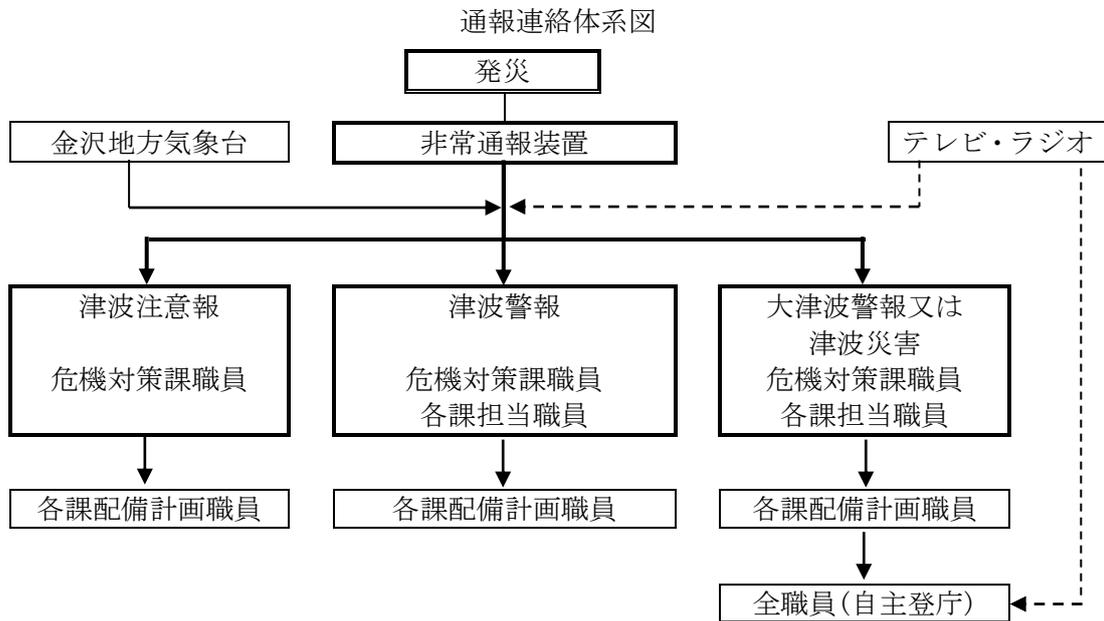
配備体制及びその基準等

配備体制		基準	参集対象職員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・市に津波注意報が発表されたとき	・危機対策課職員 ・各課の配備計画による職員
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・市に津波警報が発表されたとき	・危機対策課職員 ・地区参集職員（津波ハザードマップ対象避難所開設要員）の他、各課の配備計画による職員
災害対策本部体制		・市に大津波警報が発表されたとき ・市に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・市に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき	・全職員（自主登庁）

3 通報連絡体制及び職員の参集

(1) 通報連絡体制

ア 市長は、津波注意報等が発表されたとき、若しくは津波災害が発生したとき（発生のおそれがあるときを含む。）は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。



(注) 及び \longrightarrow は非常通報装置による連絡範囲

イ 各課長及び出先機関の長は、あらかじめ通報連絡体系図による職員の配備計画及び参集伝達システムを定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておく。

ウ 各課長及び出先機関の長は、毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び参集伝達システムを、年度初めに防災担当課長に報告する。

(2) 通報の方法

ア 2の「配備体制及びその基準等」の定めによる参集対象職員は、携帯電話、非常通報装置及び職員の参集伝達等により、確実に連絡を受けて登庁する。

イ 放送機関（ラジオ、テレビ）の協力を得て、職員の参集を図る。

(3) 職員の参集

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機対策課職員及びあらかじめ定められた参集対象職員は、速やかに登庁する。

イ 災害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。

なお、登庁が不能の場合は、津波災害予防計画第6節2(2)で定める市の機関に登庁する。

この際、市街地又は市街地に隣接する地域に立地する機関に登庁する職員は、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市長は、2の「配備体制及びその基準」に定める大津波警報が発表されたとき、津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれのある場合などには、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、「加賀市災害対策本部条例（平成17年加賀市条例第159号）」及び「加賀市災害対策本部規程（平成17年訓令第1号）」の定めるところによる。

(3) 災害対策本部は、市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、教育委員会及び

消防本部を含む構成とし、津波災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

- (4) 災害対策本部は、原則として市役所内（会議室201及び会議室302）に設置する。ただし、市役所庁舎が被災し本部の設置が不可能な場合は、消防本部庁舎又はセミナーハウスあいらす内に設置する。
- (5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の課を置き、災害対策本部の事務を分掌させる。
- (6) 災害対策本部の組織、編成
- ア 災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。
- イ 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。
- ウ 災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。
- エ 部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の課長を充てる。
- オ 本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理にあたるため本部連絡員室（小会議室又は会議室304）を設置し、各部局の総務担当係長を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。また、部局内各班の連絡を図るため、課内連絡員（各課係長）を置く。
- カ 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。
- キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

本部員会議		職名				
本部長		市長				
副本部長		副市長（防災担当）				
災害対策本部	本部員	副市長	各班	各班長 課長		
					総務部	副市長
						教育長
		総務部長				
		議会事務局長				
		市民健康部			監査委員事務局長	
					会計管理者	
		産業振興部			市民健康部長	
		建設部			産業振興部長	
		上下水道部			建設部長	
		政策企画部			上下水道部長	
		イノベーション推進部			政策企画部長	
		教育部			イノベーション推進部長	
		管理部			教育委員会事務局長	
		消防部			管理部長	
	消防長					

現地災害対策本部

(7) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第16条に基づく加賀市防災会議と緊密な連絡のもと、次に定める所掌事務を実施する。なお、各部、各班の組織及び事務分担は、加賀市災害対策本部規程の定めるところによる。

本部の所掌事務

- 災害情報の取りまとめに関すること。
- 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
- 災害時における通信の確保に関すること。
- 災害状況の市内外に対する広報に関すること。
- 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
- 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
- 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
- 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
- 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
- 災害時における車両、船舶等交通手段の確保に関すること。
- 災害時における治安の確保に関すること。
- 災害の応急復旧対策に関すること。
- その他災害対策に関して、市長が特に必要と認めた事項

5 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地域及び災害の状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

なお、市長が必要と認めた場合は県と情報の共有化を図るため、県の現地災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

ア 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を構成員とする現地災害対策本部員会議（以下「現地本部員会議」という。）を設ける。

イ 現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

ウ 部及び班の事務分担及び出先機関等については、加賀市災害対策本部条例の定めによる。

6 災害対策本部等設置の表示等

(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合

ア 直ちにその表示を行い、県、防災関係機関及び報道機関等に通報し、市民等に周知する。

イ 各部局に対しては、口頭及びメール又はファクシミリで速やかに伝達する。

(2) 廃止した場合も、(1) ア、イに準じて行う。

7 意思決定手続

(1) 本部長（市長）に事故ある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

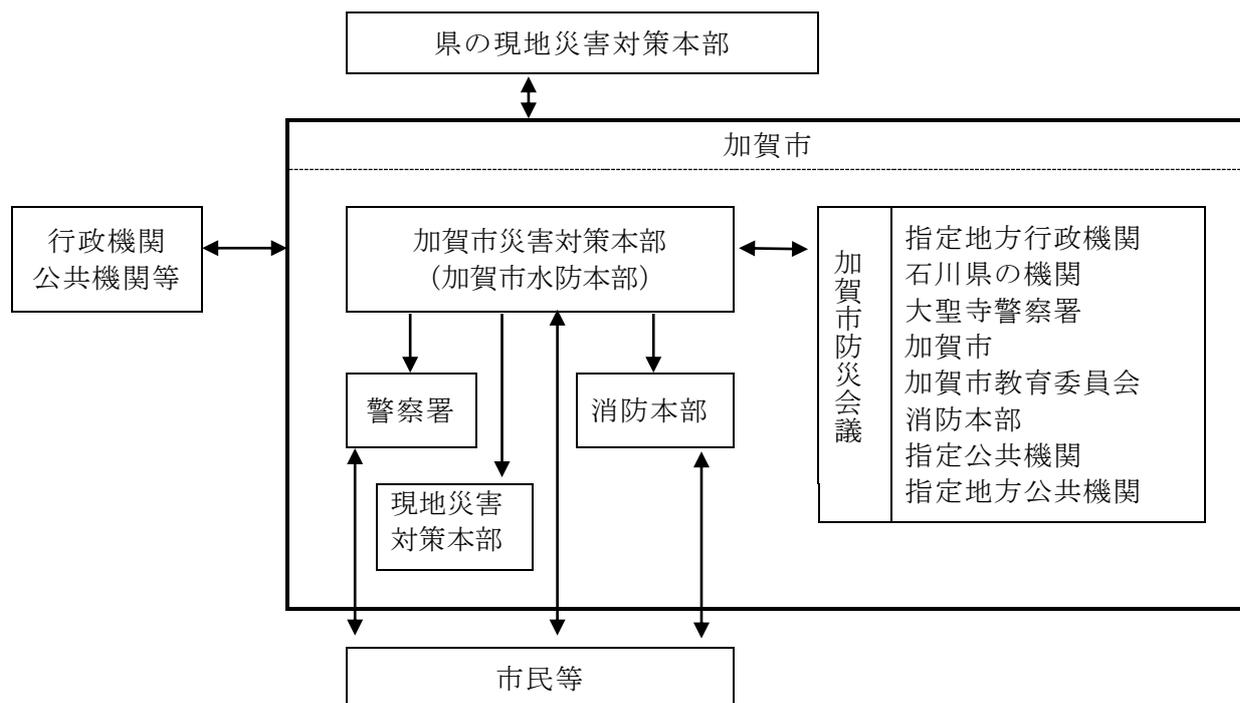
代理順位	職 名
第1位	副本部長（防災担当副市長）
第2位	本部員（副市長）
第3位	本部員（総務部長）

(2) 本部員及び現地本部員並びに班長に事故ある場合の代理は、加賀市事務執行規則（平成17年規則第6号）第13条（代決）の規定を準用する。

8 災害応急対策の総合調整

(1) 総合調整

- ア 市は、県が現地災害対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。
- イ 加賀市防災会議は、市が災害対策本部を設置した場合、必要に応じて市役所内に加賀市防災会議連絡員室を設置し、関係機関相互間の連絡調整の円滑化を図る。また、加賀市防災会議の各委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて加賀市防災会議連絡員室（小会議室又は会議室304）にこれを駐在させる。
- ウ 市は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。
- エ 総合調整の系統



(2) その他の対策会議等の設置

- ア 災害対策本部の設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じて必要な対策会議等を設置することができる。
なお、対策会議等を設置したときは、速やかに加賀市防災会議に連絡する。
- イ 災害対策本部が設置されたときは、災害の形態に応じて設置した対策会議等は、災害対策本部に吸収される。

9 受援体制の確立

市は、災害時において、国、県、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 市長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請）

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

要請事項

- 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及び斡旋
 - ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
 - ・ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋
 - ・ 救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同警戒等被災県市の境界付近における必要な措置
- 被災者の一時収容のための施設の提供
- 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、地震災害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、本章第8節「自衛隊の災害派遣」に基づき、自衛隊の災害派遣要請の要求を知事に行う。

(3) 消防の応援要請

消防活動については、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日）により、相互応援を行う。市内の消防力のみでは対処できない場合、市長は県を通じて知事に次の派遣を要請する。

ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づく、緊急消防援助隊等の派遣要請

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防庁次長通知）」に基づく、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣要請

(4) 各種団体に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、応援協定等に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

（協定書、連絡先：資料編参照）

(5) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、市長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。また、市長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

なお、要請に当たっては、市長は次の事項を明らかにする。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにし、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんに求める。

(ア) 派遣のあっせんに求める理由

(イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(6) 受け入れ体制の確立

市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講じる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

10 広域応援協力体制の確立

市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必

要な応援体制を確立する。

なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

- (1) 市長は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講じる。

ア 災害救援対策本部等の設置

必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

イ 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

なお、他市町村への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。

- 応援部隊には、応援を要請した市町村との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。
- 応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務班（担当者）を設ける。
- 応援部隊は、応援業務によっておおむね次の班を編成する。
 - ・ 救護班（救護活動について応援する。病院の医師、看護師を中心に編成）
 - ・ 防疫班（防疫活動について応援する。保健福祉センター等の技師を中心に編成）
 - ・ 復旧班（被災地における復旧作業を応援する。建設部の技師を中心に編成）
 - ・ 技術指導班（復旧作業の技術指導をする。各分野の専門職を中心に編成）
 - ・ 輸送班（応援部隊の被災地の輸送や救援物資の輸送について応援する。技能労務職員を中心に編成）

ウ 被災地の状況把握

職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

- (2) 市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

11 職員等の安否確認及び勤務ローテーションの確立と健康管理

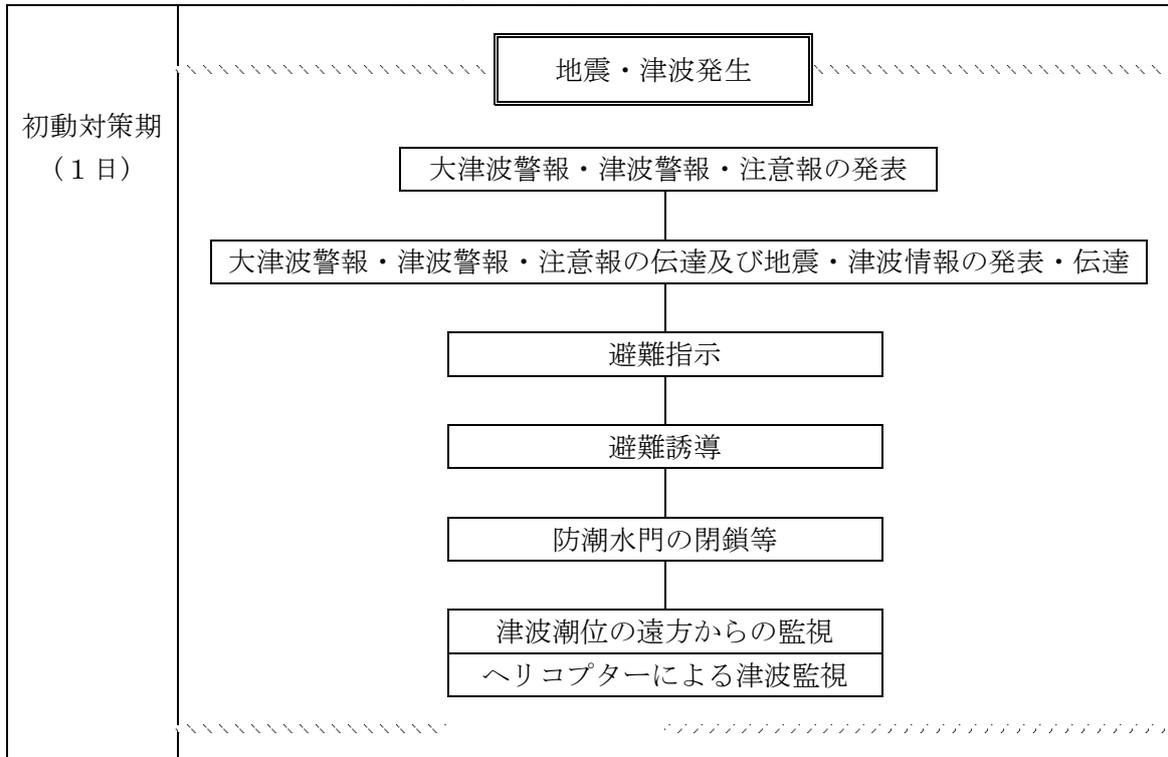
(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される津波が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告し、人事課に情報を集約する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、参集計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

津波情報の発表・伝達のフロー



1 基本方針

大津波警報・津波警報・注意報の発表時又は津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の参集を行う。

2 警報・注意報等の種類、発表基準等

(1) 津波警報等の種類及び発表基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、「津波警報等」という。）は、気象庁により津波予報区単位で発表される。

(ア) 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。

ただし、巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表され、非常事態であることが伝えられる。

(イ) 予想される津波の高さが「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等が更新され、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m未満である場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は、津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1m未満である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は、ただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

(ウ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	津波情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の津波警報等	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※3 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中かで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中かでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

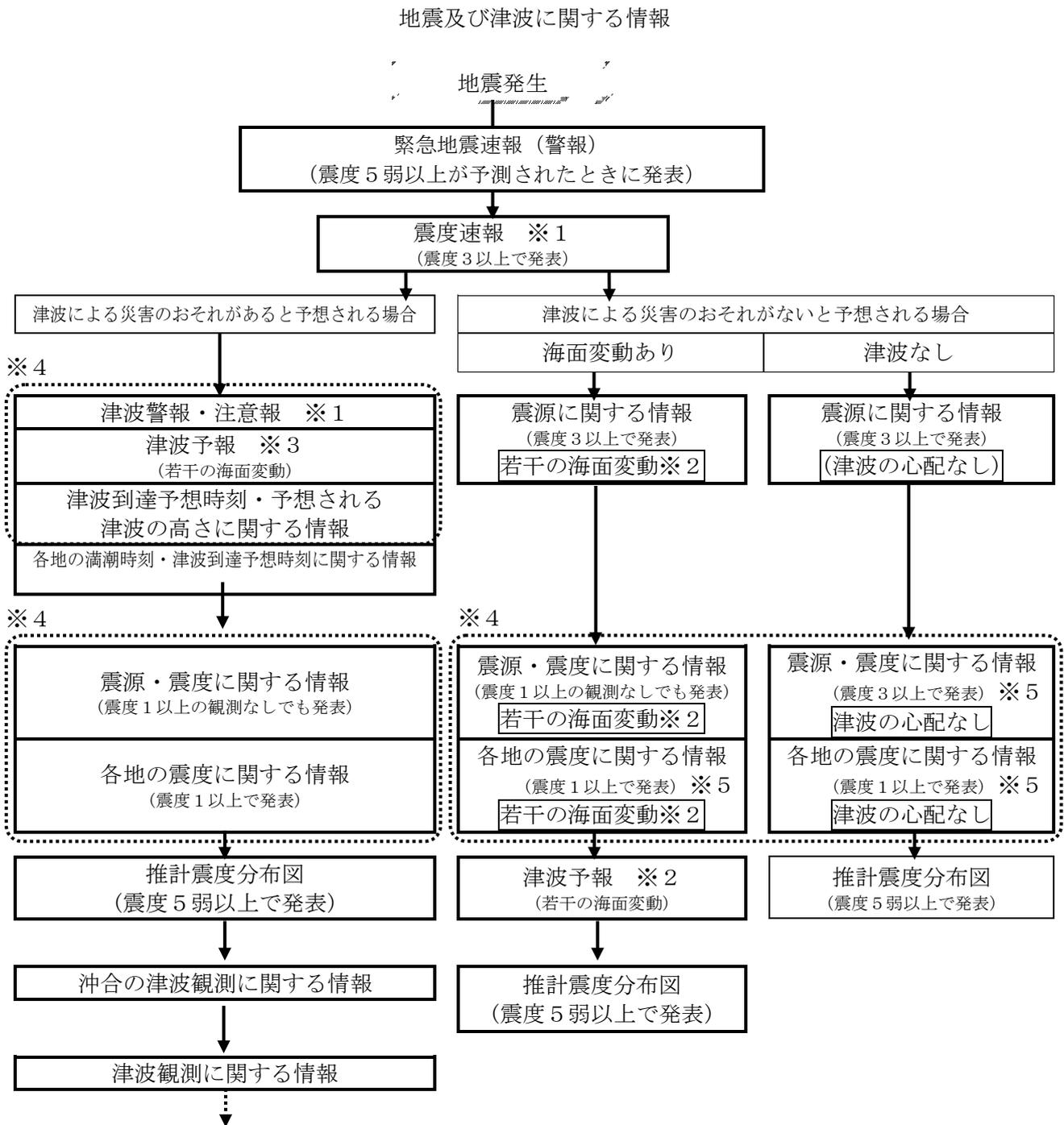
(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないうち (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震及び津波警報等発表の流れ



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

4 津波に関する予報の伝達

(1) 津波予報区

- ア 津波予報区図（省略）
- イ 石川県における予報区

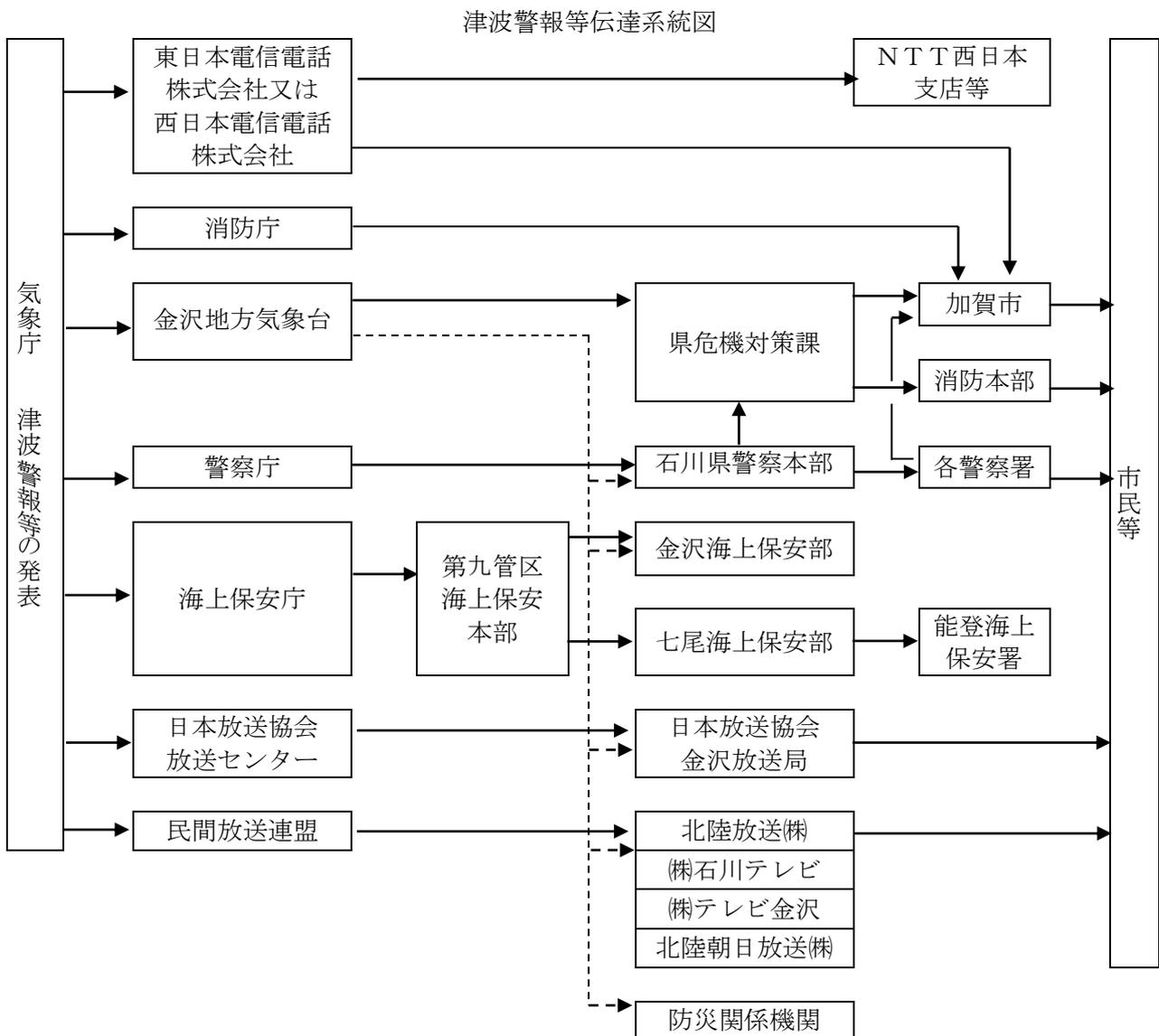
津波予報区の名目	区域
石川県加賀	石川県かほく市以南に限る。
石川県能登	石川県かほく市以南を除く。

(注) 石川県加賀：かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、野々市市、白山市、川北町、能美市、小松市、加賀市

(2) 津波警報等の伝達

- ア 津波警報等伝達系統

気象庁本庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。



- イ 警察本部、NTT西日本北陸支店、放送機関、県

(ア) 警察本部、NTT西日本北陸支店は他のすべての通信を中断して関係市町へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。

(イ) 県防災行政無線により市町に伝達するほか、一般の気象警報の伝達に準じて、防災関係機関に伝達する。

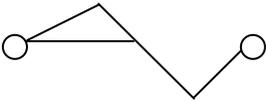
ウ 市、その他の防災関係機関

市は、津波警報等を迅速かつ正確に市民等、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。また、伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図ることとし、加賀市地域防災計画に定めておく。

なお、市は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

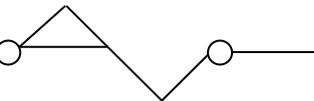
エ 津波注意報、警報の標識は次のとおりである。

(ア) 津波注意報標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘音
津波注意報標識	(約10秒)  (約2秒)	(3点と2点の斑打) 

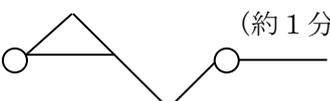
(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(イ) 津波警報標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘音
大津波警報標識	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)	(連点) 
津波警報標識	(約5秒)  (約6秒)	(2点) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ウ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘音
津波警報及び津波注意報解除標識	(約10秒)  (約1分) (約3秒)	(1点2個と2点の斑打) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

オ 気象庁の警報事項を適時に受けることのできなくなった市長が津波警報を発した場合は、異常現象の発見通報体制にならって、県を通じて金沢地方気象台に通報する。

5 津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

市は、大津波警報、津波警報、避難指示等を市民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。また、市は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、市民等の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

<一般>

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。
- 自ら率先して避難行動を取ることが他の市民等の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

<船舶>

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行う。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報又は注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

(2) 緊急対策

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出勤させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、市民等の海浜からの避難や、避難行動要支援者の避難を支援するなどの緊急対策を行う。

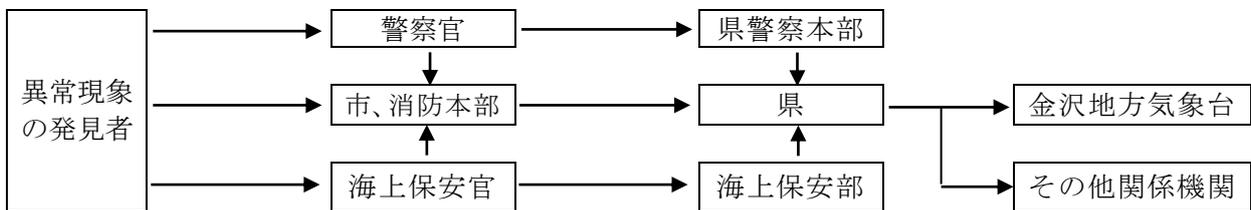
(3) 津波潮位の監視

- ア 津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。
- イ 大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。
- ウ 市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

6 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。この場合において、市及び消防本部が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県へ速やかに通報する。必要に応じて、県から金沢地方気象台、その他関係機関に通報する。

異常現象発見者の通報系統図



7 水防法に定める水防警報

(1) 津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波発生時における水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知する。

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事する者の安全確保が図られる。

(2) 水防警報を行う河川・海岸及びその区域

国土交通大臣又は知事が指定した河川・海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川・海岸ごとにそれぞれ定められた機関の長が直接これを発表する。

なお、発令区域については石川県地域防災計画（一般災害対策編）第3章第3節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」4(1)ア及び(2)アによる。

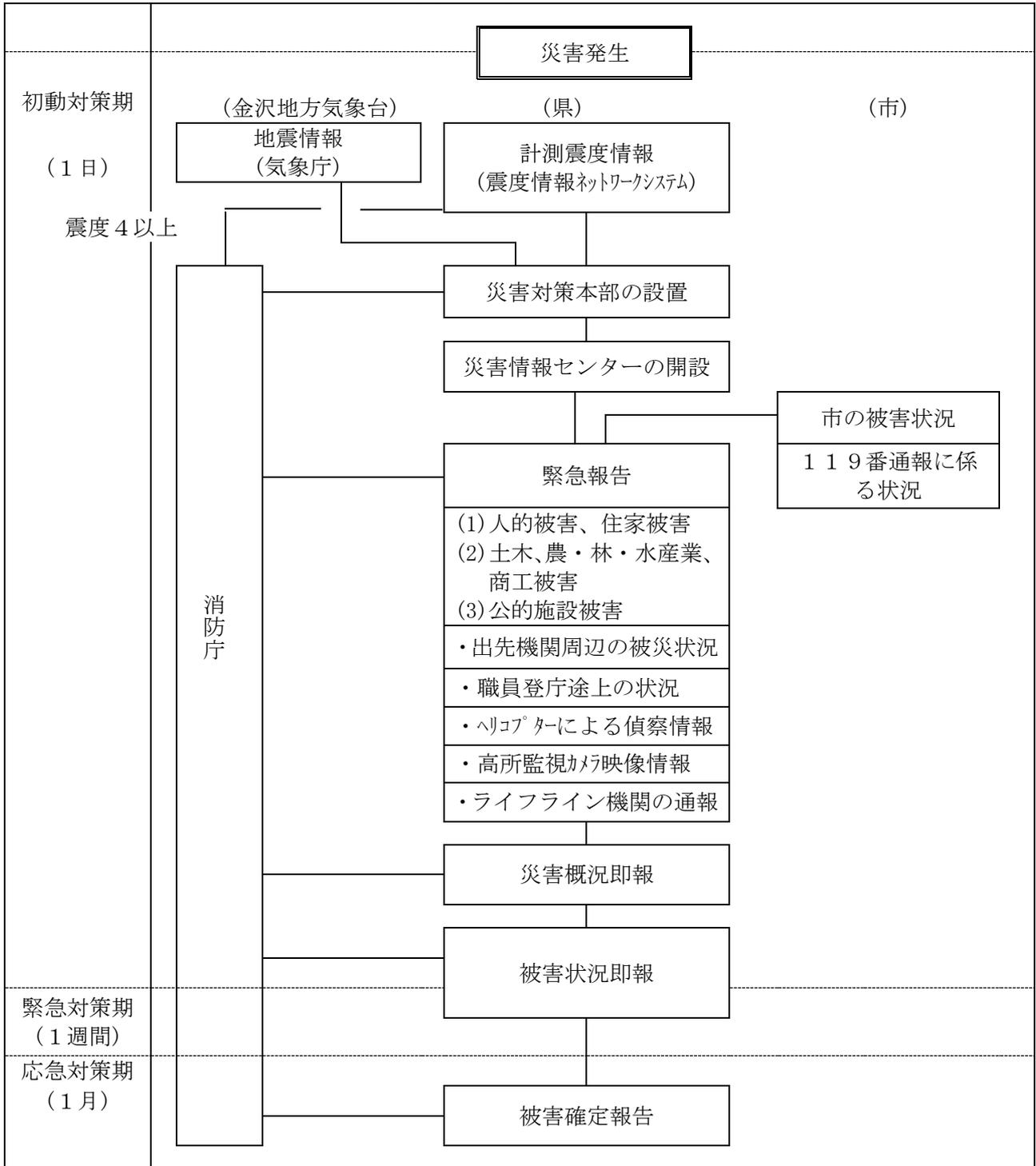
(3) 種類及び発表基準

警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	内容
待機	津波警報が発表される等必要と認めるとき	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整する。

災害情報の収集・伝達のフロー



1 基本方針

市は、津波災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、関係機関と相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報の優先順位

被害状況の収集・連絡は、応急対策の時期別に優先順位を付けて行う。

対策期別	情報の優先順
初動対策期	①人的被害 ②住家被害
緊急対策期	①土木、農・林・水産業、商工被害 ②公的施設被害

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 119番通報に係る被害状況の情報

市は、119番通報に係る被害状況の情報を把握し、直ちに県及び消防庁に報告する。

(2) 県災害情報センターの開設

ア 災害情報の統括一元化

県災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、震災時の情報の混乱を防止するとともに、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び県民に対する広報活動に万全を期するため、県災害情報センターを開設する。

イ 被害状況や応急対策状況の報告

市災害対策本部、消防本部及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を県災害情報センターに随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 市

(ア) 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を危機対策課又は県の出先機関に報告する。

(イ) 市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

(ウ) 市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ 関係機関等の協力関係

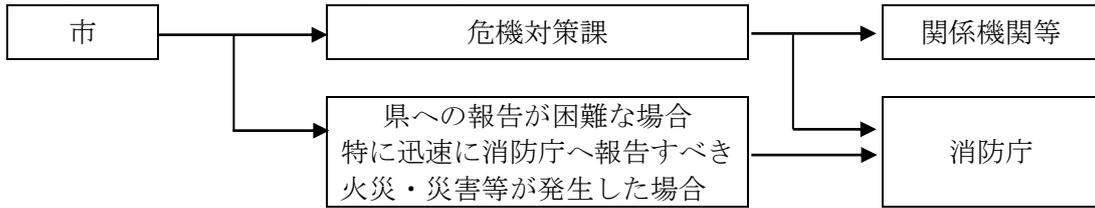
市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

ウ 情報収集伝達体制

市は、災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、危機対策課へ報告し、必要に応じ消防庁に連絡する。



(4) 航空機等による災害状況の把握

市は、画像情報システム、インターネット、無人航空機等により被害状況の把握に努める。

(5) 安否情報の収集等

ア 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 県により、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等が公表され、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みが行われる。

(6) 異常現象発見者の通報義務

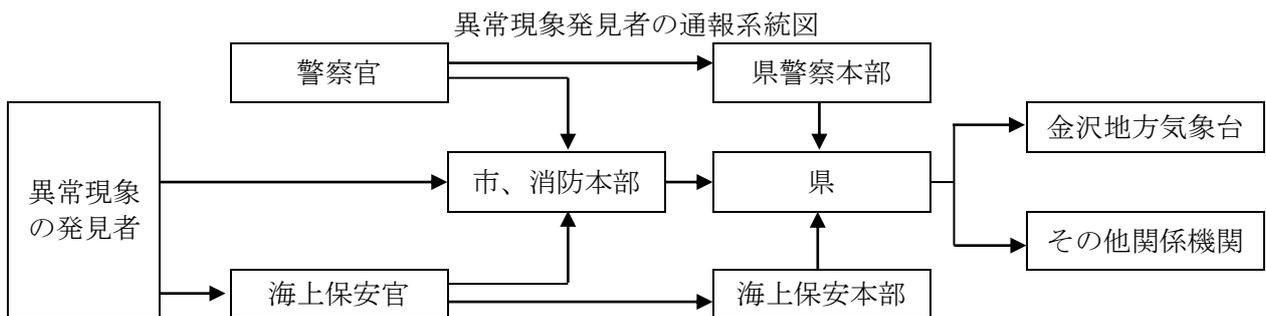
海面の上昇など次のような異常な現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかにすみやかに通報する。

この場合において、市及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を経由して県へすみやかに通報する。県は必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報する。

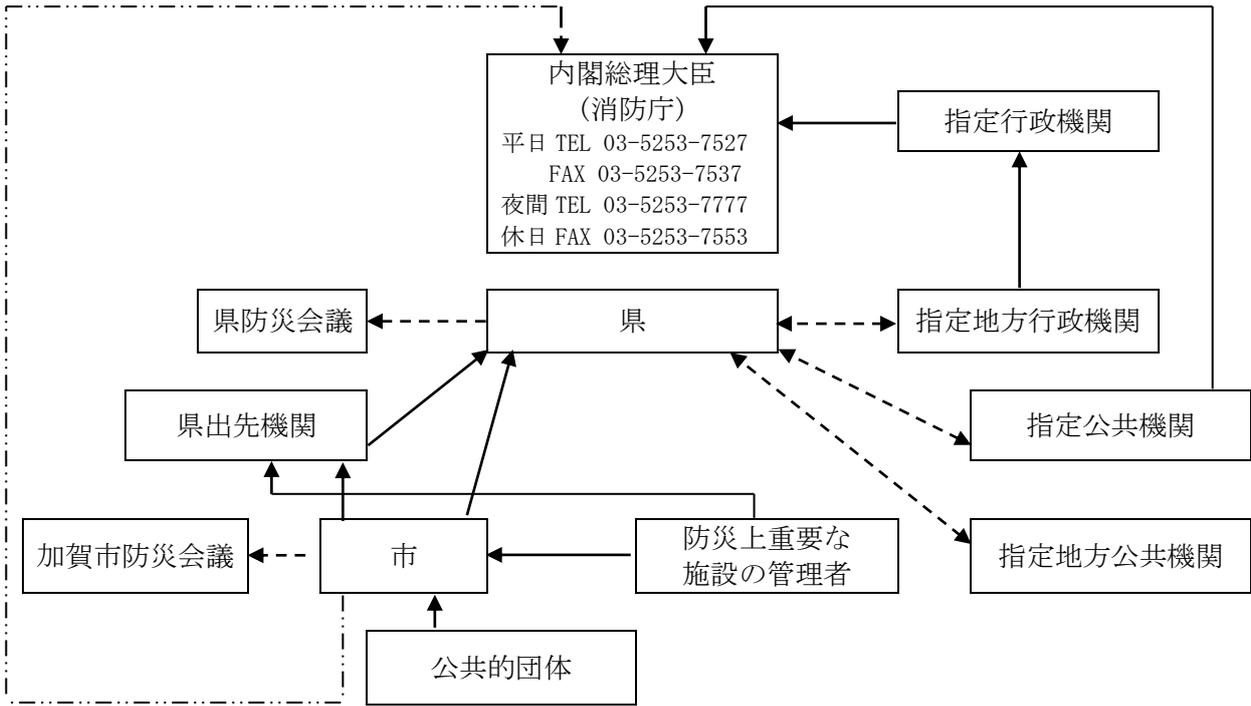
ア 異常な出水、山くずれ、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

イ 異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。

ウ 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震、又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）があったとき。



(7) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



- > 報告
- > 通報
- .-> 報告 (県への報告が困難な場合及び特に迅速に消防庁へ報告すべき火災・災害等が発生した場合)

(8) 市、教育委員会及び消防本部における災害情報等収集の分担

部名	主管課	調査事項
総務部	危機対策課 人事課	<input type="checkbox"/> 人的被害、住家等一般被害 <input type="checkbox"/> 被害状況、応急対策状況の総括 <input type="checkbox"/> 他の部に属さない関係の被害 <input type="checkbox"/> 生活必需品物資の動向 <input type="checkbox"/> 避難施設の状況
	財政課	<input type="checkbox"/> 市有財産の被害
	行政まちづくり課	<input type="checkbox"/> 市民生活の動向
市民健康部	福祉政策課	<input type="checkbox"/> 市民等の避難状況 <input type="checkbox"/> 死亡者の発生状況 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設の被害状況
	子育て支援課	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設の被害
産業振興部	環境課	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の被害 <input type="checkbox"/> ごみ及びし尿の廃棄物処理事業者の状況 <input type="checkbox"/> 国定公園施設の被害
	観光交流課	<input type="checkbox"/> 観光関係の被害
	観光商工課	<input type="checkbox"/> 観光関係の被害 <input type="checkbox"/> 商工業関係の被害
	農林水産課	<input type="checkbox"/> 農林水産関係の被害
	文化振興課	<input type="checkbox"/> 文化施設の被害 <input type="checkbox"/> 指定文化財の被害
建設部	都市計画課	<input type="checkbox"/> 公園、緑地等の被害
	土木課	<input type="checkbox"/> 公共土木施設の被害
上下水道部	水道課・下水道課	<input type="checkbox"/> 上下水道施設の被害
教育委員会	教育庶務課	<input type="checkbox"/> 学校の被害
	生涯学習課	<input type="checkbox"/> 社会教育施設の被害
	文化課	<input type="checkbox"/> 文化施設の被害 <input type="checkbox"/> 指定文化財の被害
	スポーツ推進課	<input type="checkbox"/> 社会体育施設の被害
管理部	総務課	<input type="checkbox"/> 医療施設の被害
消防本部	消防総務課・予防課・警防課・消防署	<input type="checkbox"/> 被害状況 <input type="checkbox"/> 消防出動

4 収集すべき情報

市が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 市が災害対策本部を設置したもの
- 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- 人的被害又は住家被害のあったもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、まず災害が発生した場合は、

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先する。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

オ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 速報及び被害状況等の報告様式

資料編参照

1 基本方針

市、県及び防災関係機関は、津波災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達をおこなうため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 市は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話（株）（以下「NTT西日本」という。）北陸支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された非常扱いの電話からNTT西日本支店等に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ 市が承認を受けた非常緊急通話優先取扱い電話番号は、災害時優先電話一覧表（資料編参照）による。

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本北陸支店等に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の北陸地方非常無線通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

(ア) 通信施設等の優先利用等に関する協定

協定者		締結結日
加賀市	石川県警察本部	平成17年11月1日(再締結)
加賀市	北陸電力(株)石川支店	昭和39年11月1日

(イ) 北陸地方非常無線通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

通信設備設置機関	申込み窓口	優先利用する者
県（防災行政無線、水防無線）	県（危機対策課、県事務所、河川課ダム管理G、土木総合事務所、ダム管理事務所等） 市等当該通信設備設置機関	知事 市長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長
石川県警察本部	石川県警察本部、各警察署	
消防	各消防本部	
北陸銀行	各支店	
北國銀行	本店	

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、

(ア) 公共機関であること。

(イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。

(ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有する等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

ウ 利用上の注意事項

(ア) 非常通信は、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。

(イ) 非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

(ウ) 通信の内容及び優先順位は、次のとおりである。

- 人命の救助に関する通報
- 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・ 石川県防災会議会長及び市町防災会議会長
 - ・ 石川県災害対策本部長及び市町災害対策本部長
- 電力設備の修理復旧に関する通報
- その他の通報

(エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

市は、県及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、NTT西日本が設置している孤立防止用無線の活用に努める。

(6) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話等の活用

市は、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、被害状況を把握するため、地域状況の判断により、県及び防災関係機関に対し、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等の現地への配備又は貸出を申請し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(7) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防本部と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

(8) 消防用統制波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

3 通信設備の応急復旧

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討する。災害により防災行政無線等が途絶した場合、市は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努める。

(1) 市

市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災

害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市及び県災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等の使用

イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置の使用

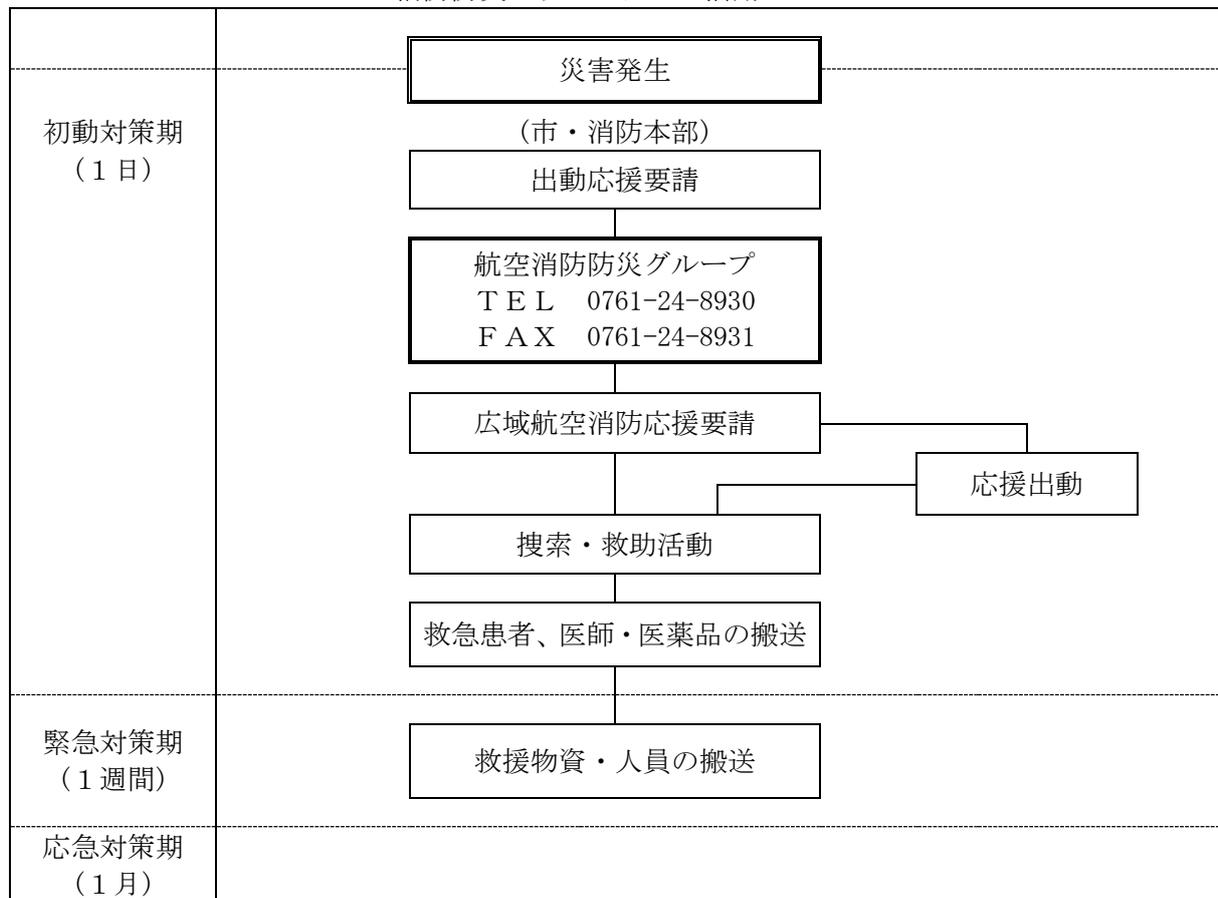
ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置の使用

エ 幹線電送路の被災については、非常用伝送装置等の使用

第5節 県消防防災ヘリコプターの活用等

危機対策課、消防総務課、
警防課、消防署

消防防災ヘリコプターの活用フロー



1 基本方針

津波災害時においては、道路の通行が困難となることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航を要請する。

(1) 災害応急対策活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- 救援物資、人員等の搬送
- 消防庁、他縣市等からの災害応援要請に基づく活動

(2) 救助活動

- 捜索又は救助活動
- 高層建築物火災における救助活動
- 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- 遠距離の救急患者搬送
- 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防ぎょ活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 林野火災等における空中からの消火活動
- 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）」の定めるところにより運航される。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合である。

4 支援要請

市長又は消防長から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

市長又は消防長は、津波災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、県に対して支援要請し応援を求める。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 発災市町等の消防力によっては、災害の防衛又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等の緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市長又は消防長から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の市側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

5 防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いがある。

なお、相互の連携のため次の協定等がある。

(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項

救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜(内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215, 216) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288

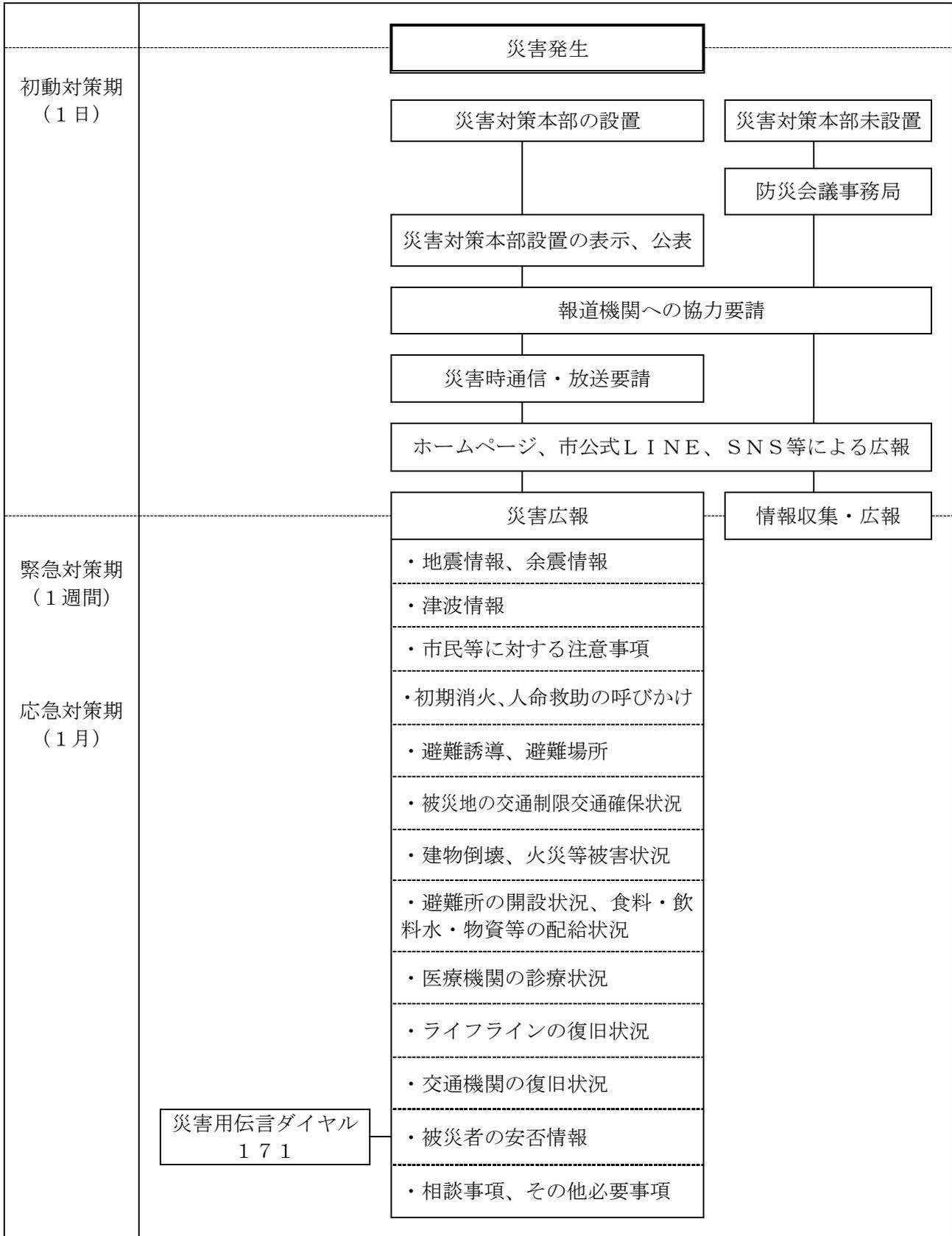
(2) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	富山県	H9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947

(3) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	岐阜県	H20. 10. 14	058-375-3772	058-385-3774

災害広報のフロー



1 基本方針

津波災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民等に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市、県及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

市は、防災関係機関と、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施する。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

2 広報機関

(1) 災害対策本部設置の場合

ア 災害対策本部設置時には、危機対策課が被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、企画課が行う。

イ 災害対策本部に報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。

(2) 災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、加賀市防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。

3 広報の内容

災害時における情報発信に際しては、現在の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。また、通信が途絶した場合の情報発信における代替手段をあらかじめ検討しておく。

(1) 地震発生直後の広報

- 地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- 津波発生の有無、その他の状況や規模
- 津波発生時の行動や注意事項
- 人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 市地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 交通機関、金融機関等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策
- 被災事業者向けの情報

(3) 支援者に対する広報

- ボランティアの募集に関する情報
- 義援金・寄付金の募集に関する情報
- 観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

4 広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

市長は、情報伝達に当たっては、ホームページ、市公式LINE、SNS、掲示板、広報誌、

広報車によるほか、県を通じて放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

なお、災害対策基本法第56条の規定による通信又は放送を要請しようとするときは、知事を経由して実施する。

(2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、適切に情報提供する。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者や観光客に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 県提供番組枠による災害関係情報の提供

(イ) 放送機関との協定に基づく放送要請

(ウ) 報道機関への発表・情報提供

イ 防災メール、市公式LINEインターネットなどの活用

ウ 携帯電話の活用

エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

オ 臨時広報紙の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ 臨時災害FM局の活用

ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用

ケ 広報車の活用

5 被災地域の相談・要望等の対応

市は、県及び防災関係機関と連携し、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地市民等の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講じる。また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

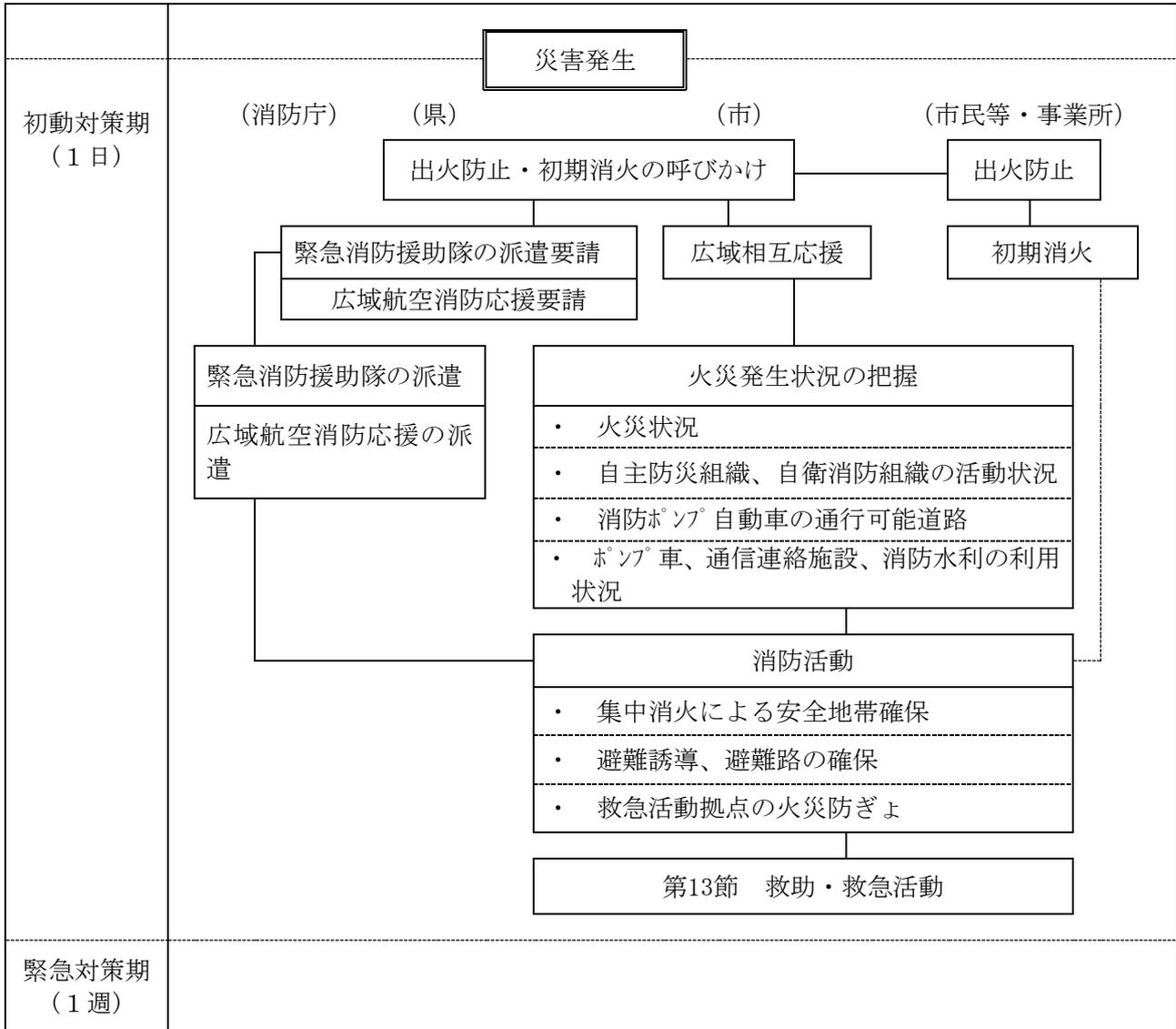
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

(1) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 市、ライフライン事業者は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

消防活動のフロー



1 基本方針

津波の発生時には、火災の多発により、市民等の生命身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、消防機関は、関係機関と連携して市民等の救助・救急をはじめとして、的確な避難誘導による避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげてあたる。その際、業務にあたる消防職員等の安全及び心のケアにも配慮する。

2 応援要請

(1) 市町長の相互応援

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日終結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 災害が発生した市等の消防長は、当該市等の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行う。

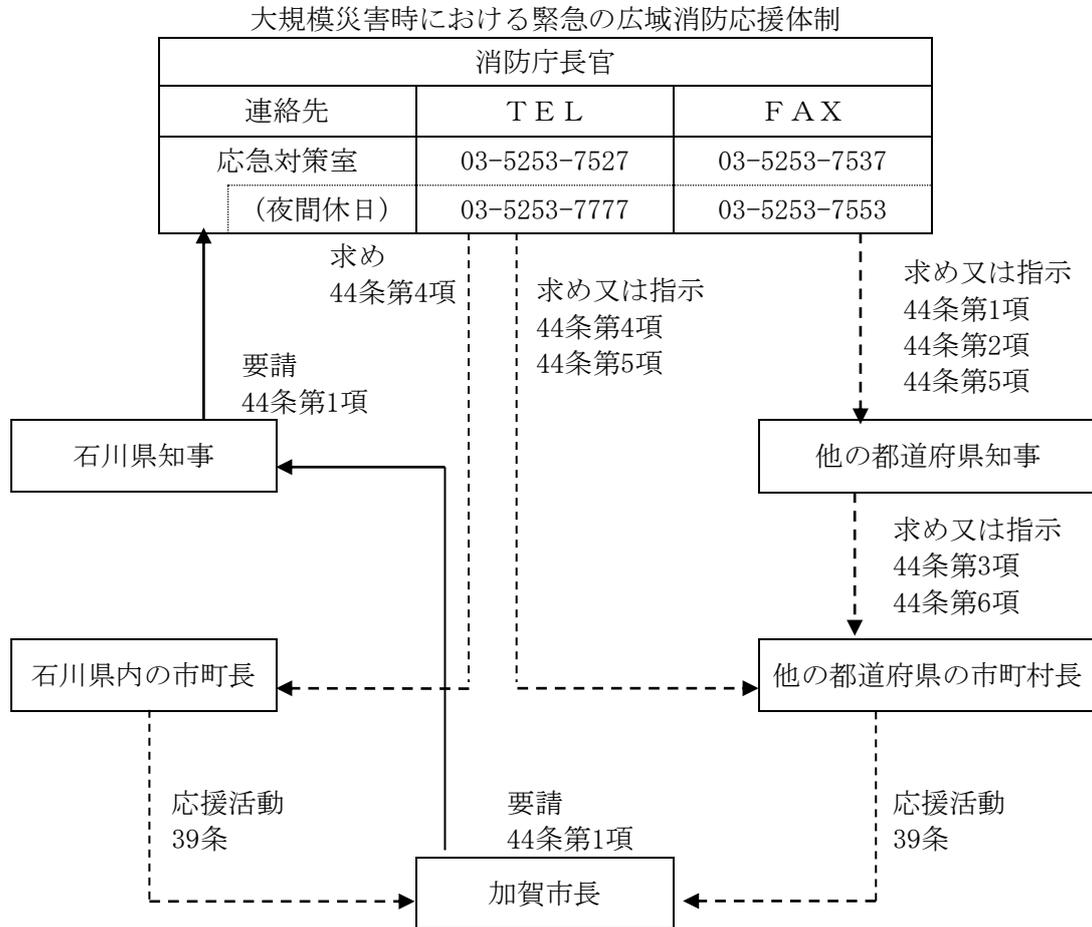
イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行う。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報する。

エ 知事により、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示が行われる。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、当該市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。



(注) 条文は消防組織法

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

津波災害時の火災の特殊性により、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区や津波の浸水が想定されている地区は、市民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等、市民等の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

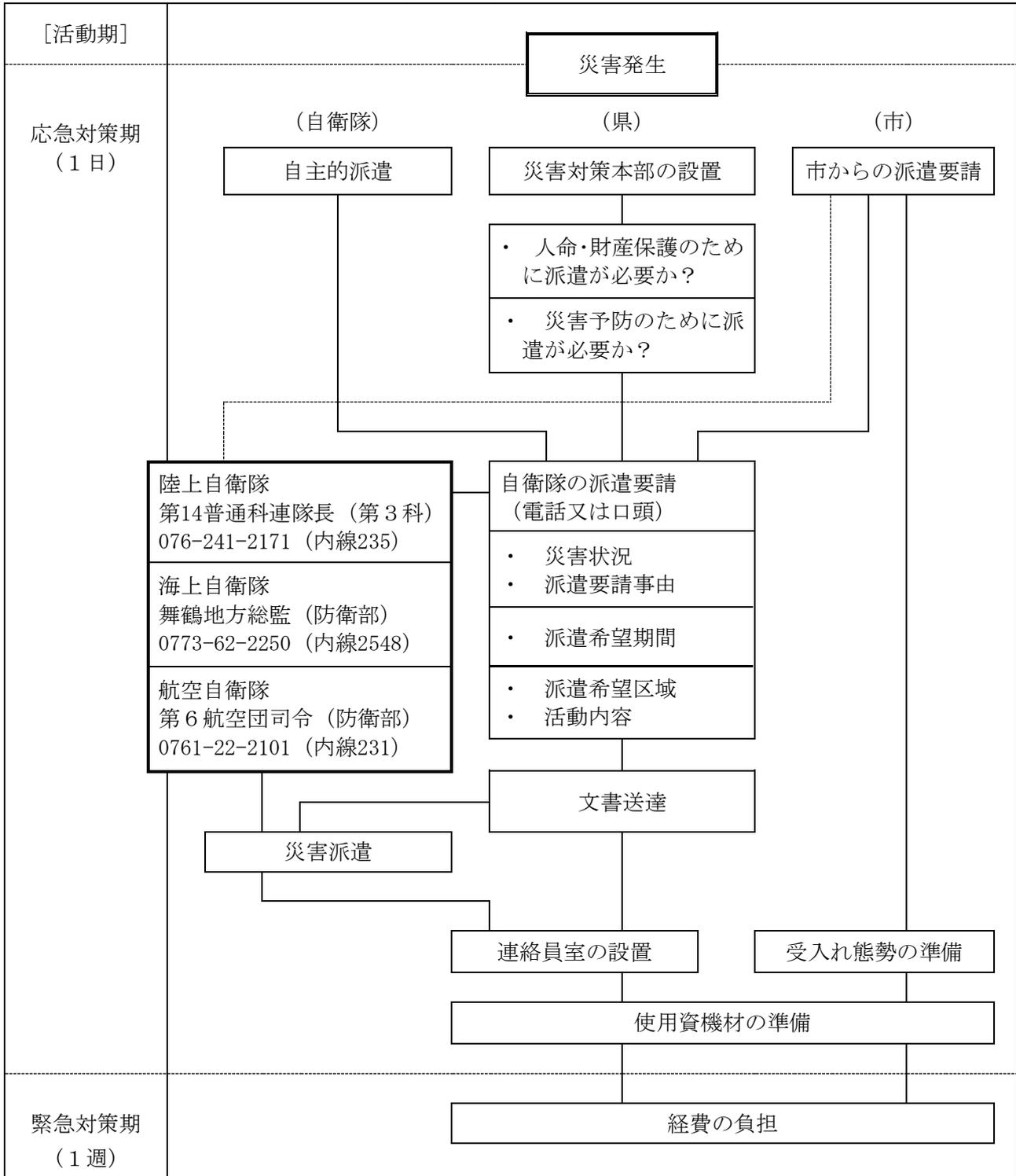
4 救助・救急活動

消防本部は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この際、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、こころのケアに配慮する。

自衛隊の災害派遣のフロー



1 基本方針

津波災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、市、県及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような確かな情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）

- 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

災害対策基本法68条の2（災害派遣の要請の要求等）

- 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請（次項において「要請」という）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。
 - 3 市町村長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事から要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合
なお、自衛隊が自主的に派遣する場合の判断基準は、下記のとおり定められている。
 - ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
 - エ その他災害に際し、ア～ウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

3 派遣の要請

- (1) 自衛隊に対する災害派遣の要請は、知事が行う。ただし、第九管区海上保安本部長又は小松空港事務所長がその業務に関連して派遣を要請した場合を除く。

- (2) 市長から(3)又は(4)により求めたとき、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認められたときは、知事により、それぞれ次の事項(以下「要請事項」という)を明らかにして部隊等の派遣が要請される。

要請事項

- | |
|--------------------|
| ○ 災害の情况及び派遣を要請する理由 |
| ○ 派遣を希望する期間 |
| ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| ○ その他参考となるべき事項 |

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171 (内線235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250 (内線2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101 (内線231)

- (3) 市長による要請等

ア 市が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、市長が(2)の要請事項のほか、

- | |
|---------------------|
| ○ 現に実施中の応急措置の概況 |
| ○ 宿泊施設等の受入れ体制の状況 |
| ○ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者 |

等を明らかにした文書(資料編参照)で知事あて(危機対策課)に申し出る。ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

イ 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 市長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関がその所掌業務に係る応急対策の実施を促進するため特に自衛隊の派遣を必要とするときは、指定公共機関にあつては本市の地域を所管区域とする地方機関の長が、指定地方行政機関及び指定地方公共機関にあつては当該機関の長が、それぞれ(3)のアに準じて知事あて(危機対策課)に申し出る。
- (5) 自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

4 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣部隊の受け入れにあたり、県・大聖寺警察署等の関係機関と緊密な連携を確保し効率的な作業が分担できるよう次の措置を取る。

- (1) 災害対策本部における派遣部隊連絡幹部執務場所の確保
- (2) 派遣部隊との連絡調整に係る通信手段の確保
- (3) 部隊の展開に必要な場所(活動拠点)の準備(ヘリポートの設置を含む。)

受入地域については被災地域の状況を勘案して決定するほか、避難・救援拠点、市街地内にあつては防災活動拠点、又はその近傍を指定するよう努める。

5 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食（食材は各自自治体が準備）及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市が準備する。
- (2) 災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、市及び県が準備する。

7 経費の負担区分

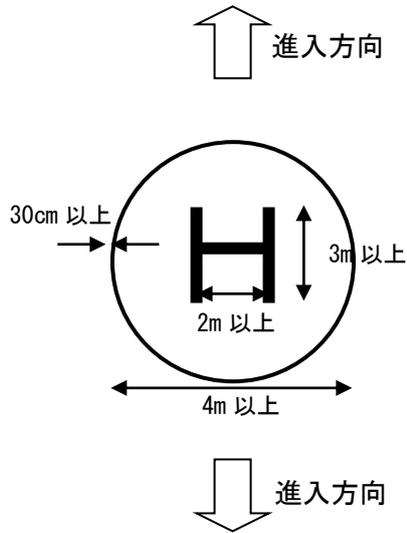
自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合、その都度協議して決める。

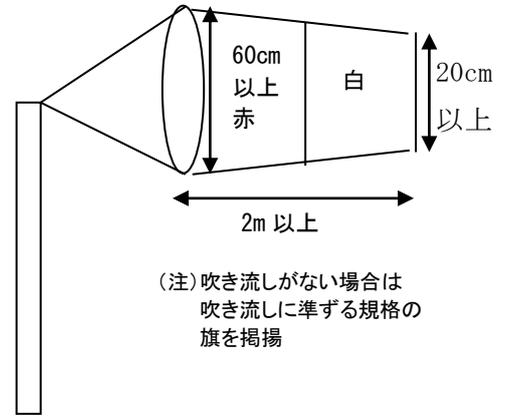
- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



- ・ 石灰等で標示、積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に表示

- ・ 生地は繊維
- ・ 型は円形帯

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

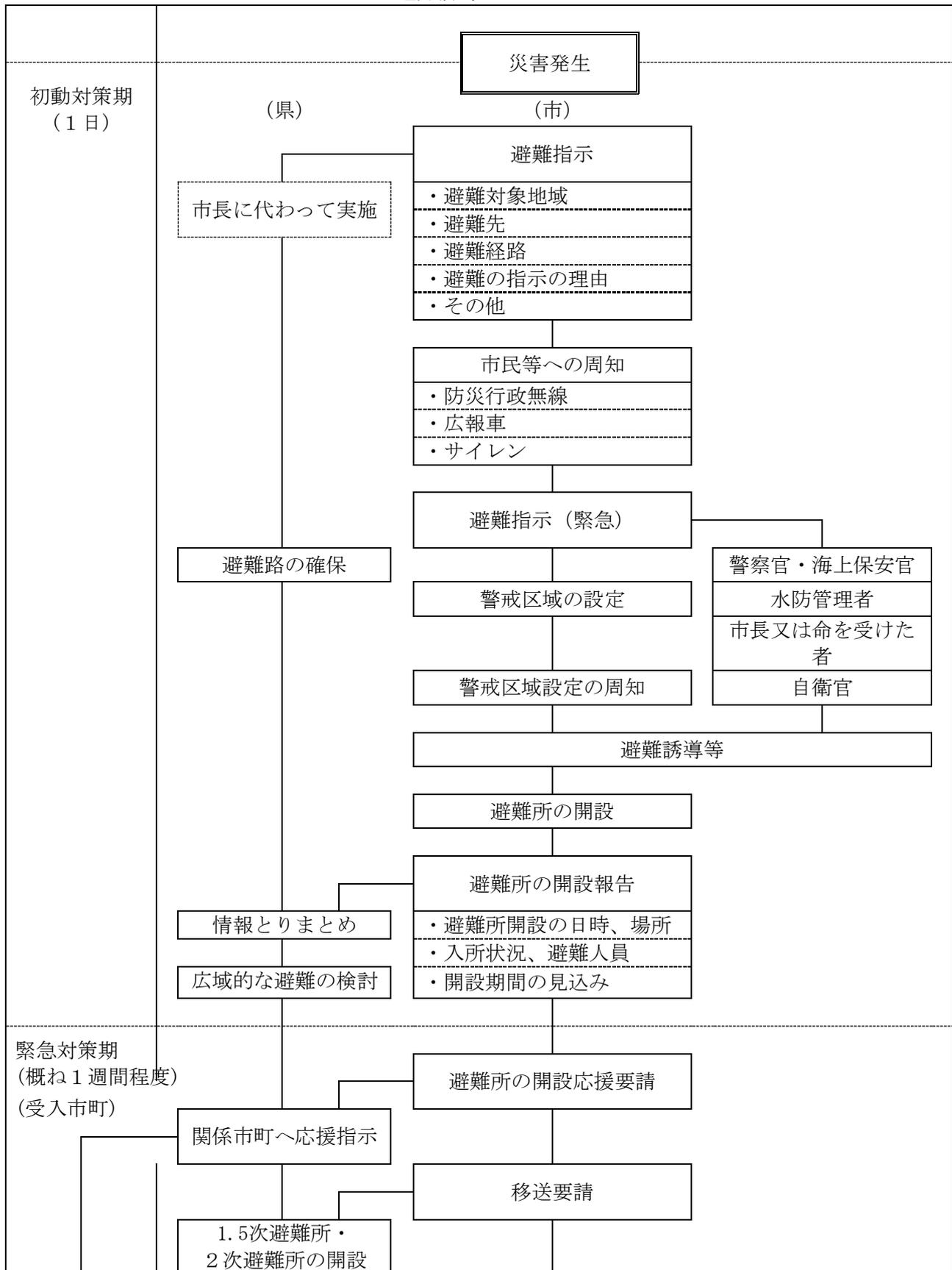
(イ) 防塵措置

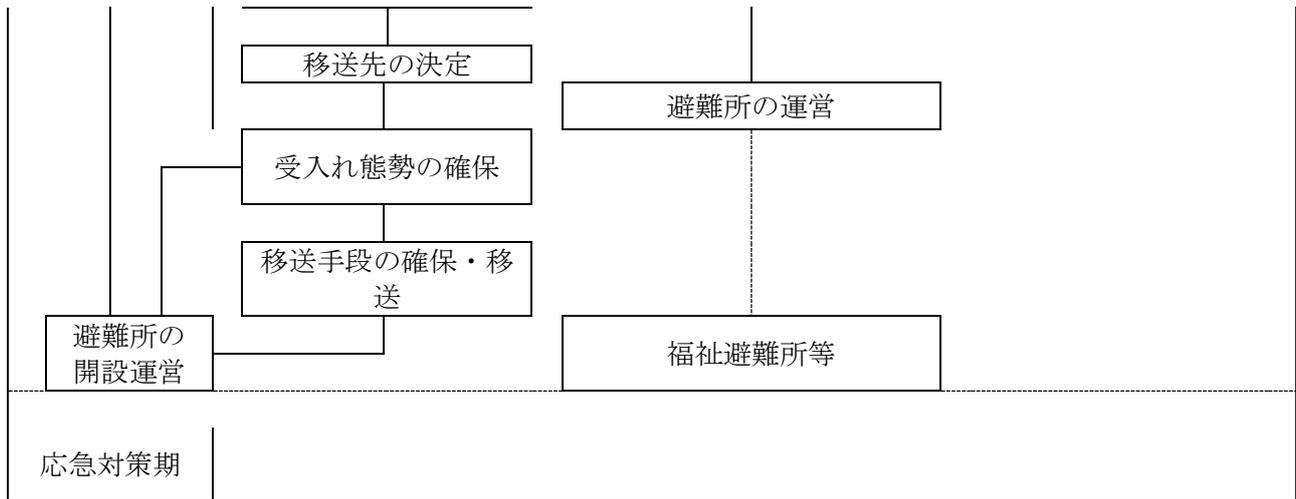
表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

第9節 避難誘導等

危機対策課、行政まちづくり課、福祉政策課、
介護福祉課、消防総務課、予防課、警防課、消防署

避難誘導のフロー





1 基本方針

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖くずれ等の危険から市民等の生命、身体の安全を確保するため、市長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講じる。

2 避難の指示の実施

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第60条）

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。市長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

前記（1）の市長による避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

なお、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

(3) 水防管理者（市長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条）

水のおふれ、又は堤防の決壊により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める水防関係者以外の者に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第21号。地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

水のおふれ、又は堤防の決壊、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1) から (5) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

(7) 市は、避難指示等の対象地域、判断時期等について時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に県及び指定地方行政機関から助言を得る。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(8) 避難指示の発令方法

避難指示の発令に当たっては、市民等が生命に係わる危険な状況であることが認識できるよう、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するように努める。

なお、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

- 避難指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 市民等への周知

ア 市長は、避難指示を行う場合には、市民等に対して市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

イ 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

ウ 市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への立退き避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅・施設等に留まって身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保措置について、市民等への周知徹底に努める。

4 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

地震災害時、又は津波の発生により市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは、禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、市民等への周知及び関係機関への連絡を行う。

- (2) 市長は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

6 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、浸水想定区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、市民等も可能な限り積極的に協力する。
なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。
- (2) 市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

市は、避難所の開設が必要と判断した場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ア 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の市民等
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

イ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ウ 避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努めるとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告し、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容
- 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(2) 避難所の運営

市は、自主防災組織の会長や市民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用にも努めるものとする。

ア 職員の配置

市は、避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

イ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。

ウ 専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換

市及び各避難所の運営者は、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

エ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握

市は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

オ 避難の長期化等の措置

市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養 バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる。

カ 他市町との共同設置施設の避難所指定

市は、他の市町と共同設置する施設を避難所として開設したときは、当該共同設置に係る市町と連携して避難所を管理運営する。

キ 避難所での防犯活動

市は、避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

ク 避難者等に対する相談所の設置

市は、避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。また、避難者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ケ 仮設トイレ等の設置

市は、避難所の状況により仮設トイレ等を早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障がい者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

コ 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに適切な措置を講じる。

サ 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難市民等の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関

係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、市は生活不活発病の発症予防対策を講じるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

シ 二次避難支援の実施

(ア) 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

(イ) 市は、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

ス 男女双方の視点の取り入れ

市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

セ 女性や子ども等の安全の配慮

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ソ 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでプライバシーの保護などに努める。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

タ ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

チ 避難者の住生活の早期確保

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

ツ ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

8 広域避難対策

- (1) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

ふれあい健康広場周辺区域	設置場所：小松市 ※小松加賀斎場さざなみを含む。
--------------	--------------------------

- (2) 避難者の他市町への移送を要請した場合、所属職員の中から他地区における避難所（以下「広

域避難所」という。) 管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

- (3) 広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (4) 広域避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は被災者の受け入れに協力する。
- (5) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (6) 県による被災者の移送に当たっては、当該市町の輸送能力を勘案して実施される。この場合、県が調達するバス、貨物自動車等の輸送手段の確保については、近隣市町等防災関係機関の協力を得て実施される。

9 広域一時滞在（災害発生後）

(1) 広域一時滞在のための協議・調整

ア 市は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県により、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、県内の他の市町への受け入れを含め、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行われる。

ウ 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災市民等の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。

エ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災市民等の受け入れが可能な施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

オ 市は、広域一時滞在用の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行う。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民 に対し、必要な支援情報を提供する。

(2) 避難路の確保

市は、知事に対し、必要に応じて自衛隊、警察、建設業者等に対して、避難路の確保を要請する。

9 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、応援協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の確保に努める。

10 避難所外避難者対策

市は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必

要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

行政まちづくり課、福祉政策課、相談支援課、
介護福祉課、子育て支援課、観光商工課、
管理部総務課、加賀市医療センター

第10節 要配慮者の安全確保

要配慮者の安全確保のフロー

[活動期] 初動対策期	災害発生	
	要配慮者 乳幼児、身体障がい者、傷病者、高齢者、外国人等	
	関係団体との連携	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政 ・ 自主防災組織 ・ 自治会 ・ 社会福祉施設 ・ ボランティア ・ 民生・児童委員 ・ 保健師 ・ ホームヘルパー ・ ケースワーカー ・ 手話通訳者 等 	
	発災時の安否確認、救出	第13節 救助・救急活動
	避難行動要支援者優先の避難誘導	第9節 避難誘導等
	被災状況の把握	第3節 災害情報の収集・連絡
	ハンディキャップに配慮した各種広報	第6節 災害広報
	ハンディキャップに適合した避難所提供 及び社会福祉施設への緊急入所措置	第9節 避難誘導等
	避難所内の要配慮者の把握、ニーズ調査	
緊急対策期 (概ね1週間 程度)	食事内容の配慮 (栄養や食事形態に配慮した食料)	第22節 食料の供給
	生活必需品の供与(おむつ、ポータブル便器)	第23節 生活必需品の供給
	巡回による健康相談・栄養相談	第12節 健康管理活動 第27節 防疫、保健衛生活動
	インフルエンザ等感染症防止	
	ボランティア、手話通訳による生活支援	第28節 ボランティア活動の支援
応急対策期 (概ね1ヶ月 間程度)	仮設住宅の構造・仕様に係る配慮	第30節 住宅の応急対策
	仮設住宅への優先入居	
	こころのケア対策	第26節 こころのケア活動
復旧・復興期 (概ね6ヶ月 間程度)	仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否確認	第4章 復旧・復興計画 第5節 被災者の生活確保のための 緊急措置
	ケースワーカーの配置	
	福祉相談窓口の設置	

1 基本方針

津波災害時、要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易く被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、近隣の市民、自主防災組織、介護サービス事業者等の協力を得る。

(2) 避難

地震により市民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣の市民等や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

ア 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

イ 市は、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

ア 施設管理者は、施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

イ 施設管理者は、入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の市民等や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

ウ 施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている市民等や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

- ア 施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講じる。
- イ 市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

- ア 病院等の医療機関の管理者は、施設が被災した場合、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。
- イ 管理者は、患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。
- ウ 管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

- ア 管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。
- イ 市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

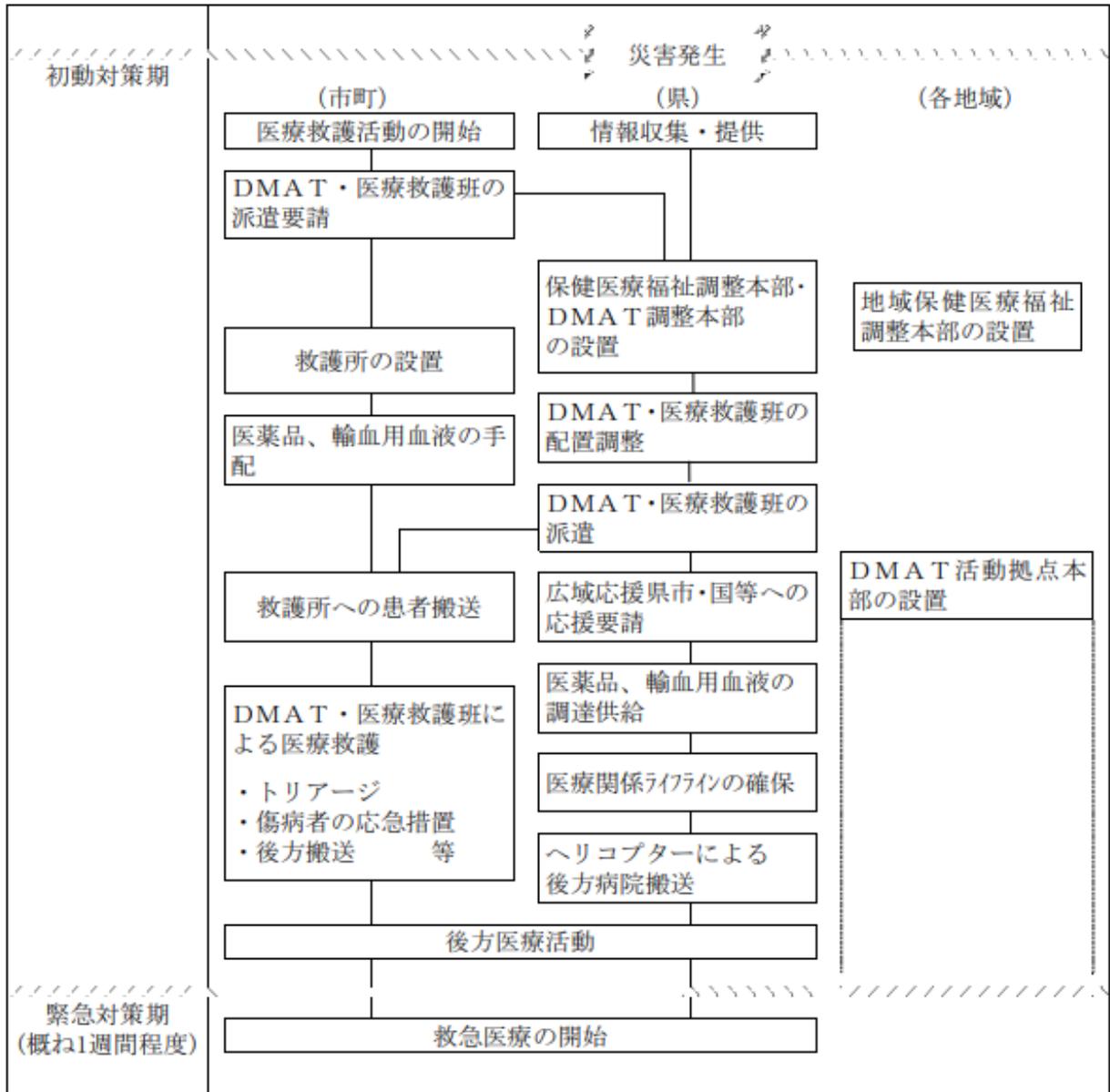
5 外国人に対する対策

- (1) 市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。
- (2) 市は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- (3) 災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設するとともに、必要に応じて、県に支援を要請し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第11節 災害医療及び救急医療

危機対策課、管理部総務課、加賀市医療センター、
消防総務課、警防課、消防署

災害医療の開始から救急医療までのフロー



1 基本方針

震災・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、県及び他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 情報収集・提供

(1) 加賀市医療センター及び消防本部は、広域災害・救急医療情報システム (EMIS)、衛星電話、災害時優先電話などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフ

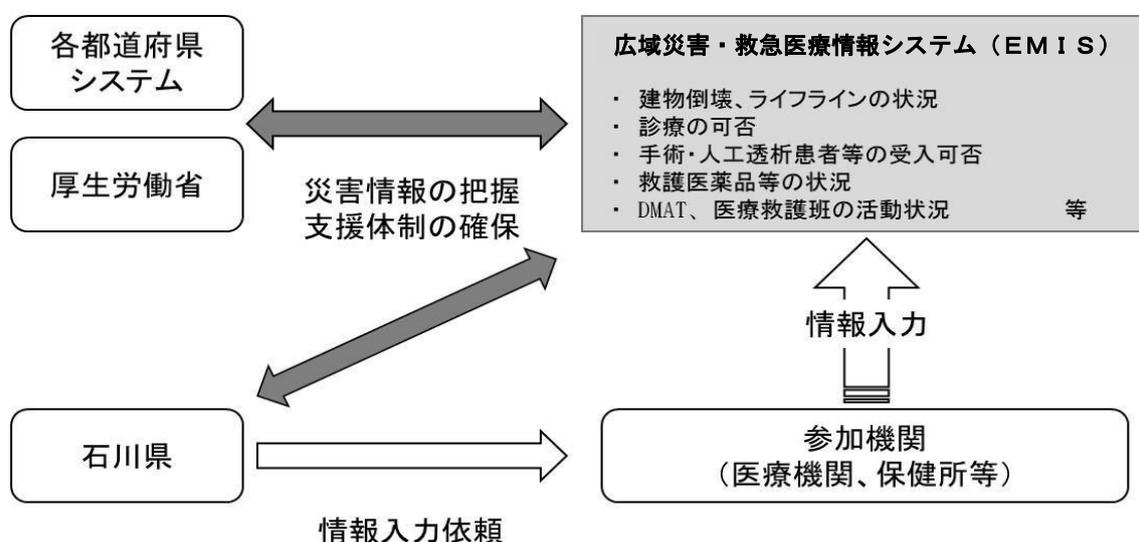
ラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。

- (2) 県により、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報が提供される。

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始
- システム参加機関
医療機関、消防本部、医師会、保健福祉センター等
- 災害時情報
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



- (3) 市民等への情報提供については、「第6節 災害広報」による。

3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) 市

ア 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、南加賀保健福祉センター所長の助言を得て、加賀市医師会及び加賀市医療センター等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

イ 市は、医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 石川DMAT指定病院

ア 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。

イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。

石川DMA Tの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1
	加賀市医療センター	R4. 6. 1

ウ 石川DMA T指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMA Tを出動させる。

この場合、石川DMA Tを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMA Tの業務内容

- (ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）
- (イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）
- (ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）
- (エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMA Tの情報共有

DMA Tは、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び広域災害医療情報システム（DMA T管理）、衛星電話、災害時優先電話などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(3) 災害拠点病院

ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害拠点病院

種別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	小松市民病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院
	公立松任石川中央病院
	加賀市医療センター

イ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (エ) 救護所における診療

- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) 被災地の病院支援
- (キ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(4) 災害支援ナースの派遣

加賀市医療センター及び加賀のぞみ園は、県から「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を行う。

(5) 公立病院等

ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

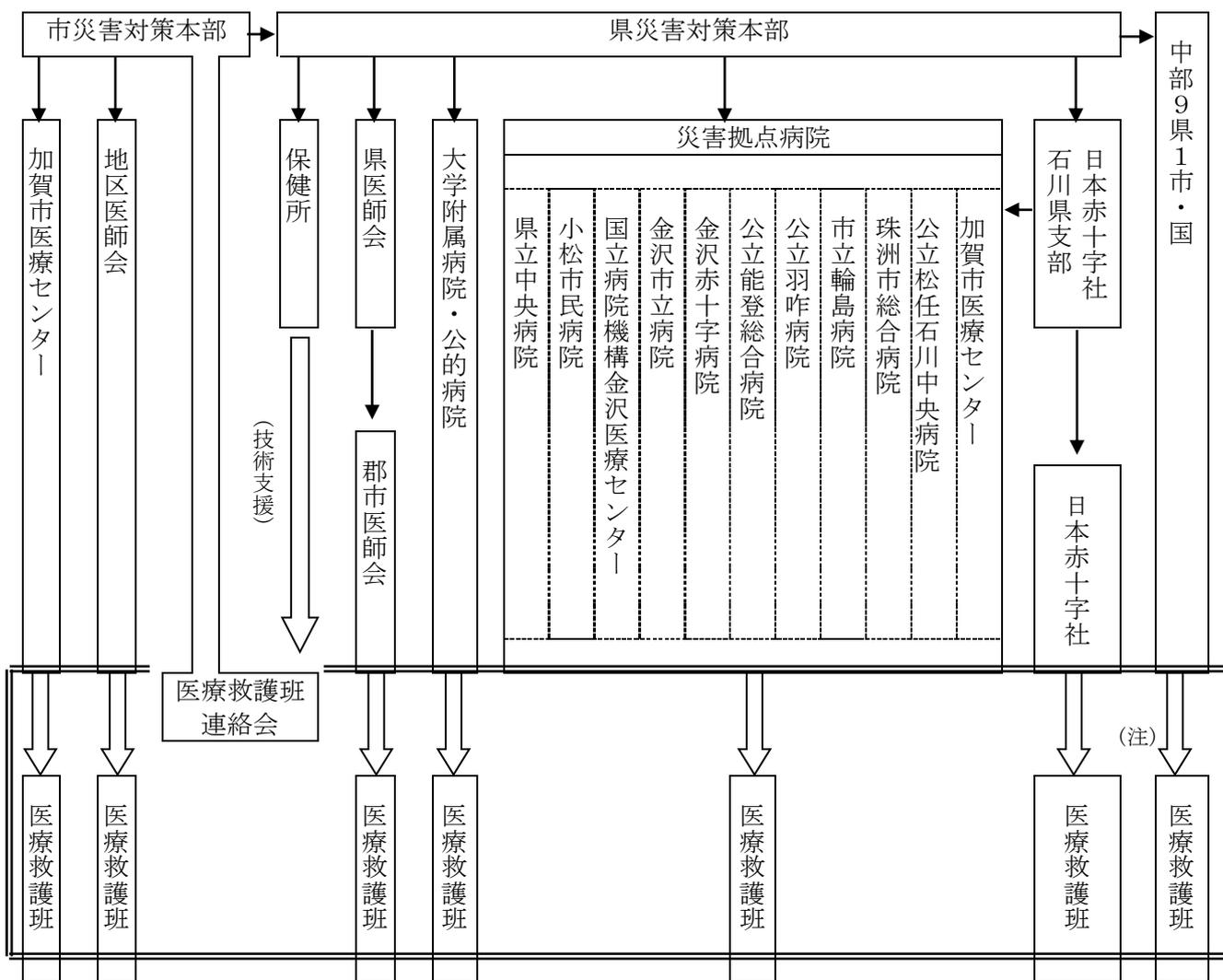
イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 公益社団法人石川県医師会

ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班（JMAT）の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班（JMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

医療救護活動系統図





災害拠点病院・大学附属病院等

(注)「9県1市」は、災害応援協定を締結している次の県市である。

協定名：中部9県1市災害応援に関する協定（平成7年11月4日）

協定県市：石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

(7) 一般社団法人石川県歯科医師会

一般社団法人石川県歯科医師会は、県から「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

(8) 公益社団法人石川県薬剤師会

公益社団法人石川県薬剤師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師又は薬剤師班を派遣し、調剤、医薬品等の供給及び服薬指導等の医療救護活動を行う。

(9) 公益社団法人石川県看護協会

公益社団法人石川県看護協会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく看護職員又は看護職員班の派遣要請があったときは、看護職員又は看護職員班を派遣し、医療救護活動を行う。

(10) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

(11) 公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会、公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会

各会は、県から「災害時における救護活動に関する協定書」に基づく救護活動員の派遣要請があったときは、救護活動員を派遣し、軽症患者への応急処置や避難者へのマッサージ、はり、きゅう等の施術提供などを行う。

(12) 石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会

石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会は、県から「災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定書」に基づく支援チームの派遣要請があったときは、支援チームを派遣し、被災者、要支援者等の生活不活性化等を防ぐため、避難所等の生活環境の改善などを行う。

(13) 一般社団法人石川県助産師会

石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動

(14) 一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会

一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会は、県から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、臨床衛生検査技師または臨床衛生検査技師班を派遣し、避難所等における健康管理のための検査や病院検査室における診療支援などを行う。

4 救護所の設置

(1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。

(2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

(1) 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児

周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

- (2) 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

6 重症患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要がある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SICUを設置するものとし、保健医療福祉調整本部等は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第5節 県消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

7 他県等からの傷病者の受入体制

市は、県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、市災害対策本部に調達を要請する。

(2) 市災害対策本部

ア 医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

9 他県等からの医薬品等の受入体制

県災害対策本部により、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所若しくは公益社団法人石川県薬剤師会に設置し、そこから被災地である市災害対策本部又は市保健センターに運送して保管される。また、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給が行われる。

10 医薬品等の輸送手段

(1) 医薬品等

ア 備蓄医薬品等及び他県等からの輸送医薬品等

県災害対策本部が輸送手段を講じる。

イ 県内医薬品等卸業者から調達する医薬品等

県災害対策本部により、当該医薬品等卸業者と連携を図り輸送される。

(2) 輸血用血液

県災害対策本部により、石川県赤十字血液センターと連携を図り輸送される。

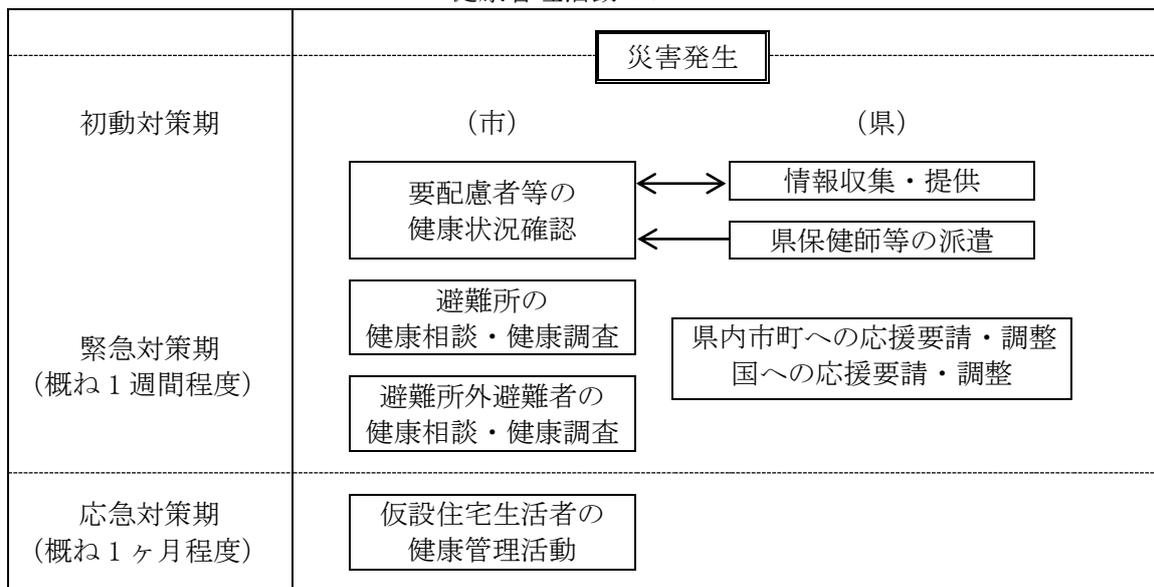
11 医療機関のライフラインの確保

市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対し、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

12 個別疾患対策

- (1) 市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。
- (2) 市は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、必要に応じて県に対し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。

健康管理活動のフロー



1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

市は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。また、健康管理活動に関し、必要に応じて県に支援を要請する。

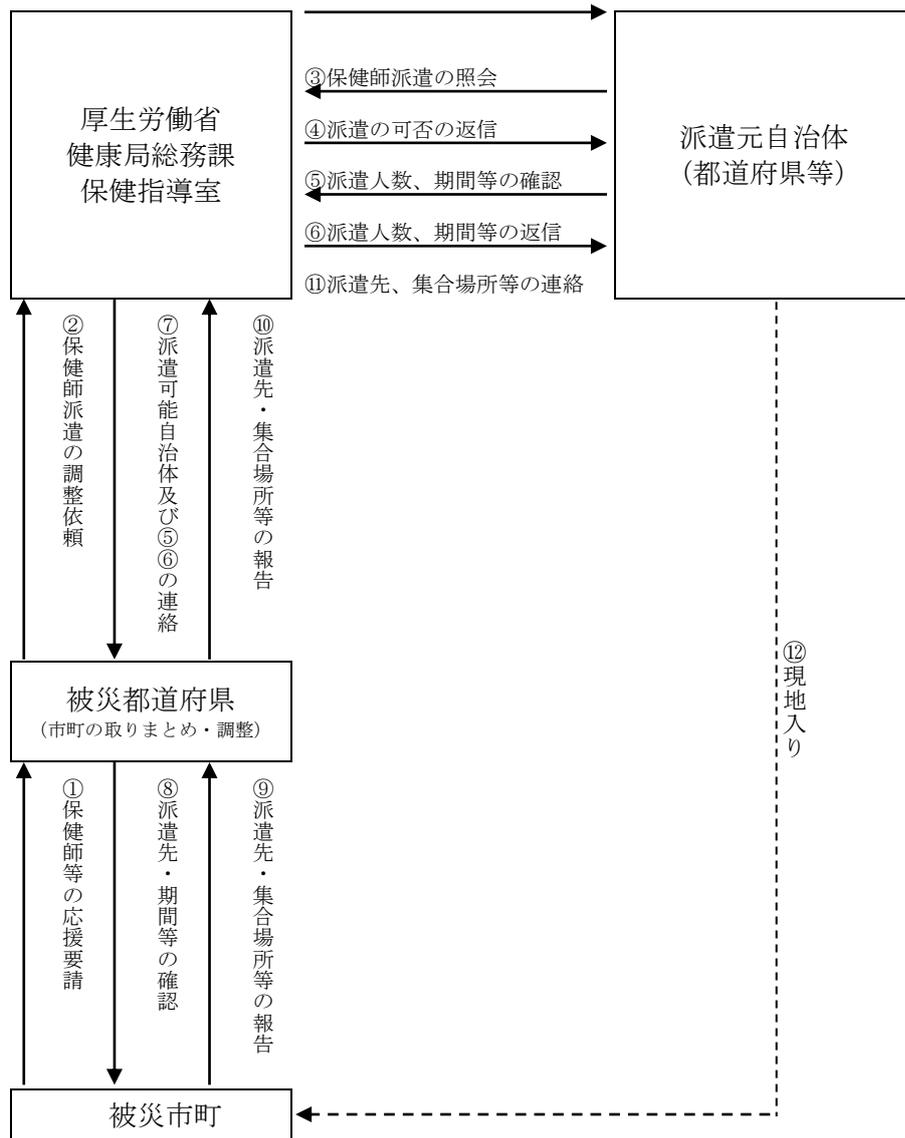
3 健康管理活動従事者の派遣体制

市は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師・栄養士等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師・栄養士等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動に当たっては、民生・児童委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を実施する。
なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (3) 健康管理活動に当たっては、各地域に設置された地域保健医療福祉調整本部内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会を集約する。

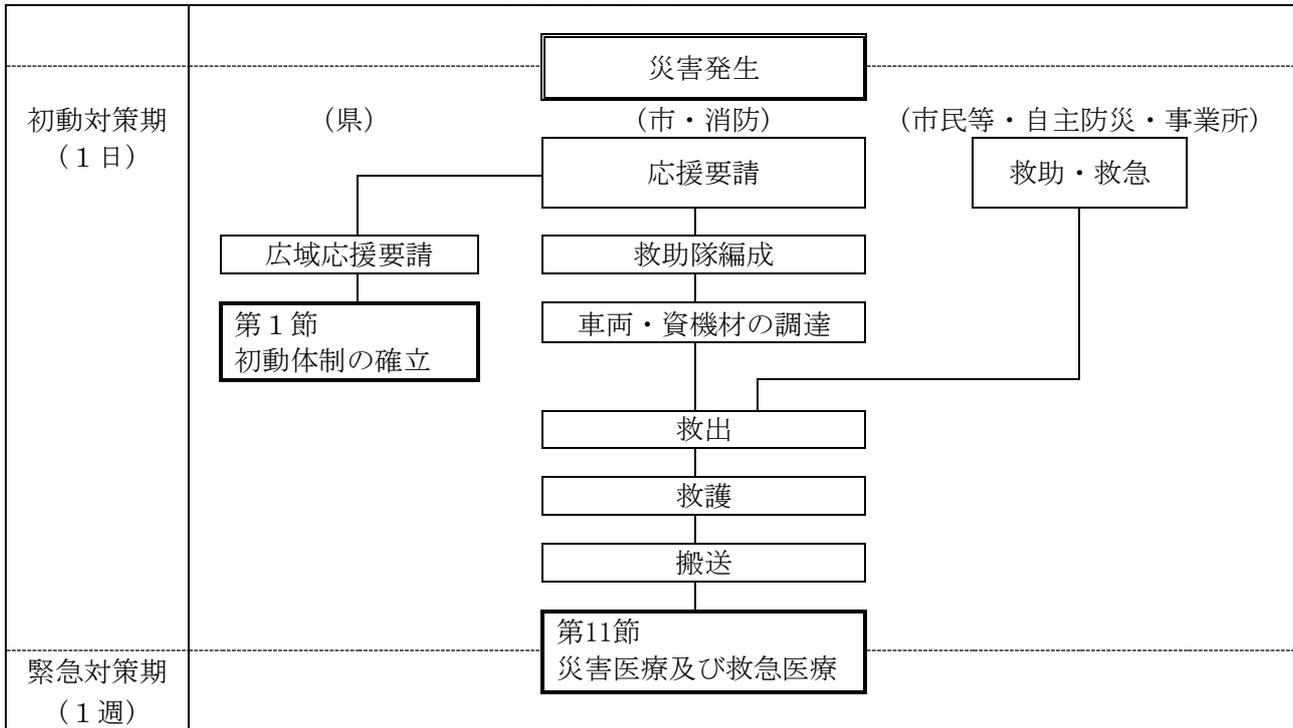
災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



第13節 救助・救急活動

危機対策課、管理部総務課、加賀市医療センター、
消防総務課、予防課、警防課、消防署

救助・救急活動のフロー



1 基本方針

大規模津波発生時には、流出した家屋の下敷き等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、市、県及び防災関係機関は、相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。また、必要に応じ、現地災害対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地災害対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 市民、自主防災組織、事業所

市民、自主防災組織及び事業所等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動にあたる。また、市民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他市町村に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、市及び県から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動に当たる。

イ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ連携して活動する。

- 3 惨事ストレス対策
従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第7節「消防活動」による。

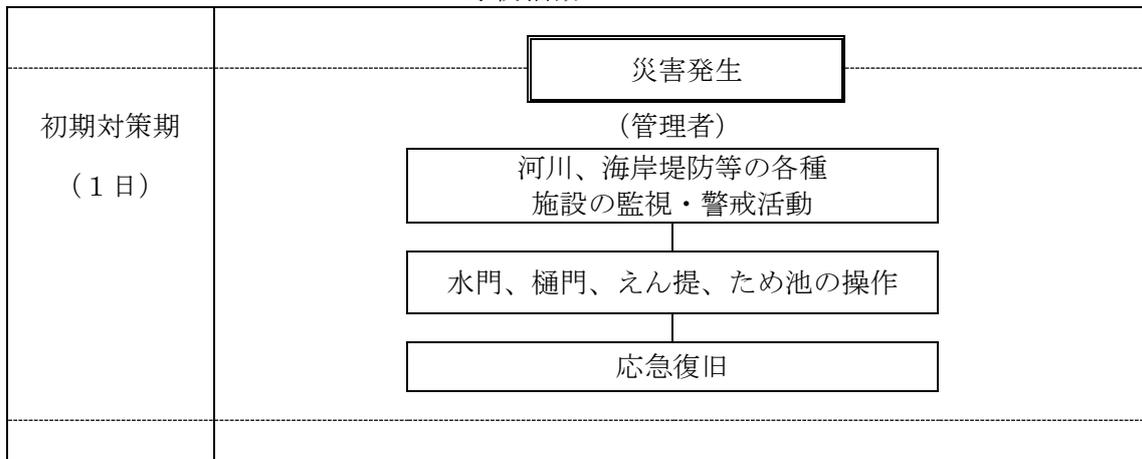
- 4 医療救護活動
医療救護活動については、本章第11節「災害医療及び救急医療」により実施する。

- 5 災害救助法による措置
災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

第14節 水防活動

危機対策課、行政まちづくり課、土木課、
消防総務課、予防課、警防課、消防署

水防活動のフロー



1 基本方針

市は、地震に伴う津波浸水の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機する。

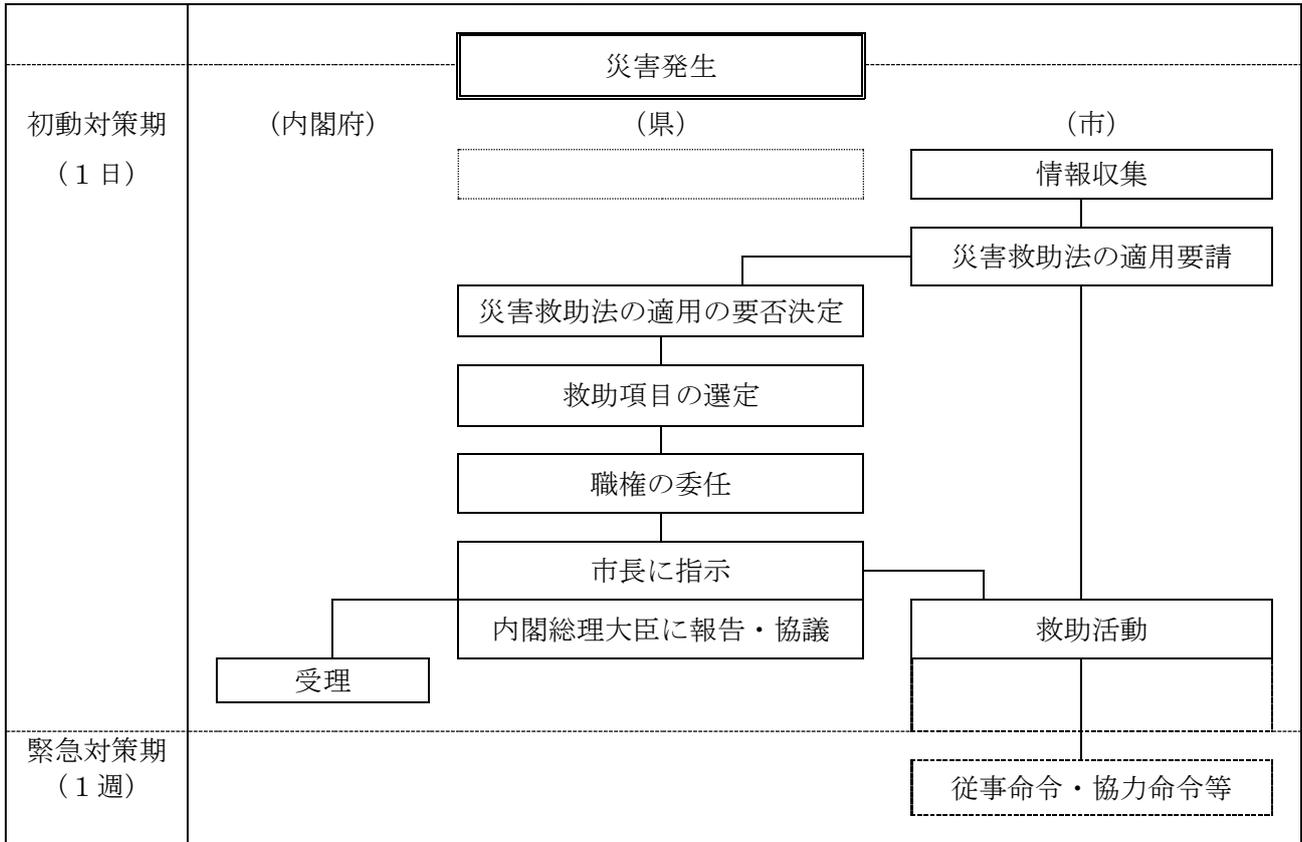
2 監視、警戒活動

大津波警報・津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん提、ため池等の操作等を「加賀市水防計画」及び「水害・土砂災害初動期対応マニュアル」の定めにより行う。

3 応急復旧

水防計画に基づき、市等の水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

災害救助法の適用のフロー



1 基本方針

市長は、地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表A欄に掲げる数以上であるとき（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第1号—令別表第1）
- (2) 本県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表B欄に掲げる数以上であるとき（令第1条第1項第2号—令別表第2、第3）
- (3) 本市の区域内の住家滅失世帯数が80世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき（令第1条第1項第3号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（令第1条第1項第3号後段）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

(注) 住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
- 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

適用基準

市町の人口	A 当該市町の住家滅失世帯数	B 県区域内の住家滅失世帯総数が1,500世帯以上の場合	(参考) 人口対象市町 令和3年10月1日 国勢調査人口
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯	加賀市

(注) 市町の人口は、直近の国勢調査による。

3 適用手続

- (1) 市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事から、市長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。
- (3) 知事から、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助に実施について市長及び関係機関に指示されるとともに、内閣総理大臣に報告される。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編参照）による。

5 災害救助法に基づく救助の実施

- (1) 市は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行う。
この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。（令第17条第1項）
- (3) 知事が、前項（2）の通知をしたときは、直ちにその旨が公示される。（令第17条第2項）
- (4) 知事が、「災害救助法に基づく業務委託契約書（令和2年12月25日）」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項が要請される。

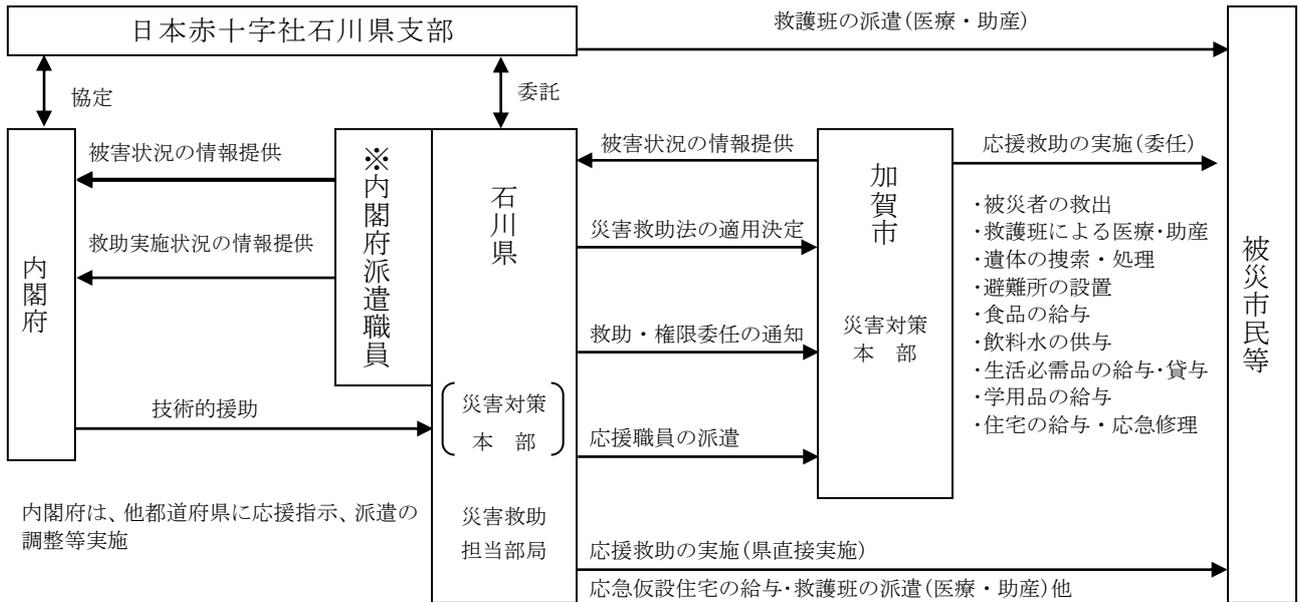
6 従事命令等

知事により、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第7条、第8条及び第9条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令が発せられる。

7 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常、市が実施し、災害救助法による救助に準じて行う。

災害発生から応急救助までのフロー

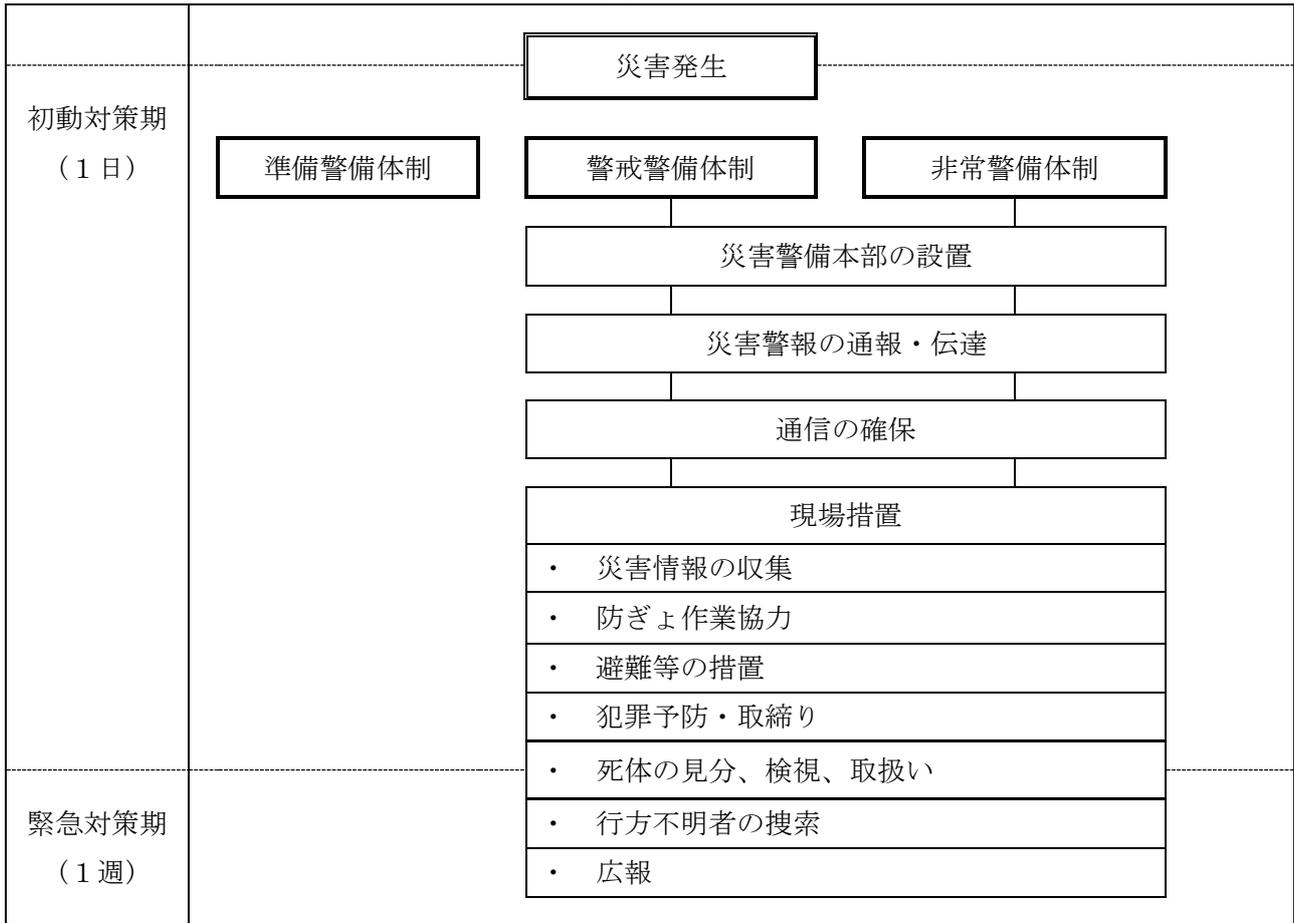


1 基本方針

津波災害時に、大聖寺警察署及び海上保安部は、市民等及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 災害警備体制

災害警備のフロー



(1) 警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	津波情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき
警戒警備体制	津波災害により市内に相当の被害発生が予想されるとき
非常警備体制	津波災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき

(2) 警備本部

ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要規模の警備本部等を設置する。

イ 海上保安本部

地震、津波災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を

講じる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

(4) 災害警備対策

ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に市民等へ周知徹底させるように努める。

イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

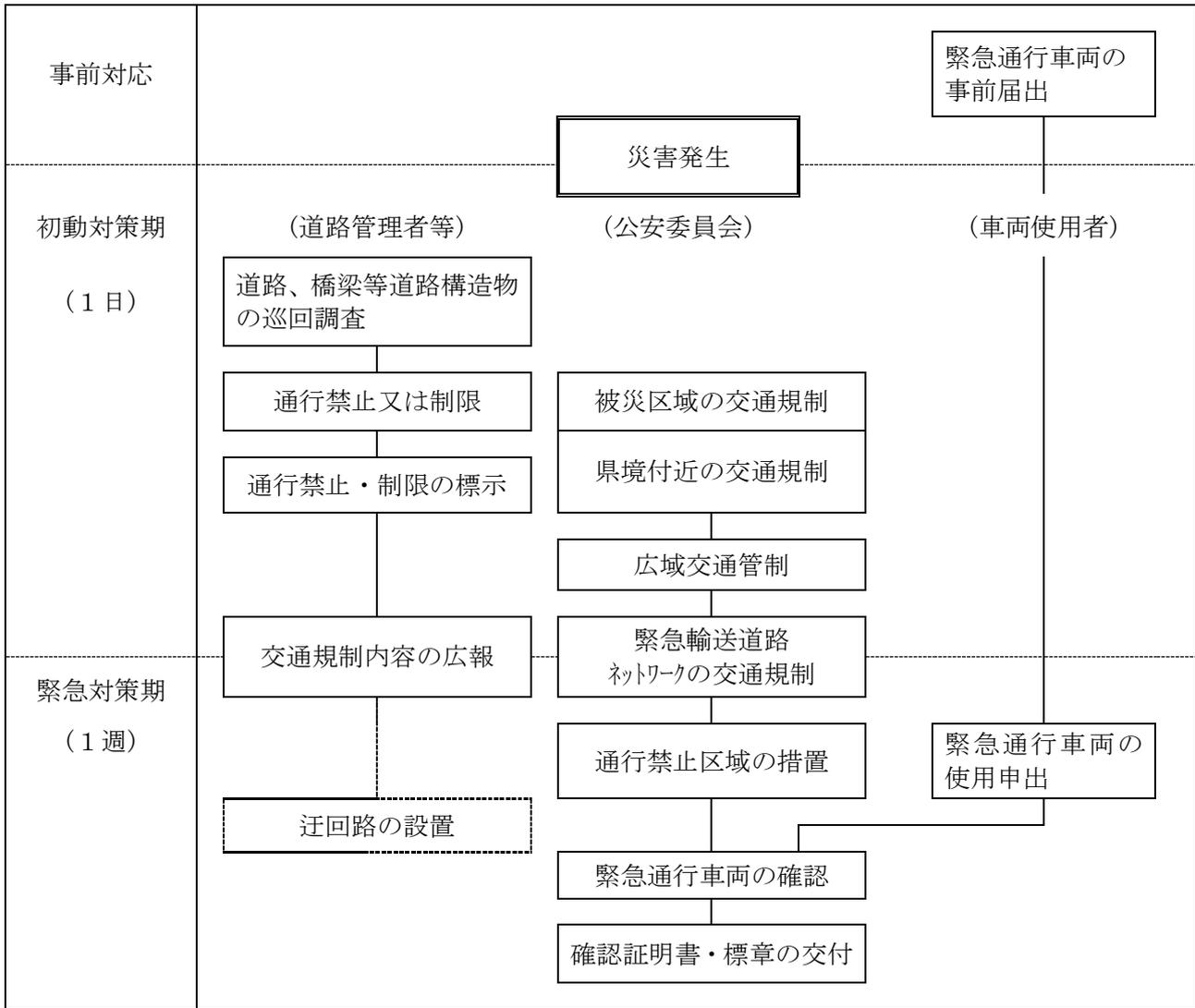
(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応じる。

ウ 現場措置等

災害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害調査と報告・連絡 ○ その他関連情報の収集
防ぎよ作業への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態が急を要すると認められるときは、率先して市の防ぎよ活動に協力する。 ○ 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する市民等との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りにあたる。
避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民等の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 ○ 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
犯罪の予防・取締り	<p>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と市民等の不安の一扫に努める。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民等に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p>
遺体の見分、検視及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 ○ 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書(死体見分調書)を添えて市長に引き渡す。
行方不明者の搜索	<p>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</p>
広報	<p>流言飛語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</p>

3 交通対策

交通対策のフロー



(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者等	一般国道	国土交通省又は県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき ○ 道路工事のため止むを得ないと認められるとき
	県道	県	
	市道	市	
	臨港道路	県又は市	
	漁港道路	県又は市町	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき ○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき ○ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき 	

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由、その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

震災時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、津波災害の発生したとき又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、危険が予測され、又は発生したときは、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者等

津波災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

なお、道路管理者等は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- b 知事から、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示が行われる。
- c 津波災害時において、交通に危険があると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- d 道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。
- e 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(イ) 大聖寺警察署（公安委員会）

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

a 道路管理者等への要請

大聖寺警察署（公安委員会）は、緊急車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

b 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

c 県境付近等の交通規制

津波発生後、県警高速道路交通警察隊及び大聖寺警察署は、福井県からの車両の市内進入を禁止又は制限する。

d 広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

e 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連携してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

f 通行禁止区域等の措置

(a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(b) (a) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) 自衛官及び消防吏員の措置

「f 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第5条第2項に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導にあたる。

(ア) 規制標識

a 道路法第45条（公安委員会の交通規制）によるもの

b 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条（道路標識等の設置等）によるもの

c 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）第1項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

a 禁止又は制限の対象

b 区間又は区域

c 期間

d 理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車両の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章（災害対策基本法施行規則第6条関連）

(ア) 緊急通行車両としての要件

a 道路交通法第39条の緊急自動車

b 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両などの事前届出・確認手続きなど要領」による。

(ウ) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

特に津波災害の場合は、輸送路の混乱により生活必需物資の不足を生じ、物資の緊急輸送必要とされるので、物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県と公安委員会の協議によって行う。また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。

また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行う。

カ 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・ 停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・ 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

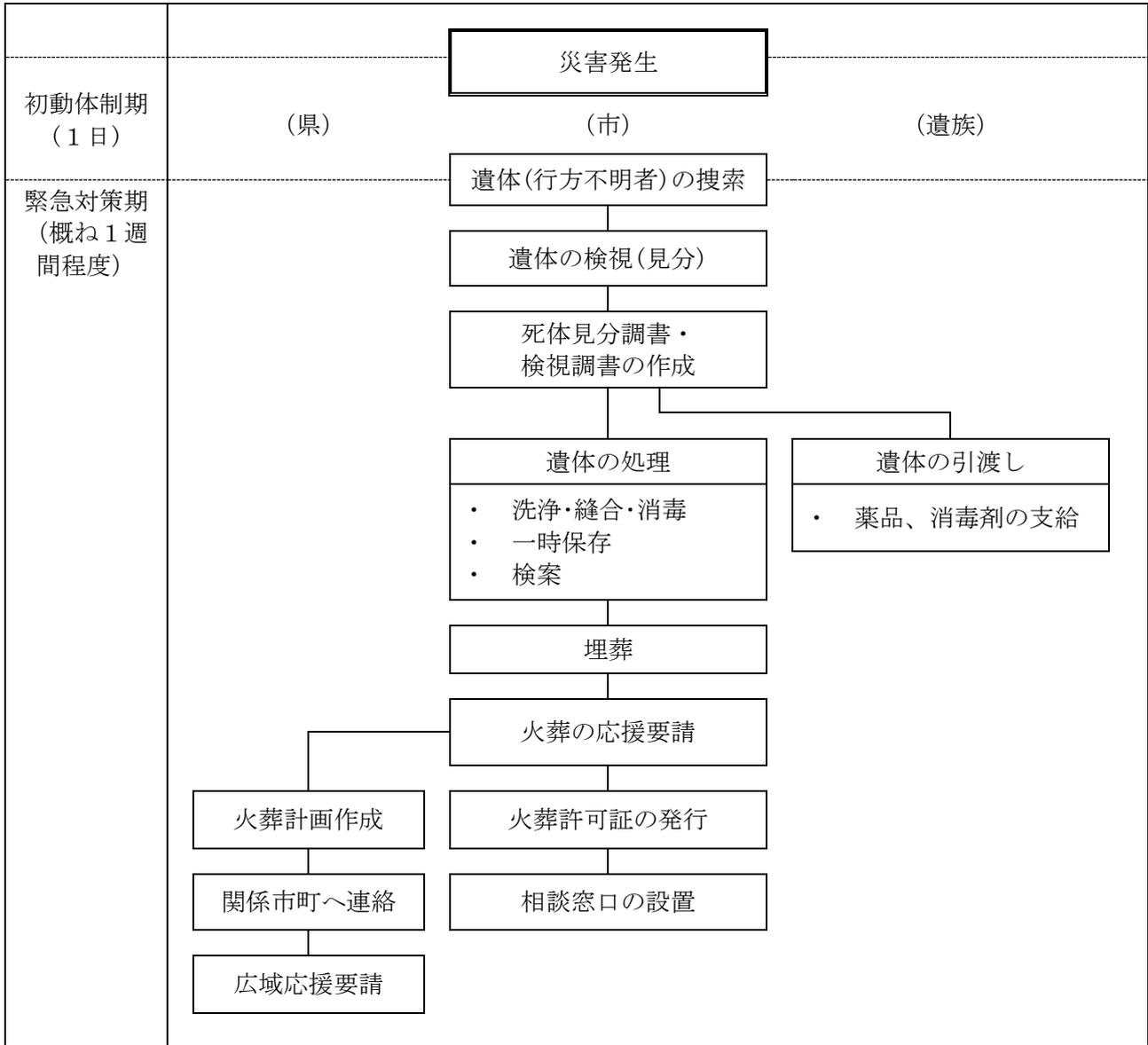
(2) 海上交通規制

海上保安本部は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬のフロー



1 基本方針

津波災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

- (1) 市は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。
- (2) 市は、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。
- (3) 市は、搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

市は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、

医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市長に引き渡す。

ア 警察官にあつては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第4号）又は、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警第80号）の規定による。

(2) 遺体の処理

市は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

市は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

市は、小松加賀斎場の火葬能力を超える場合及び棺等葬祭用品が不足するなどの場合は、県に協力を要請する。

(2) 火葬許可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

大聖寺警察署長は、市長と緊密に連携し、市及び県の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察は、震災時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

7 海上保安部の措置

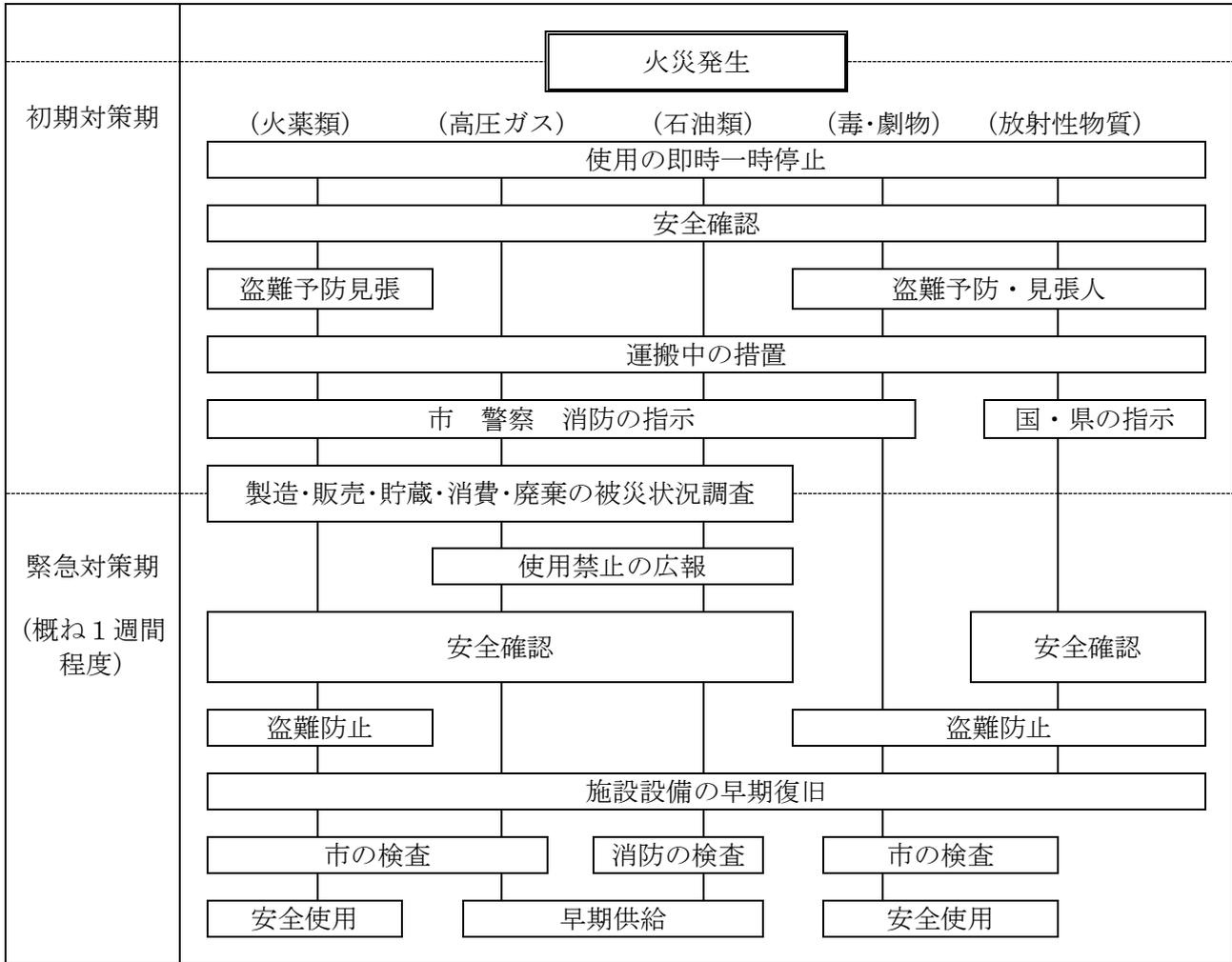
(1) 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により捜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、市長と連絡を密にして、家族又は市長に引き渡す。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

危険物の応急対策のフロー



1 基本方針

危険物施設等が被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害を防止し、市民等の安全確保に努めるとともに、早期復旧に努める。

2 火薬類

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火薬庫が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 ○ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。 ○ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

3 高圧ガス

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。 ○ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ○ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 ○ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 ○ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

4 石油類等

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じる。 ○ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ○ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで実施しない。 ○ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。 ○ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

5 毒物・劇物

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、毒物・劇物の性状等の情報収集と毒物・劇物営業者等に対する監視指導の徹底を図る。 ○ 保管庫等が被災した場合は、営業者等は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 ○ 運搬中に被災した場合は、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。
------	---

6 放射性物質

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 ○ 運搬中に被災した場合は、直ちに安全確認を実施し、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

7 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

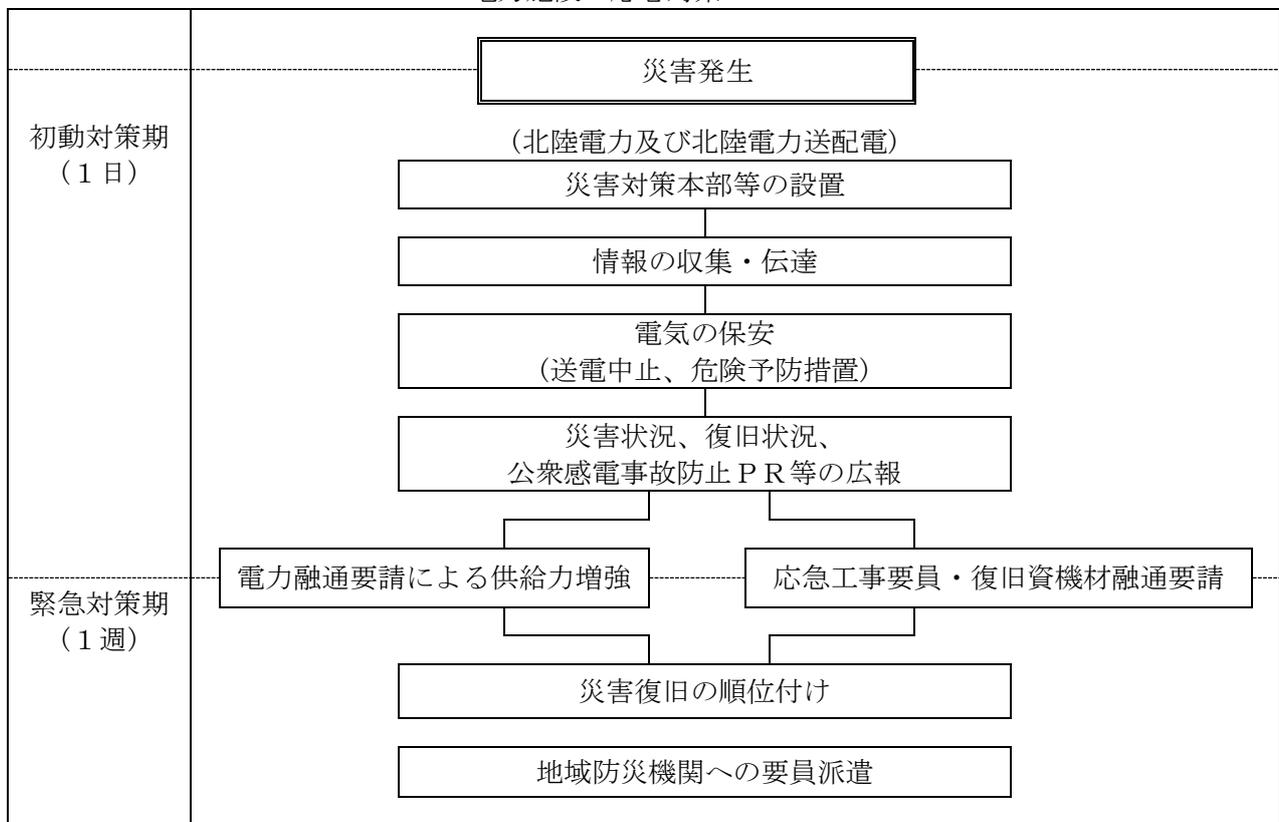
1 基本方針

電力施設、通信施設、水道施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

2 電力施設

電力施設の応急対策のフロー



北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集・伝達を行う。また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 電気の保安

災害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予防措置を講じる。

(4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、市民等に対し災害の状況、復旧活動の状況及び

公衆感電事故防止PRを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(5) 県及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

(6) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、原則として人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる公共機関等を優先する。また、応急工事終了後、通電再開に当たっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認のうえ行う。

(7) 応援協力体制

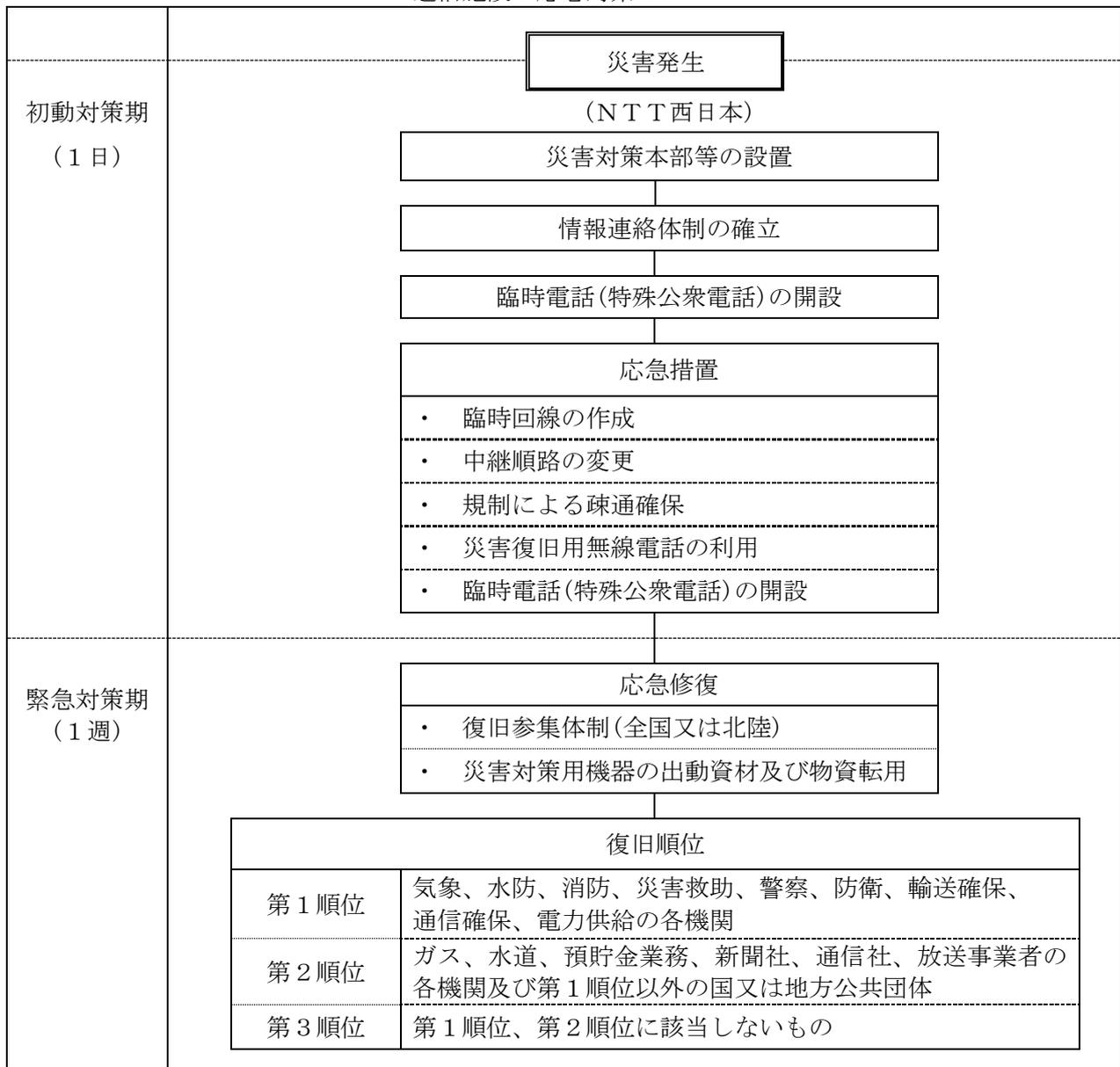
自社の電力の供給が不足又は応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要員の応援等協力を求める。

(8) その他

上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。

3 通信施設

通信施設の応急対策のフロー



NTT西日本は、次の措置を講じる。

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集・伝達を行う。また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 広報活動

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- 臨時回線の作成
- 中継順路の変更
- 規制等による疎通確保
- 特設公衆電話（通貨不要）の設置
- その他必要な措置

(5) 応急復旧

NTT西日本関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧にあたり、応援計画及び復旧順位等については、西日本電信電話株式会社防災業務計画の定めるところによるほか、次のとおりとする。

ア 広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な災害が発生した場合、全国的又は北陸地域全体的規模による参集、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ 復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合は、NTT西日本関係事業所、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により、復旧を図る。

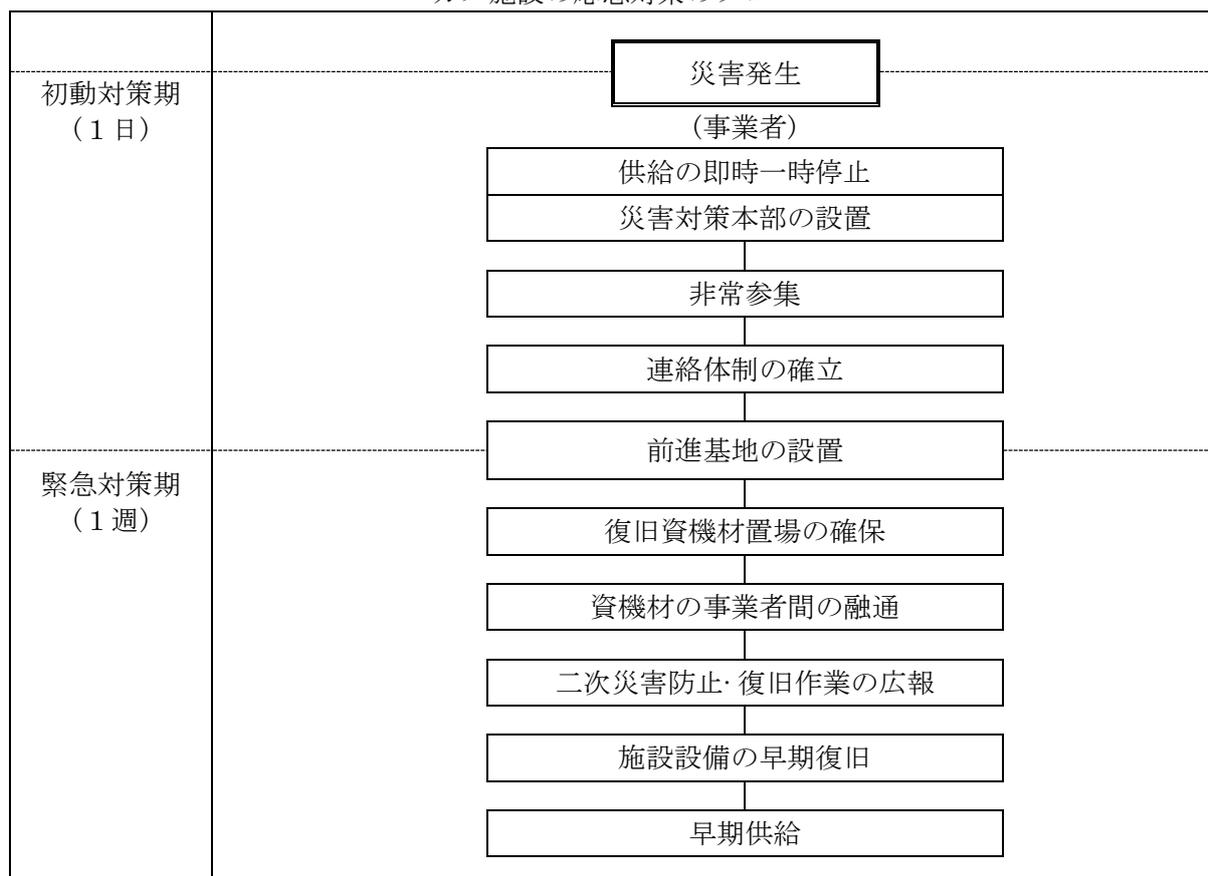
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第1順位に該当しないもの

(6) その他

上記以外の事項については、NTT防災業務計画の定めるところによる。

4 ガス施設

ガス施設の応急対策のフロー

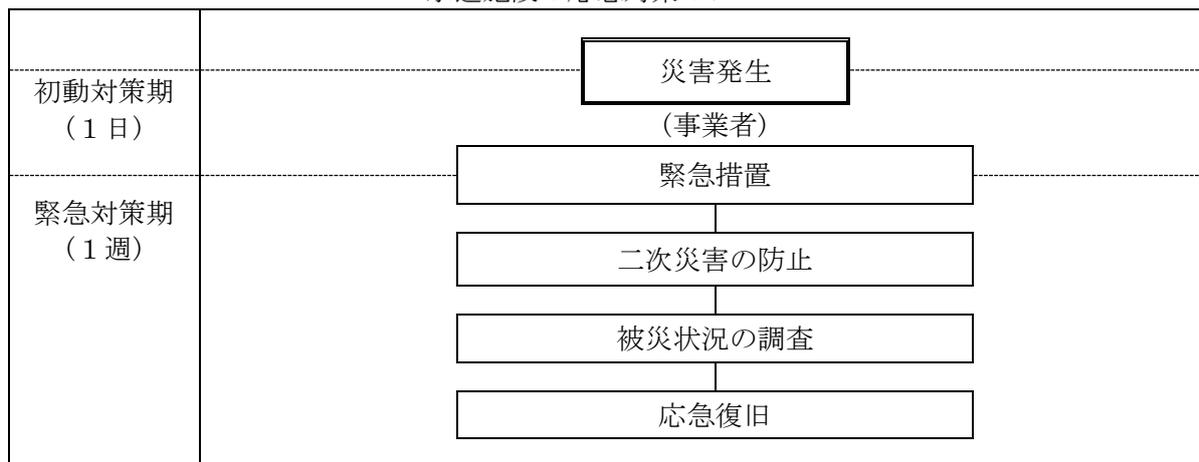


ガス施設又は簡易ガス施設（以下「ガス施設」という。）に被害が生じた場合、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺の市民等の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するため、速やかに応急措置を行う。

- (1) 災害対策本部等の設置
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。
- (2) 応急処置
あらかじめ定める供給停止の判断基準により、速やかに供給停止し、二次災害の防止を図る。
- (3) 広報活動
津波発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (4) 資機材の確保
あらかじめ前進基地や資材置場を確保しておくとともに、資機材の円滑な調達のための組織体制、在庫管理体制を整備し、資機材の物量や輸送体制等を整備しておく。
- (5) 復旧対策
応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して実施する。
- (6) 応援体制
大規模な災害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。
- (7) 早期供給
ガス事業者は、使用者の施設、設備の安全確認を実施し、又は実施の協力をして、安全と確認された場合は早期に供給を図る。

5 水道施設

水道施設の応急対策のフロー

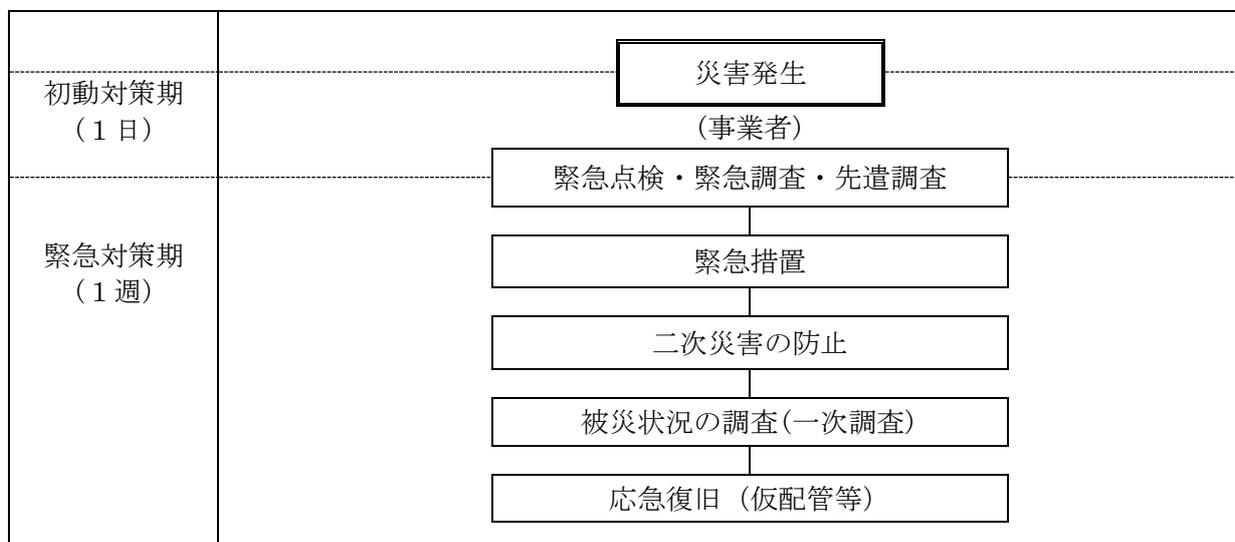


水道事業者は、水道に被害が生じた場合は、次の処置を講じる。

- (1) 災害対策本部等の設置
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。
- (2) 情報の収集・伝達
正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく実施する。
- (3) 広報活動
災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (4) 災害復旧用資機材の整備
水道被害の状況に対して、早急に緊急措置活動を実施するため、各施設に緊急用資機材の整備を図る。
- (5) 応急復旧
被災に応じて、仮排水施設及び仮管等により応急復旧に努めるとともに、残留塩素の確保等水質管理に十分配慮して復旧する。
- (6) 応援体制
大規模な災害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

6 下水道施設

下水道施設の応急対策のフロー



市は、次の措置を講じる。

- (1) 参集体制の確立
災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。
- (2) 情報の収集・伝達
正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく実施する。
- (3) 被災状況の調査
ア 人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。
イ 公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。
- (4) 応急措置
管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。この際、上下水道一体となって施設の機能を維持することに留意する。
- (5) 災害復旧用資機材の確保
下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。
- (6) 応急復旧
被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。
- (7) 広報活動
地震発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (8) 応援体制
被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。
ア 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」
イ 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」
ウ 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

第20節 公共土木施設等の応急対策

農林水産課、土木課、都市計画課

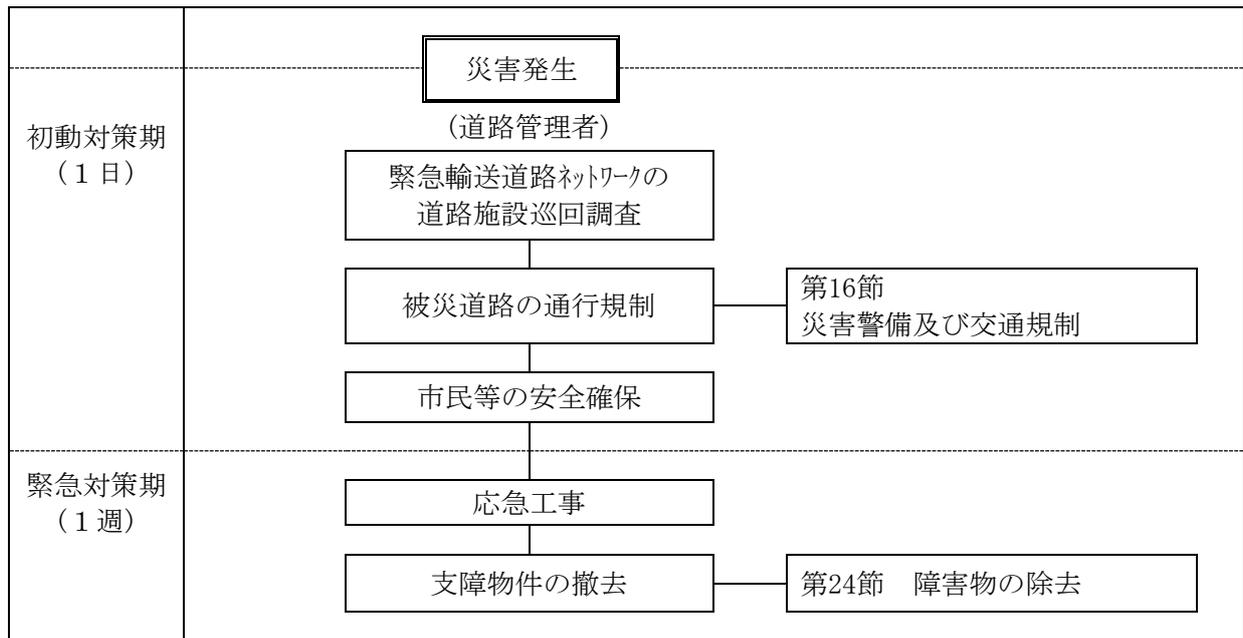
1 基本方針

道路、河川、海岸、漁港、放送施設、鉄道の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

道路施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂回路の選定等の対策を講じ、市民等の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

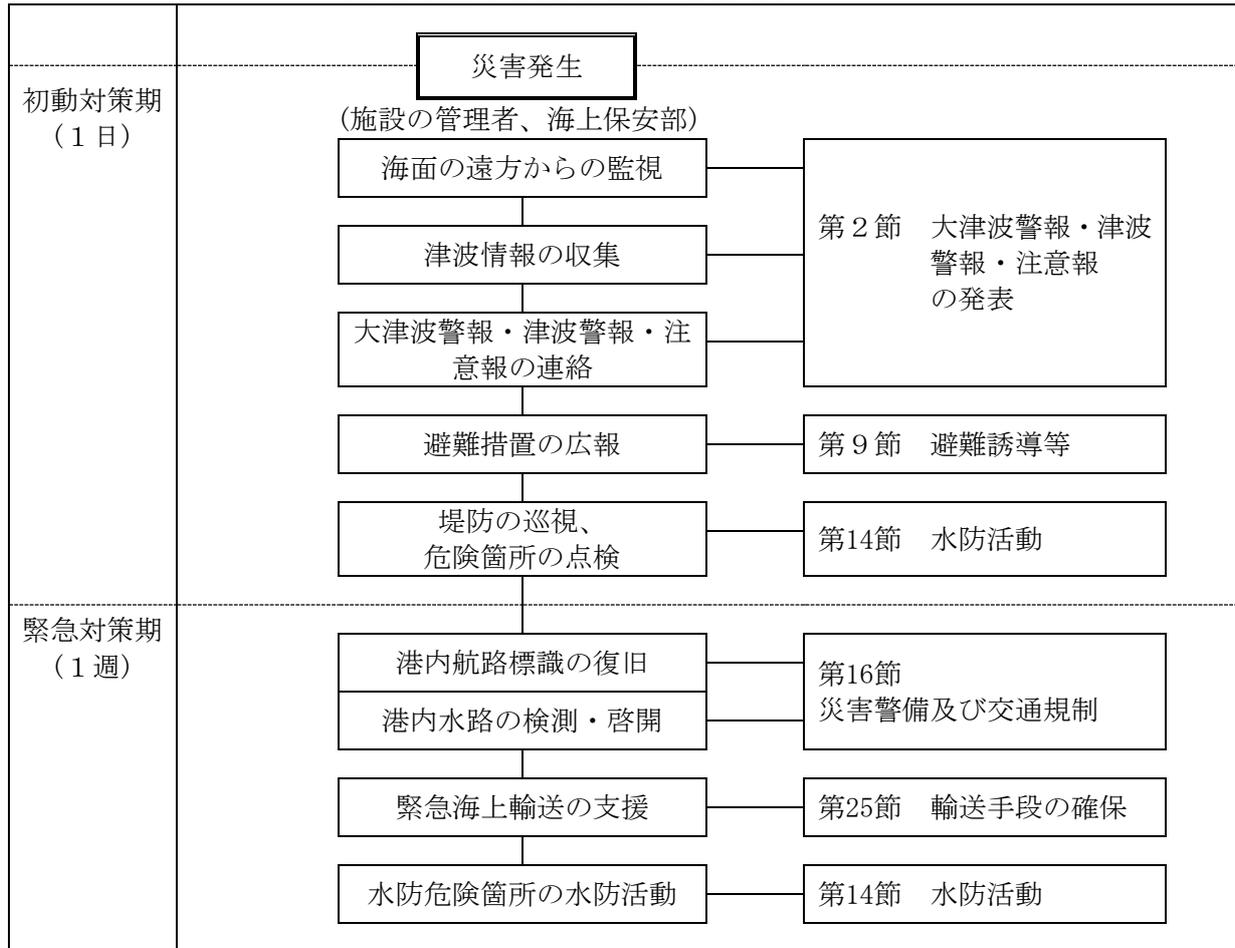
被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、協定等に基づき協力を得て応急工事を施工する。また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する（本章第24節「障害物の除去」参照）。

3 河川、海岸、漁港等施設

河川、海岸、漁港等施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

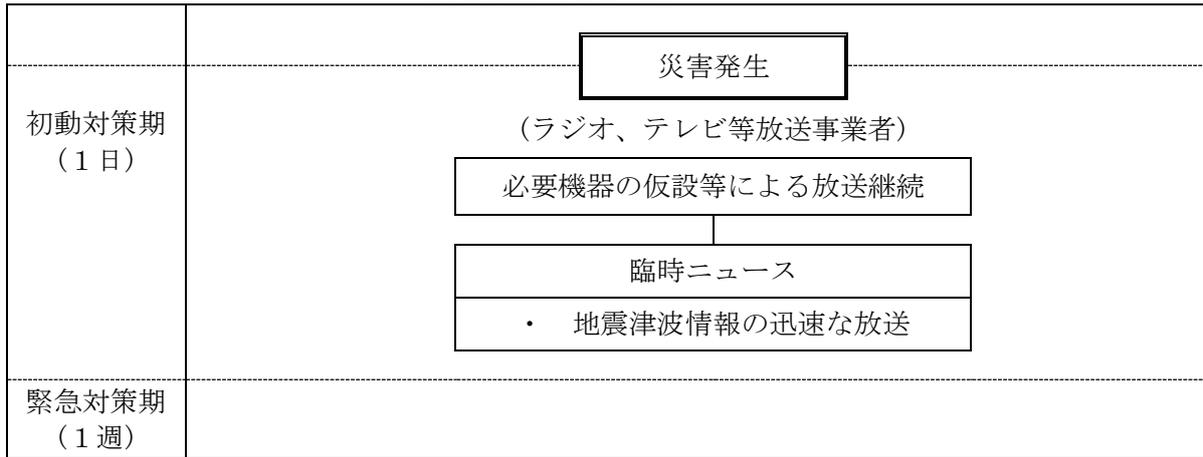
- ア 市は、地震を感じたら津波被害を防止するため、安全な場所から海面の監視を実施するとともに、放送機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。
- イ 市、海上保安部等は、大津波警報・津波警報・注意報の伝達を受けた場合、地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。
- ウ 水防計画等に基づき、市等の水防管理者は、施設管理者等と協力し、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

- ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。
- イ 漁港等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。
 - (ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施
 - (イ) 緊急海上輸送の支援
- ウ 必要に応じて協定により（一社）石川県建設業協会等の協力を得る。

4 放送施設

放送施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

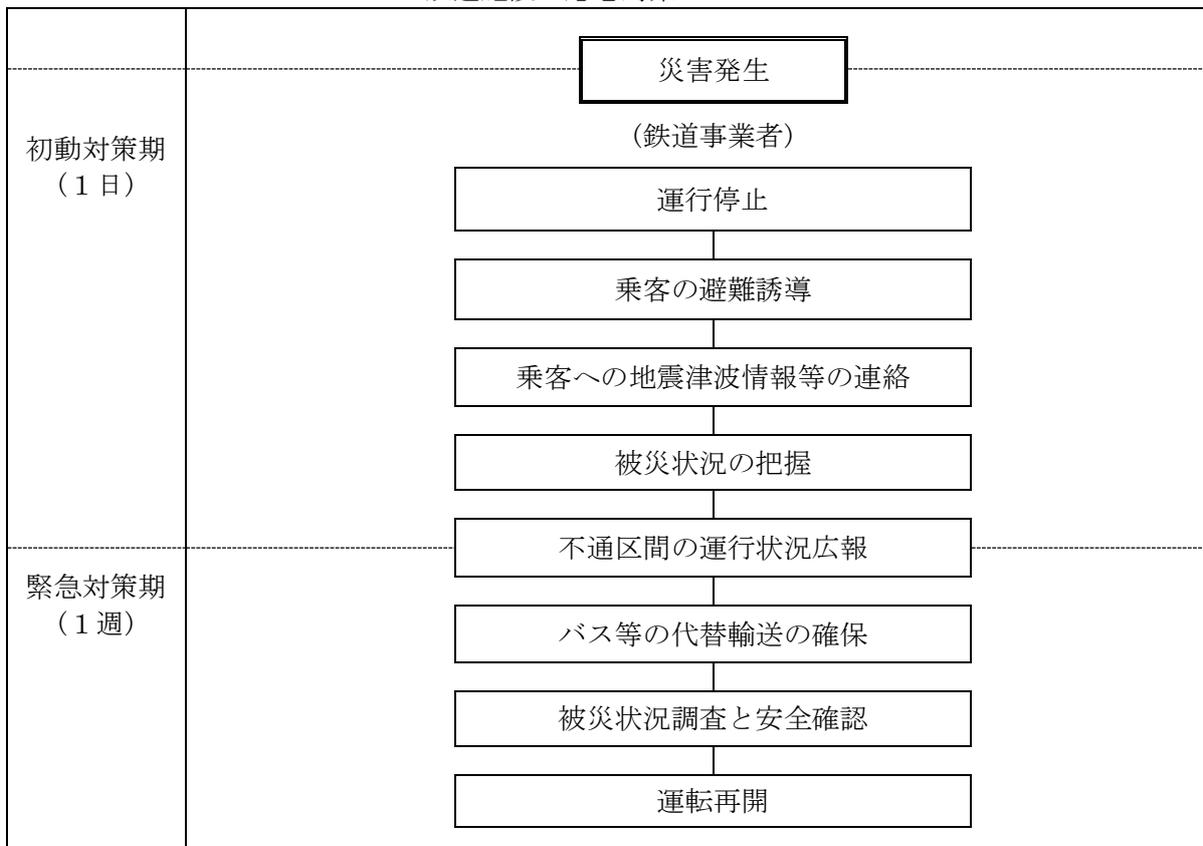
テレビ・ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合直ちに、機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

5 鉄道施設

鉄道施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

鉄道事業者は、次の措置を講じる。

ア 乗客に地震や津波に関する情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及

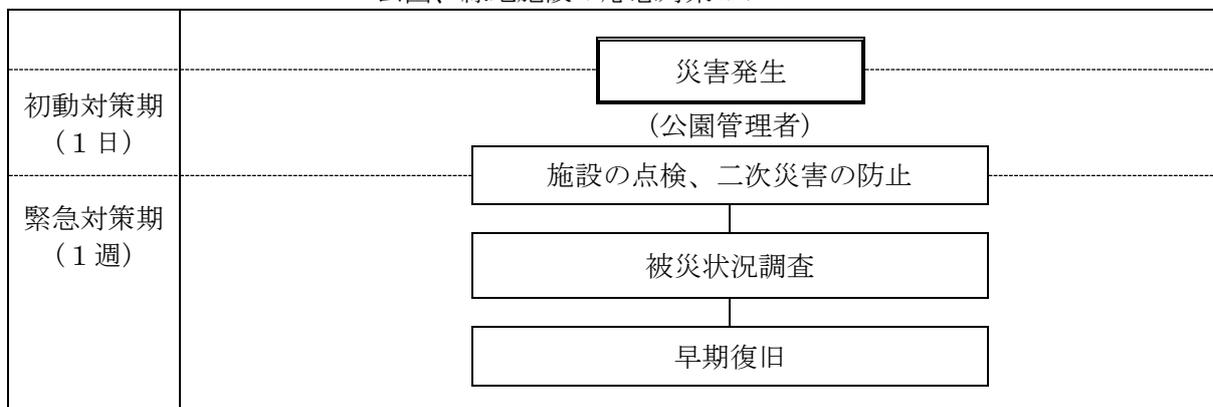
び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。
 イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

- ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。
- イ 被災した鉄道施設等については迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

6 公園、緑地施設

公園、緑地施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

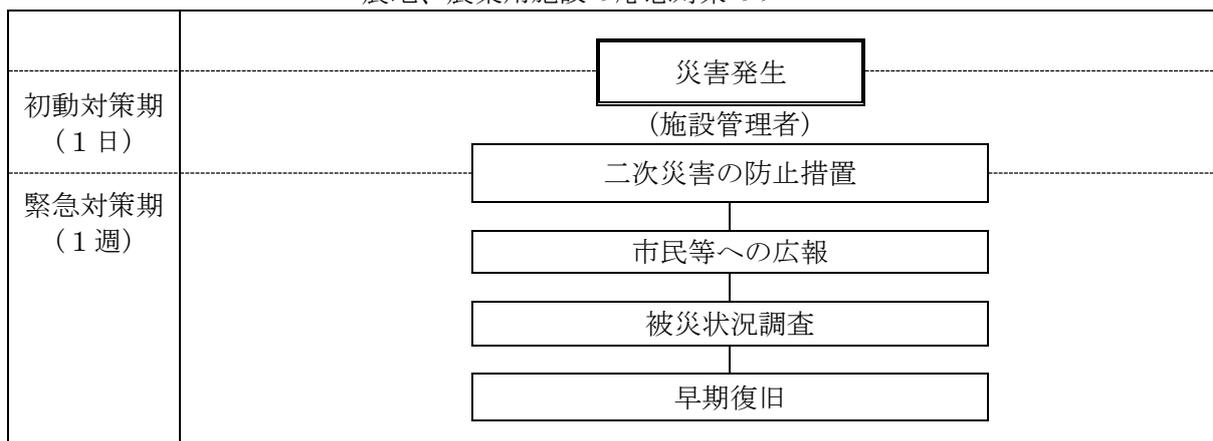
公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

7 農地、農業用施設

農地、農業用施設の応急対策のフロー



(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて市民等へ広報する。

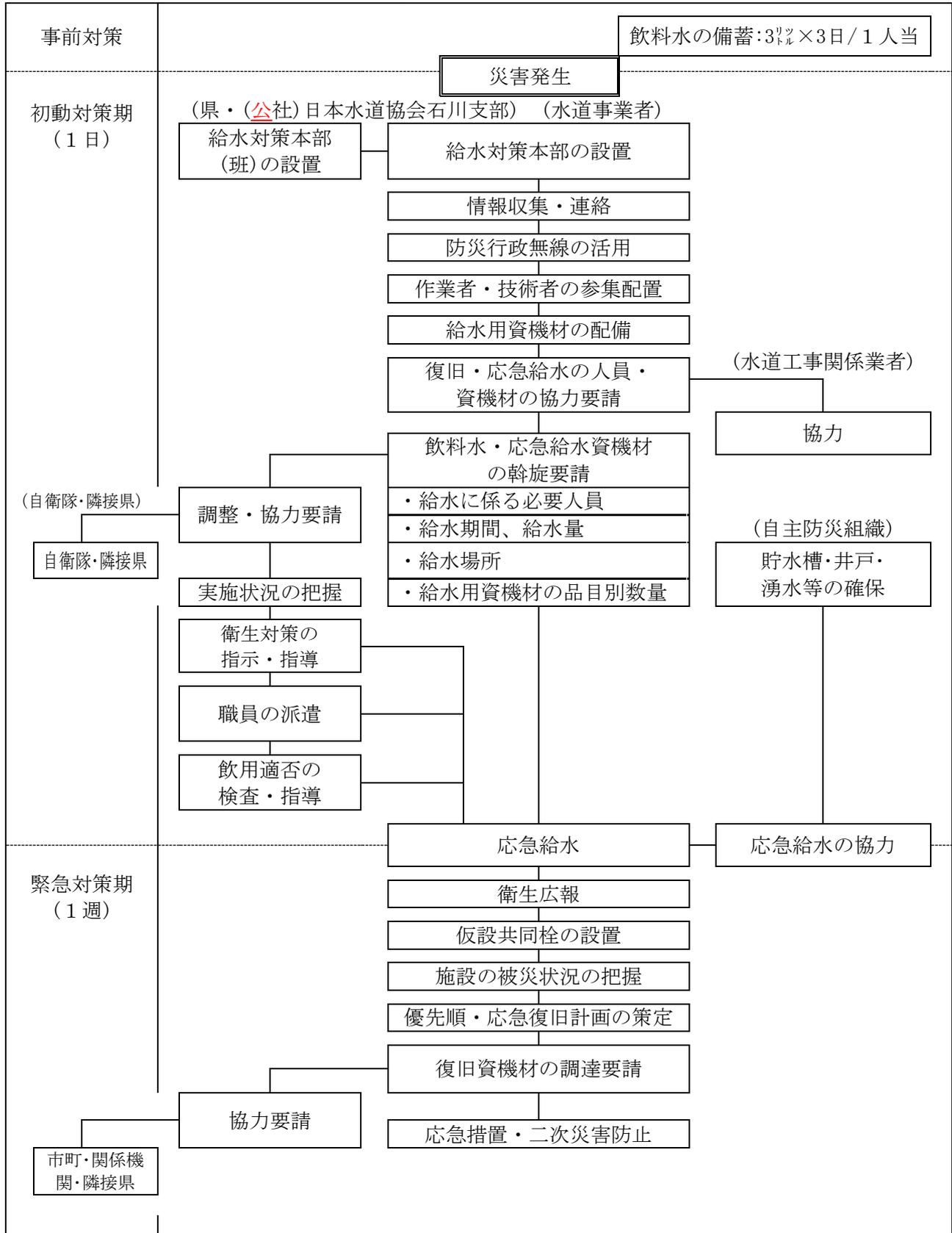
(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

8 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。

給水活動のフロー



1 基本方針

波災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、市は応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。

この際、必要に応じて自衛隊の派遣要請を県に要求及び関係機関等に応援を求める。

2 給水対策本部の設置、運営

市は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部等の関係機関と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

なお、給水対策本部は、市災害対策本部の全体的な統制調整に資する情報の一元化のため、給水ニーズの把握体制や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。

(1) 参集及び給水用資機材の確保

ア 参集計画に基づき作業員や技術者を速やかに参集配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 参集及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、伝達

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、市及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。

(1) 市（水道事業者）

ア 応急給水計画を策定する。

イ 給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。なお、拠点避難所においては、組立式給水タンクを準備しておく。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

ウ 応急給水目標の目安

津波発生からの日数	目標水量	市民等の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3ℓ/人・日	おおむね 1 km	タンク車
災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量)	20ℓ/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の 仮設給水栓
災害発生から21日まで (更に最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100ℓ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の 仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約250ℓ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの 各戸共用栓

エ 市が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県及び関係機関等に調達を要請する。

なお、要請に際しては、市が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に

努める。

- 給水に必要とする人員数
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道要資機材の品目別数量

オ 緊急時に、井戸水、湧き水及び防火水槽等の水を飲料水として使用する場合は、県にその適否を検査、指導する。

(2) 自主防災組織

ア 災害発生後、仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分等、市の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、市は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

(1) 市民等からの情報や職員による施設巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 市が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して、及び関係機関等に調達を要請する。

県にあっせんの要請を行う。

- 応急復旧作業に必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類資機材の品目別数量

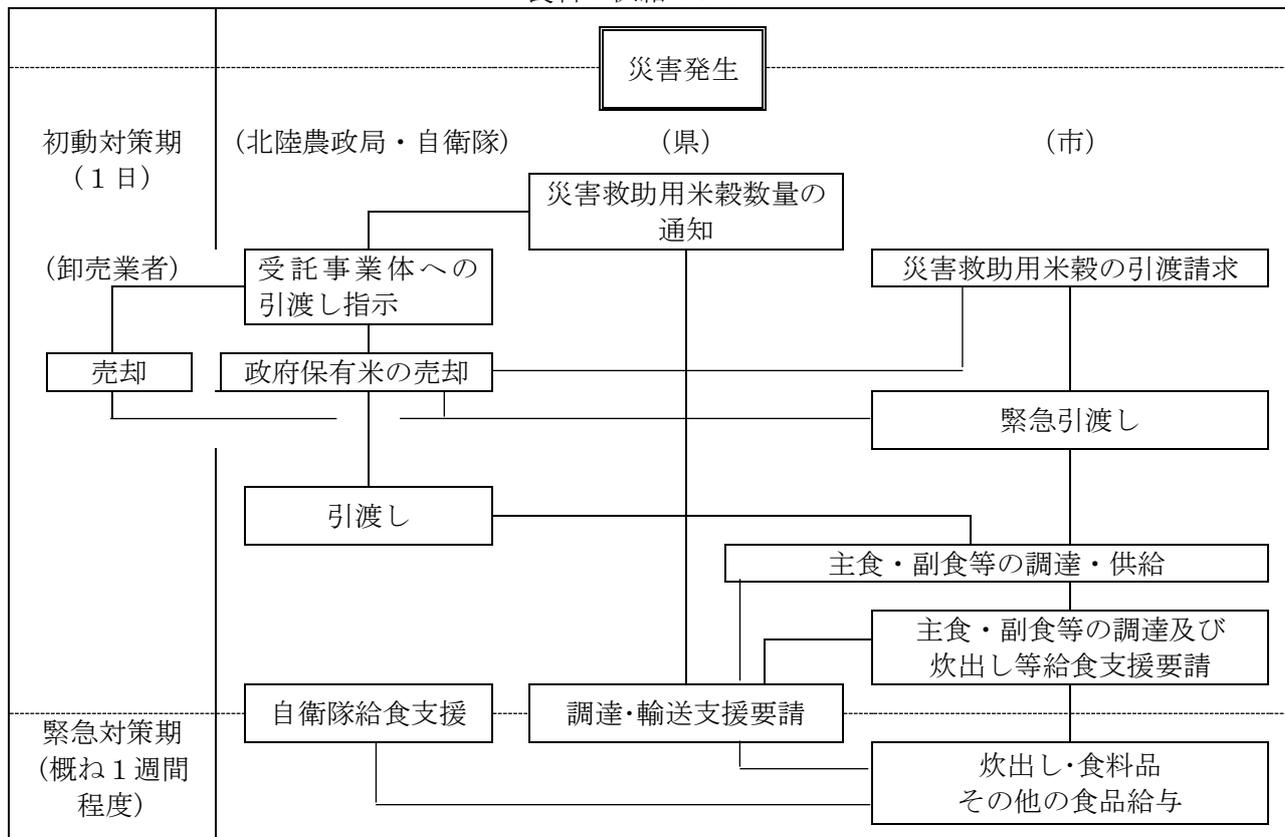
(4) 被災個所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

食料の供給のフロー



1 基本方針

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

(1) 市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、県を通じて北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡要請を行う。

イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省農産局長は、市及び県から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先

連絡先	TEL	FAX
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391

(2) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

4 副食及び調味料の確保

(1) 市はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(2) 市は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

(3) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

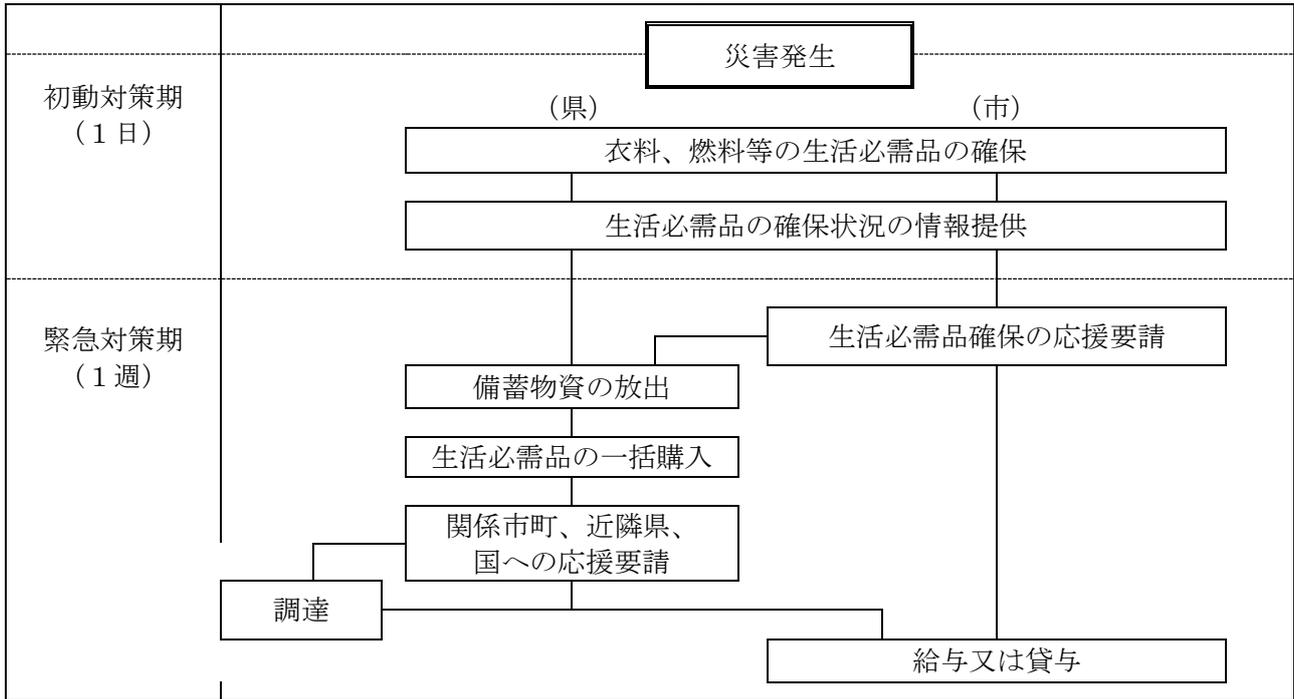
5 共助による食料の確保

被災者は、地域における市民等の相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

生活必需品等の供給のフロー



1 基本方針

市は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

(1) 市長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

(2) 市自らで対応できない場合は、近隣市町、県その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供給された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるように努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 市は平時から、平時から、新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 市は、備蓄物資等が不足するなど市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

エ 県により、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送される。

(2) 情報の提供

市は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 市は、緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。

なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

(2) 市は、あらかじめ新物資システム（B-PLo）に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

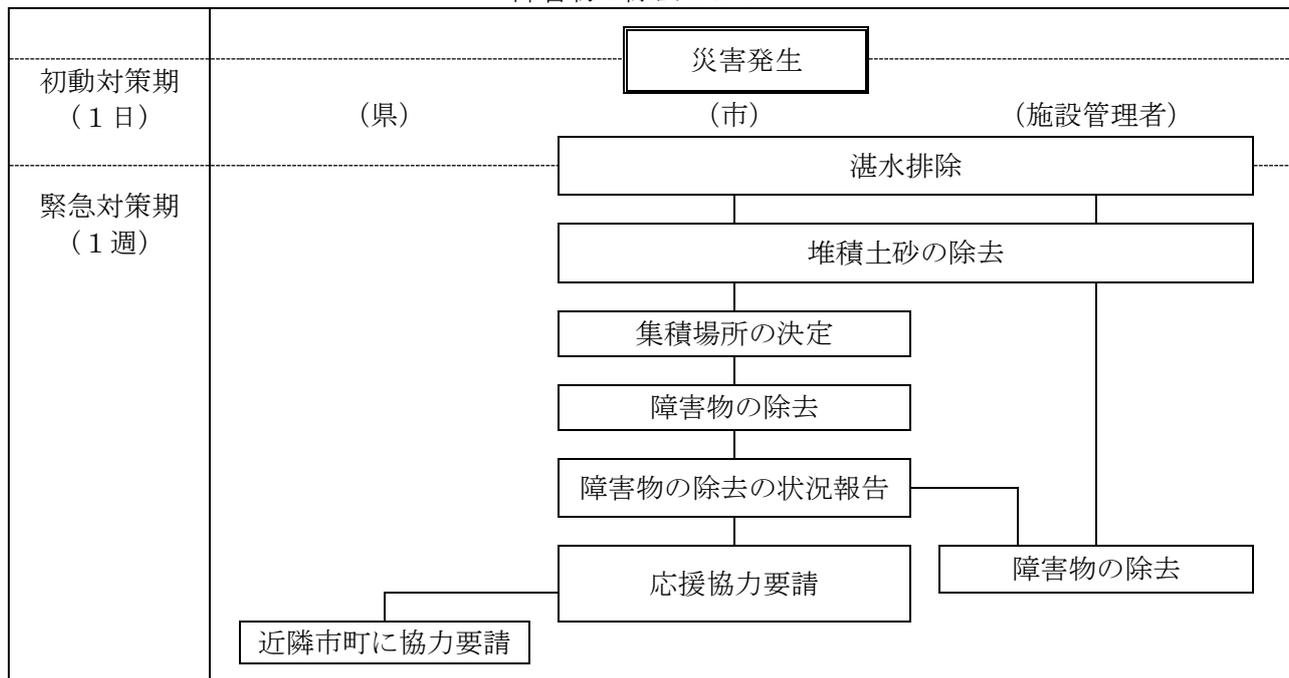
(4) 市及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

(5) 市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

障害物の除去のフロー



1 基本方針

地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、各関係機関で情報を共有しながら、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。

2 実施体制

(1) 道路、河川、漁港等の管理者

市は、関係機関の協力を得て、障害物を除去し、道路及び航路等の啓開に努める。

(2) 市長

被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 市民等の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき

4 障害物除去計画の作成

市は、道路、河川、漁港等の各施設管理者と相互に連携をとりながら処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各所管施設における障害物の種類又は量を調査するとともに、処理期間を考慮した計画を作成する。

5 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適切な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応した適切な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

(1) 湛水排除

市の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に支援を求める。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が市の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物の除去は、(2)に準じて行う。

8 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

9 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

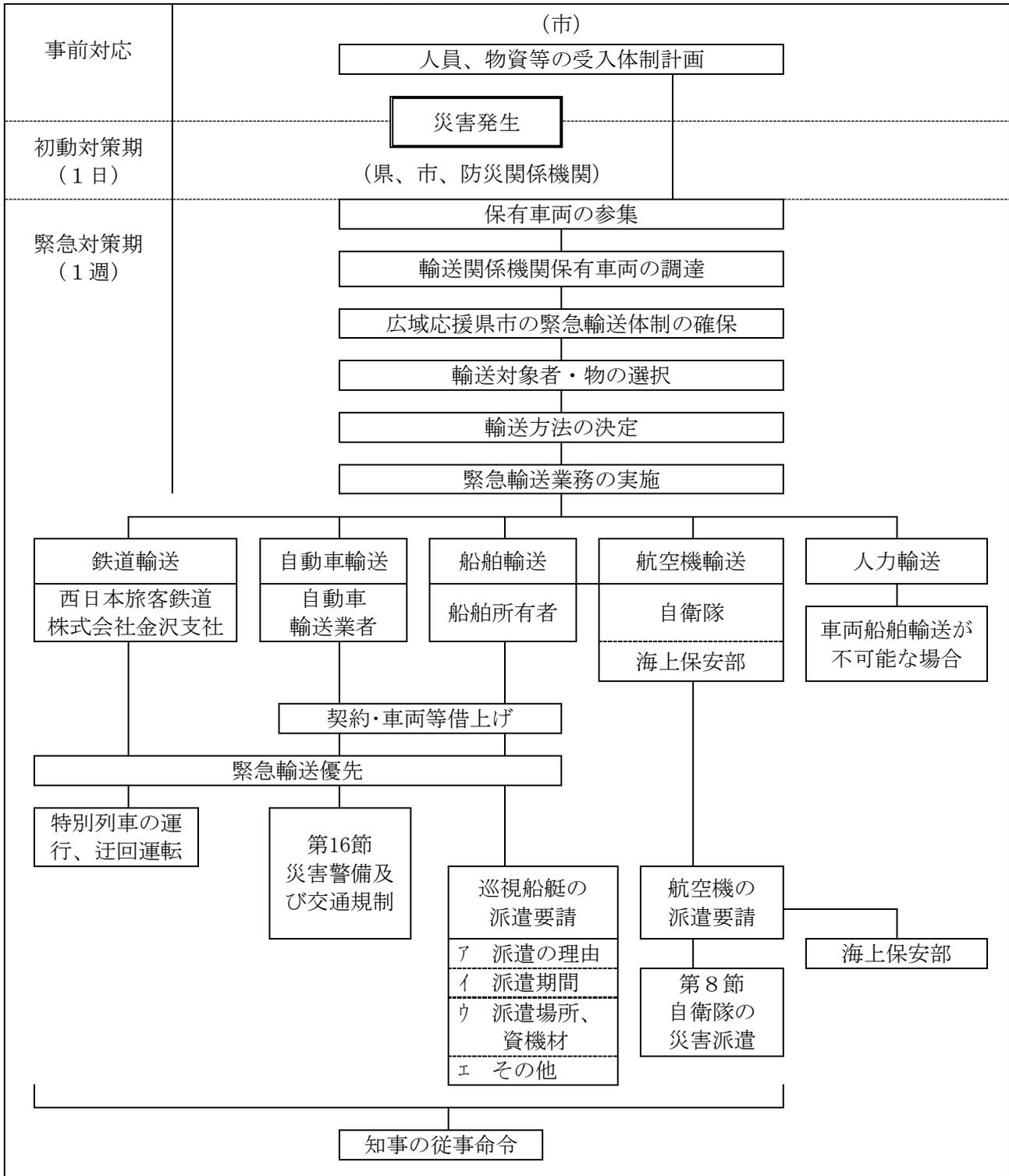
10 障害物除去に関する応援、協力

市は、障害物の除去について市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

第25節 輸送手段の確保

人事課、危機対策課、
財政課、管財課

輸送手段の確保のフロー



1 基本方針

大津波が発生した場合、家屋の倒壊及び火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害が生じることが予想される。

このため、市は、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、県及び防災関係機関と連携し、各々の保有する車両等を参集する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道

府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

4 要員、物資輸送車両等の確保

(1) 鉄道輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の緊急輸送は、鉄道輸送による場合は、鉄道事業者の関係路線を通じて実施する。

イ 鉄道事業者は、それぞれ災害応急対策責任者の求めに応じて緊急輸送業務を行う。

ウ 緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は、必要に応じて列車の特別列車又は迂回運転など、緊急輸送の円滑な実施のため、臨機の措置を講じる。

エ 緊急輸送の要請が多数競合して調整困難となったときは、鉄道事業者は、加賀市防災会議又はその指定する機関と協議して、市内の災害応急対策が最も円滑に実施されるよう配慮する。

(2) 陸路輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

イ 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、協定に基づき確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

ウ 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。

エ 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。

オ 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

(3) 海上輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の緊急輸送を船舶等により行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

イ 市長は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安本部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて、又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。

(ア) 派遣を必要とする理由

(イ) 派遣を必要とする期間

(ウ) 派遣を必要とする場所、資機材

(エ) その他必要な事項

(4) 航空輸送

市長は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、航空輸送を実施する。この際、消防防災ヘリコプターを活用するほか、自衛隊及び海上保安本部に対して、(3)イの(ア)から(エ)までを明らかにして、県を通じて航空機の派遣要請を行う。

(5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

(6) 緊急・救援輸送に係る物資の一時保管

県により、緊急・救援輸送に係る物資について、協定による一時保管場所が確保される。

(7) 緊急・救援輸送に係る物資の輸送・保管管理の専門家派遣要請

県により、災害時等に緊急・救援輸送に係る物資の輸送管理及び保管管理を円滑に進めるため、必要に応じて協定等に基づき、関係団体に対し、専門家の派遣要請が行われる。

5 従事命令

知事は、災害応急対策のために必要な資機材等を緊急に輸送する必要がある場合は、災害対策基本法第71条（都道府県知事の従事命令等）の規定により、次の輸送関係者に対して従事命令を発することができる。

- (1) 地方鉄道事業者及びその従業者
- (2) 自動車運送業者及びその従業者
- (3) 船舶運送事業者及びその従業者
- (4) 港湾運送事業者及びその従業者

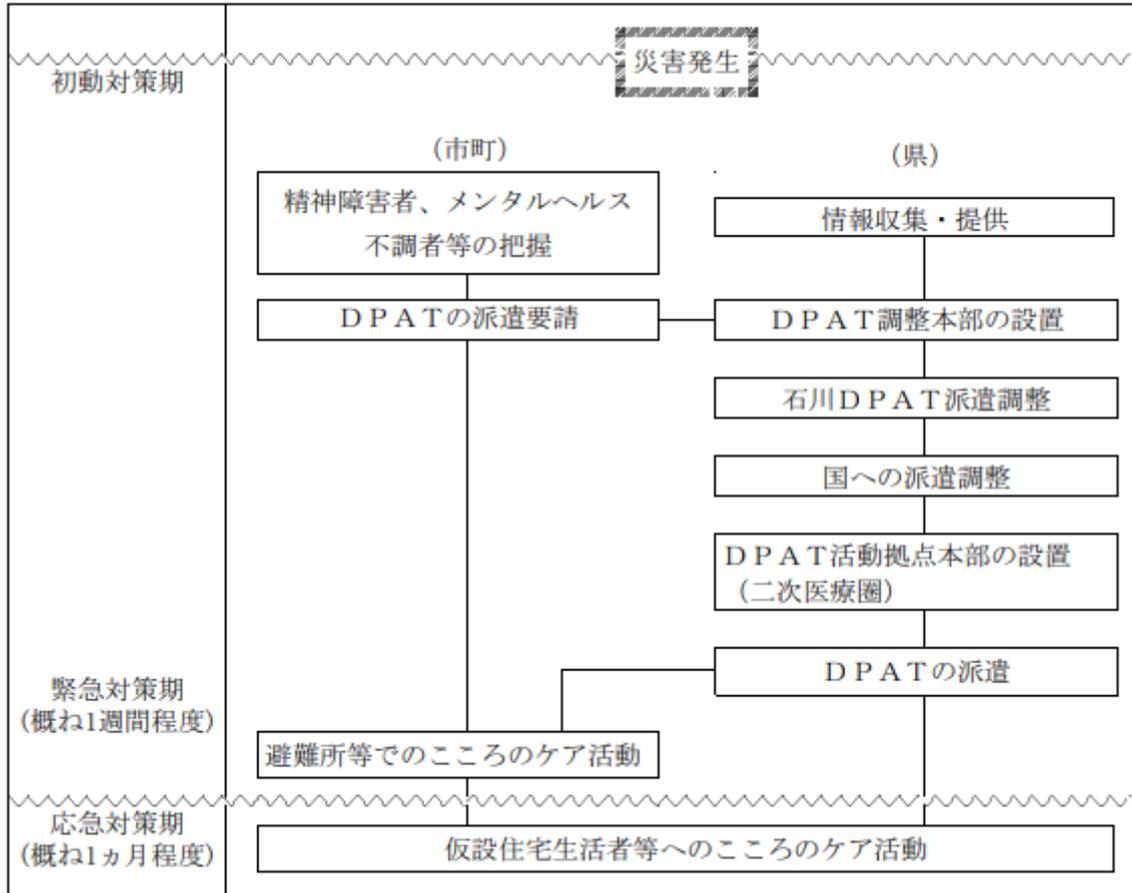
6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

第26節 こころのケア活動

福祉政策課、介護福祉課、子育て支援課、健康課、
管理部総務部、加賀市医療センター、学校指導課

こころのケア活動のフロー



1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、市は厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

2 情報提供受け

市は、県からDPAT及び災害拠点精神科病院の活動に必要な情報の提供を受ける。

2 実施体制

- (1) 市は、避難所に精神科救護所を設置する。
- (2) 市は、県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、円滑に実施できるよう協力する。

3 実施体制

市は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

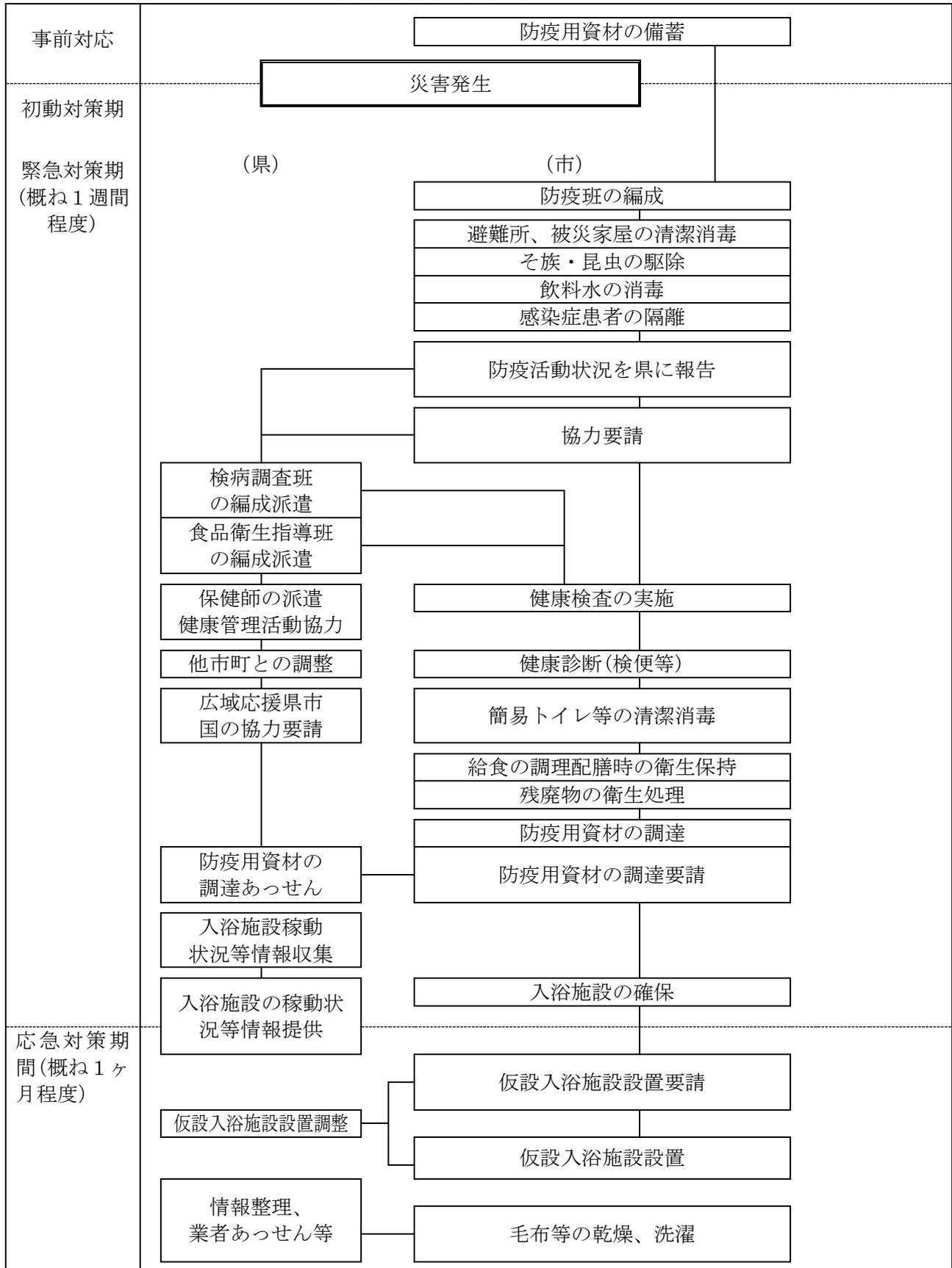
4 DPAT活動

- (1) 被災地での精神科医療の提供
精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在宅患者の訪問等を行う。
- (2) 被災地での精神保健活動への専門的支援
災害のストレスによる心身の不調をきたした住民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。
- (3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）
外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。
- (4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援
支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。
- (5) 精神保健医療に関する普及啓発
被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。

第27節 防疫、保健衛生活動

環境課、福祉政策課、
介護福祉課、健康課

防疫、保健衛生活動のフロー



1 基本方針

津波災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。また、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。

2 実施体制

(1) 市は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

(2) 市は、防疫活動の状況を県に報告する。

(3) 市は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

(4) 市は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

(5) 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

3 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

4 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるため、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 市は、避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

(2) 県により実施される事項

ア 避難者に対する検病検査

イ 検便などによる健康診断を行う必要が生じた場合の適切な処置

ウ 避難者へ提供される給食について、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に関する指導

5 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 市は、防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

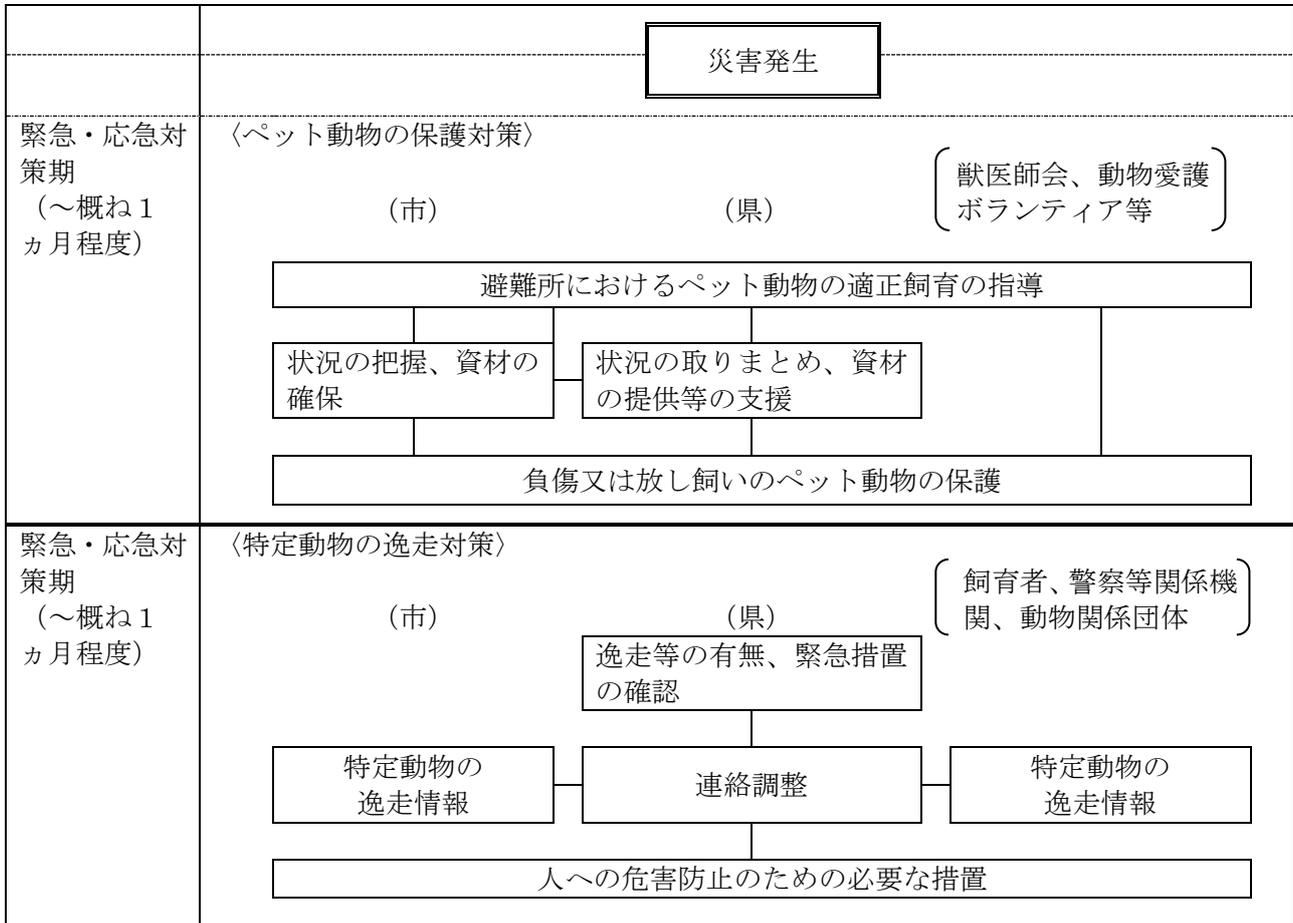
6 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時には、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により市が医療機関等と連携を

強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

7 ペット動物の保護対策

ペット動物の保護及び特定動物逸走対策フロー



(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

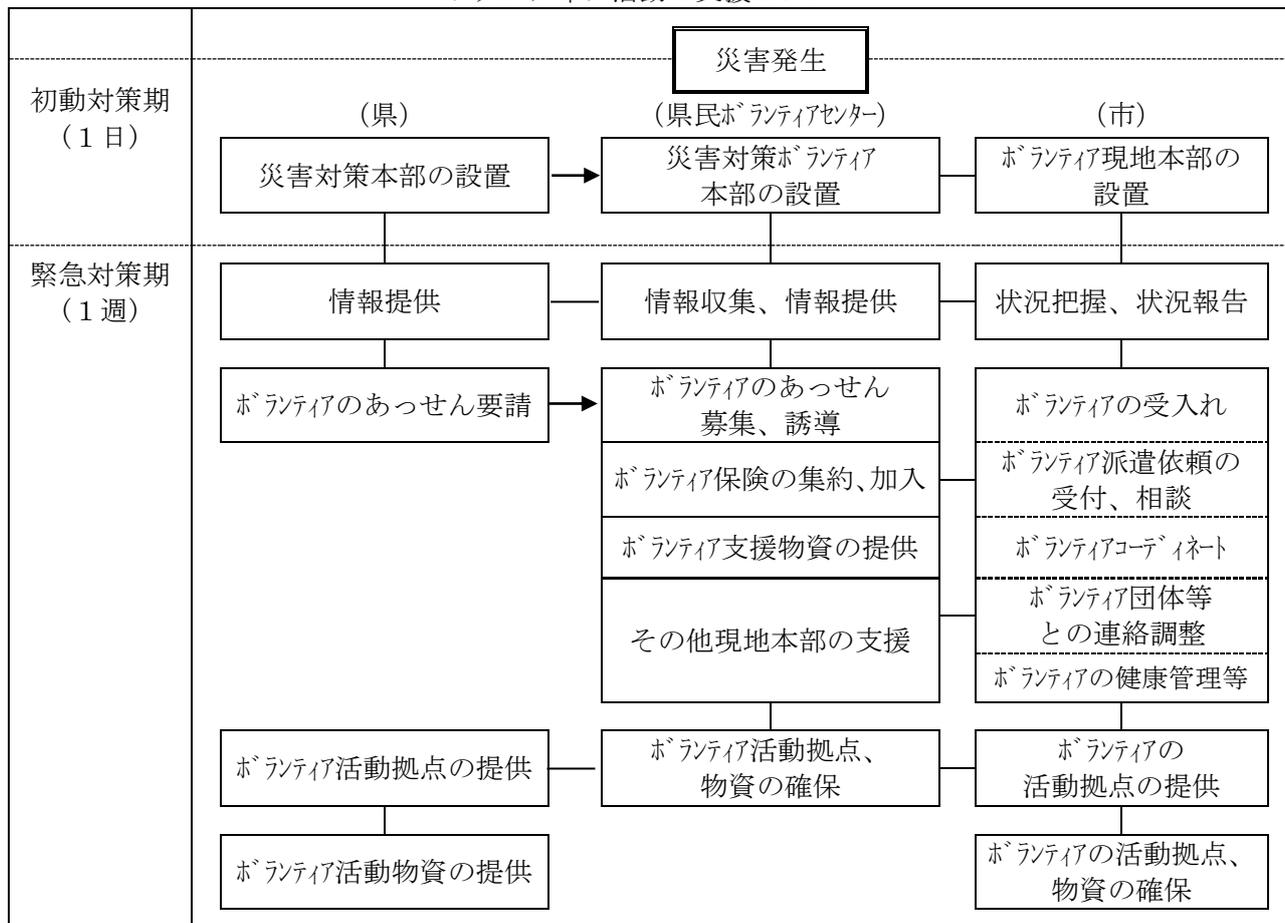
(2) ペット動物の保護

市は、平時から、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護等に努めるとともに、広域的な観点から避難所でのペット動物の飼育状況の把握、資材の提供等について支援を行う。

8 特定動物の逸走対策

市は、災害発生時に飼養者に特定動物の逸走等の有無等について確認するとともに、逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼育者、県、警察その他関係機関、動物愛護団体等と連絡調整を図るなど必要な措置を請じる。

ボランティア活動の支援のフロー



1 基本方針

大津波が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災者のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害ボランティアセンターの設置

市が災害対策本部を設置したときは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行うための災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの構成員は、市社会福祉協議会の各職員及び日本赤十字社石川県支部の職員等（災害ボランティアリーダー等を含む。）とし、状況に応じてボランティア団体の代表者を加える。

(2) ボランティア現地本部の設置

災害ボランティアセンターを設置したときは、市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。また、市は、県、市社会福祉協議会と連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(3) ボランティアとの連携・協働

災害ボランティアセンター及びボランティア現地本部を設置したときは、市は、県、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

市は、災害ボランティアセンター及びボランティア現地本部を設置したときは、県及び日本赤十字社等と調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 災害ボランティアセンターの機能

(1) 情報収集及び情報提供

災害ボランティアセンターは、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者ニーズの有無等の情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

(2) ボランティアの募集及び誘導

災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、市、県及び防災関係機関においてあらかじめ登録している災害ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、市及び県の各担当部局及び関係機関と連携して、その効果的な活用を図る。

ア アマチュア無線通信業務

イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務

ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務

エ 通訳業務

オ その他専門的な技術、知識を要する業務

カ その他の業務

(3) ボランティア活動保険の集約・加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア活動保険加入者を集約し、加入手続きを行う。

(4) ボランティア支援物品の提供

市は、ボランティア現地本部から、市が備蓄しているボランティア支援物資の提供の要求があったときは、速やかに提供する。

4 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、団体等との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部に報告する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成し、災害ボランティアセンターに報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受け付け及び相談

被災者等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付や相談に応じる。

(4) ボランティアコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、市、県及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連携を図るとともに、安全な活動のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

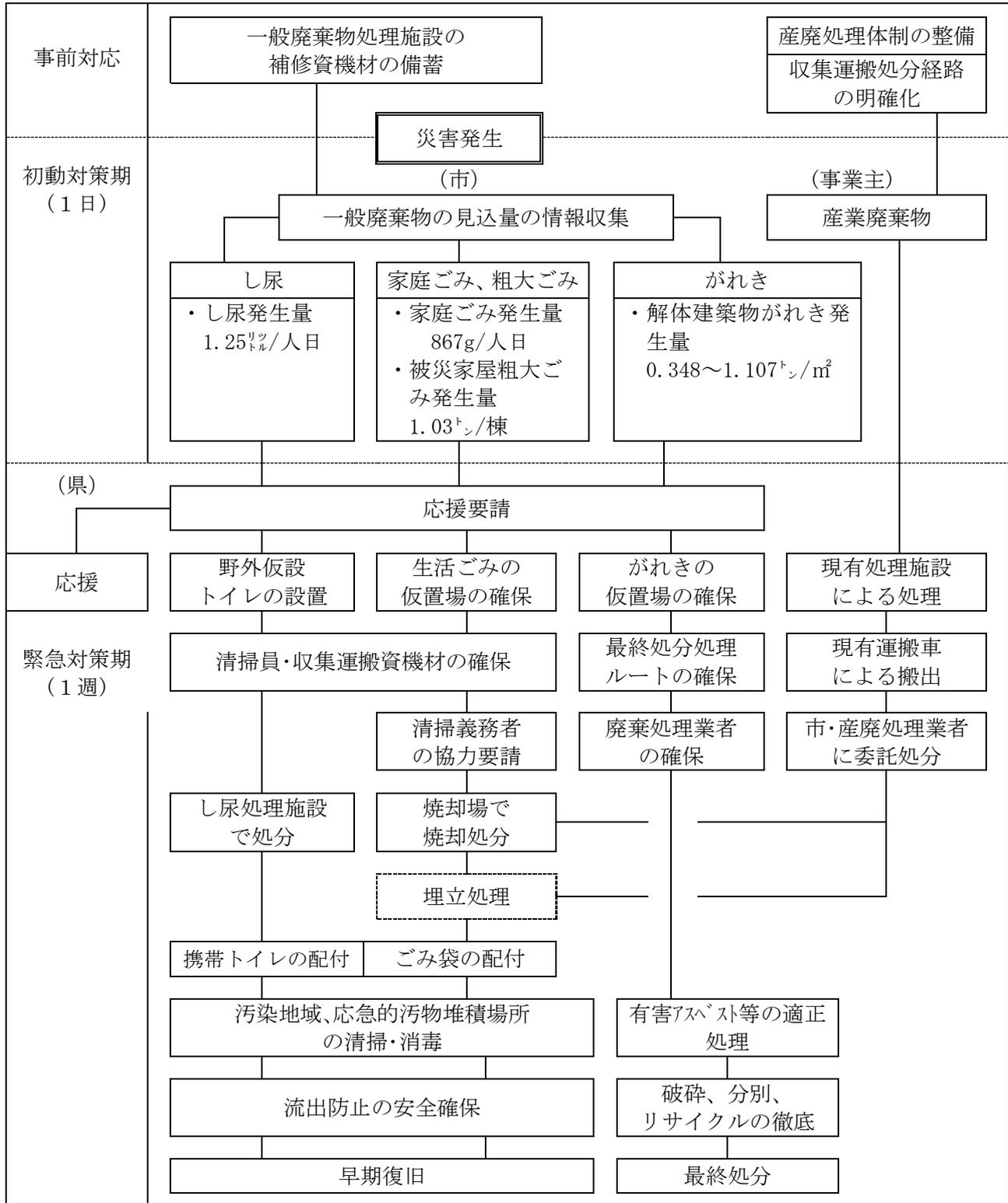
5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

6 協力体制

市は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、協定による協力を要請する。

し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理のフロー



1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみを含む）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

震災時における被災地の清掃は、原則として市長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 市は、被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。県により、被災市町からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整が行われる。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

3 被災地の状況把握

市は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

市長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、市又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 震災時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

市長は、震災により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア し尿の収集処理量

し尿発生量 1.25 ㍑/人日

（避難所からのし尿の発生量）＋（断水により水洗トイレが使用できない市民等の仮設トイレ利用によるし尿発生量）＋（通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量）

＝要総処理量

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 867 g / 人日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.03 トン / 棟

(避難所からのごみの発生量) + (市民等の在宅している世帯からのごみの発生量) + (通常時の粗大ごみの発生量) + (全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量) = 要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.348~1.107 トン / m²

(解体建築物のがれきの発生量) + (火事残渣のがれきの発生量) = 要総処理量

(2) 産業廃棄物

事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び処理施設等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等を、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障がい者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質(廃石綿、PCBが含まれるトランス等)、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがいれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)」に基づき措置を講じる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の処分

ア 収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。また、被災自動車についても、仮置き場を確保して対応する。

イ し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。

なお、廃棄物の処理に当たっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

市等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

住宅の応急対策のフロー



1 基本方針

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努め、応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県と連携して実施する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施（地震災害を伴う場合）

ア 市は、市災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を

判断し、二次災害の防止に努める。

イ 被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県により、市に対し必要な支援が行われるとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等が行われ、被災市町間の調整が図られる。

ウ 余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む。）及び運営管理

ア 応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事により行われ、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

イ 必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し算定する。

ウ 市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

エ 設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

オ 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、県及び関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(5) 市のみでは対応できない場合

市は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援及び民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。ただし、災害発生直後における市民等の対策については、第9節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位		内容	
住宅の確保	自力確保	自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	施設入所	公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げる。
		社会福祉施設への入居	市、県又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者を優先入所させる。
融資※1	・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	

	建設 ※2 公営住宅	災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	※3 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む。）		大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む。）する。
住宅の修繕	自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	資金融資	※4 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	※5 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市）が応急的に補修する。
障害物の除去等	自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。

（注1）対策順位は、その種別によって対象者が異なったり貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

（注2）※1の融資、※2及び※3の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。

（注3）※4の融資及び※5の修理は、住宅の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。

（注4）「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

5 その他

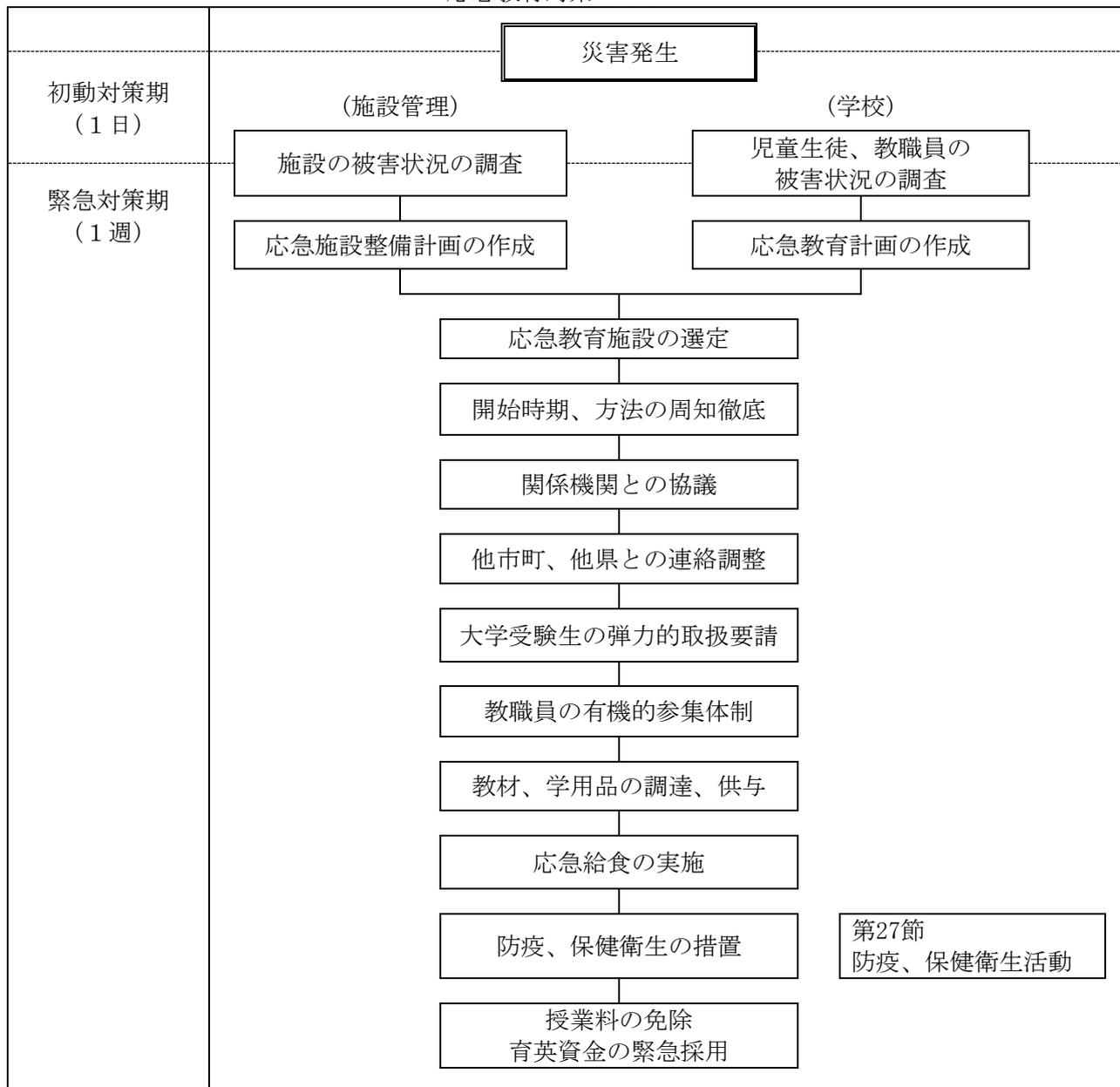
（1）被災建築物応急危険度判定士等の損害補償等

市は、余震等により被災地での作業に危険が伴うことから、応援派遣の場合も含めて、万一の事態に備えた十分な補償制度を検討しておく。

（2）市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、市民等に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係る罹災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

応急教育対策のフロー



1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、児童生徒等についての最新情報について、市及び県の各課で共有し、情報収集の一元化に努める。

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては

施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	○特別教室、屋内施設等を利用する。 ○2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	○公民館等の公共施設を利用する。 ○隣接学校の校舎を利用する。
市内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	○市民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 ○応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、市民等に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災し、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。
なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、児童生徒等についての最新情報について、県及び市町の各課で共有し、情報収集の一元化に努める。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の参集体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、教職員動員計画に基づき、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。
- (8) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保するなど、教育機能と避難所運営の両立に努める。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在学時の安全確保
迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。
- (2) 登下校時の安全確保
情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康保健管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、市教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

7 授業料の免除及び育英資金

(1) 被災生徒の授業料免除

授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条）。

(2) 被災生徒の育英資金の貸与

被災により家屋の全壊、半壊又は流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対して、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

8 給食措置

(1) 児童生徒の対策

教育委員会は、被害状況報告に基づいて、県に対し災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。

(2) 物資対策

教育委員会は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して、県教育委員会に速やかに報告する。

なお、給食を実施している県立高校にあつては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

9 保健衛生

市教育委員会及び県教育委員会は、関係課と密接な連絡をとり、本章第27節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生の恐れがあるときは、関係課と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を関係課の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

震災が発生し、浸水等による被害のあった場合は、関係課の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

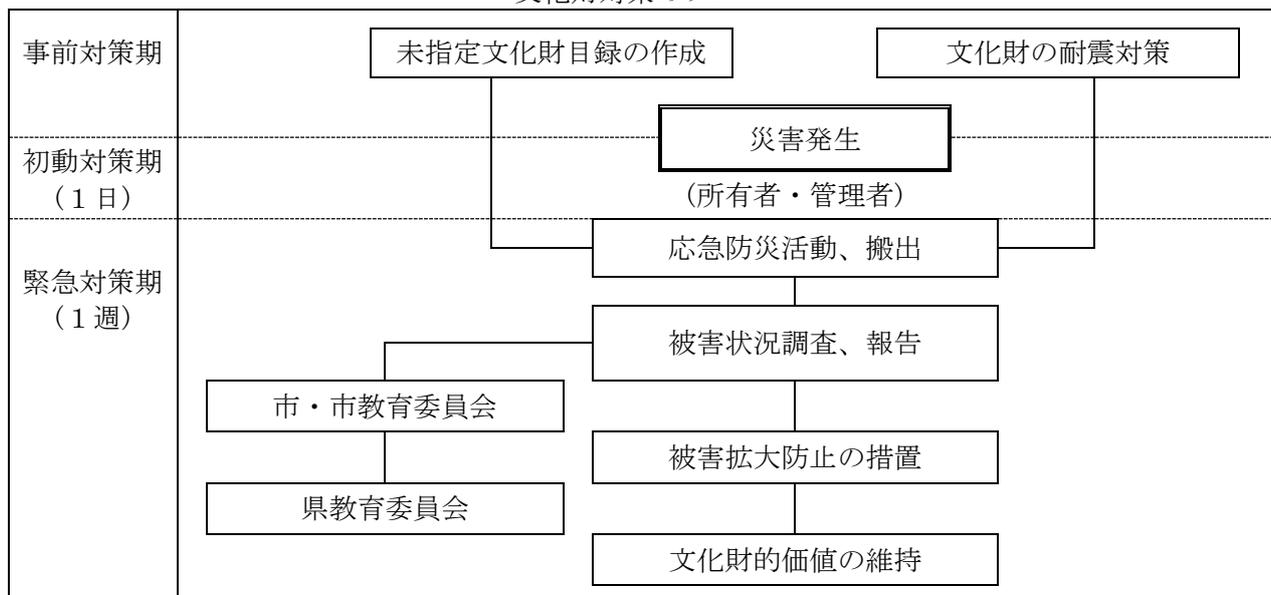
10 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備、学校機能を維持、再開させる場合の避難所集約等の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

文化財対策のフロー



12 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市又は市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講じる。

その際、市又は市教育委員会、県教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

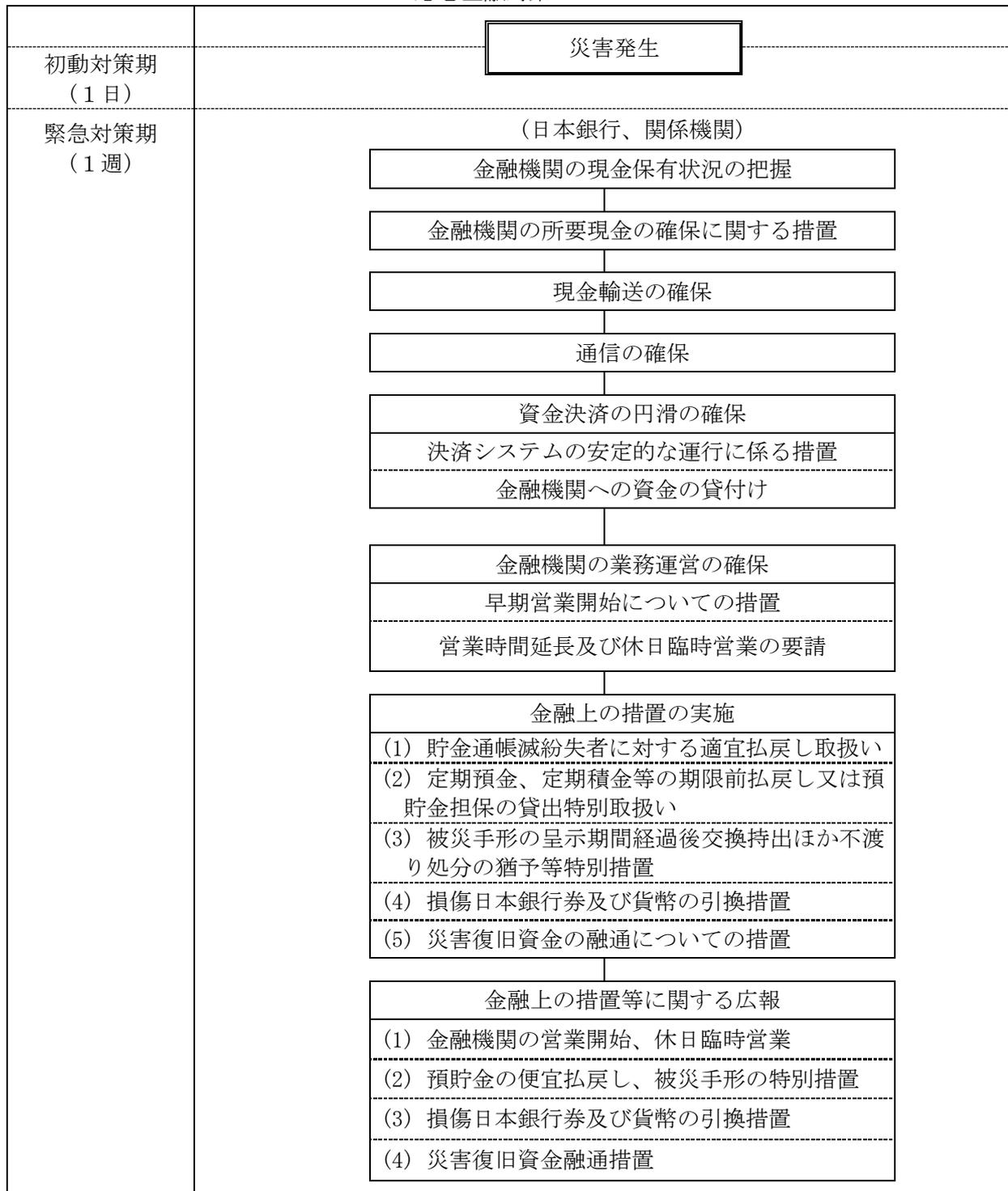
復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

13 被災地学び支援派遣等枠組み (D-E S T)

市は、県と連携し、被災した児童生徒の学びの継続のために、被災地学び支援派遣等枠組み (D-E S T) に基づき、国や他の都道府県から学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れる。

なお、他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、県と連携し、必要に応じて、同制度に基づき、応援教職員等を派遣する。

応急金融対策のフロー



1 基本方針

津波災害時、被災地において通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、市民等の生活の安定を図る。

2 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引き換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨及び金融の調整

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調整を行う。

3 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることがを要請する。

(2) 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

4 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

5 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ、関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

6 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、情報発信マニュアルに基づき、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民等に提供するよう努める。特に、4及び5で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第4章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、市民等の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 公共施設災害の復旧

全課

1 基本方針

津波災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県により、特定大規模災害等を受けた場合、又は災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市道が被災した場合、市が要請し、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援が行われる。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 上水道施設災害復旧事業計画
- コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- サ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(5) 公立学校施設災害復旧事業計画

(6) 公営住宅災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設災害復旧事業計画

(8) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

津波災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、市、指定地方行政機関、県、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、市、県等は国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、市及び県等は、国の緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 暴力団排除活動の徹底

警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

(7) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、県、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

(1) 市災害復旧事業

市において、職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県にあつせん又は調整を求める。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

(2) 県災害復旧事業

被災地所管県出先機関の職員に不足を生ずるときは、被災地外所管県出先機関又は県本庁から所要数の職員が応援派遣される。それでも不足するときは、隣接県をはじめ、国のあつせんによる都道府県の派遣職員で所要数を充足するよう措置される。

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講じる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

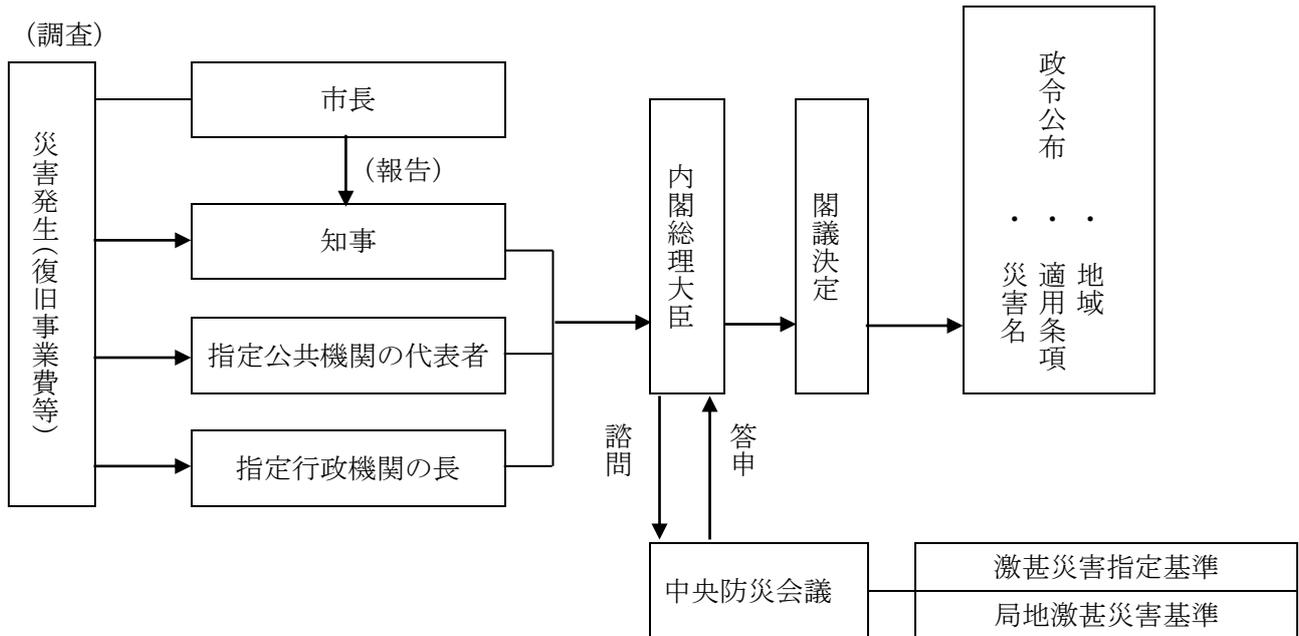
3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害指定の手續

- (1) 内閣総理大臣により、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断される。
- (2) 中央防災会議において、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申される。

激甚災害の指定手順



5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
 - エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

1 基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

2 県の措置

- (1) 災害復旧に必要な資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査及び事業執行
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付に関する国への要請
- (4) 一時借入金及び起債の前借等による災害関係経費の確保

3 北陸財務局の措置

- (1) 関係団体を通じた災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起すことができる事業に係る経費及び財源の把握
- (2) 災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付

4 郵便事業株式会社（加賀支店）の特例措置

災害が発生した場合における災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

第4節 被災者への支援

1 基本方針

- (1) 市は、災害発生後の市民生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 市は、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講じる。
- (3) 市は、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、市は、次の措置を講じる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償の実施
- (3) 被害農林漁業者に対する(株)日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせん

3 中小企業融資の確保

県により、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置が講じられる。

- (1) (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対する要請
- (2) 地元金融機関に対する中小企業向融資の特別配慮の要請及び協力の求め
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るための信用保証協会に対する保証審査の弾力化等の要請
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するための激甚法の指定に必要な措置

4 住宅金融支援機構資金のあっせん

(1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関

連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講じる。

5 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会により、民生・児童委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付が行われる。

6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

7 災害援護資金の貸付

市は、条例の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行例（昭和48年政令第374号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

8 災害弔慰金の支給

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

9 災害障害見舞金の支給

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

10 被災者生活再建支援金の支給

(1) 県により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金が支給され、生活の再建の支援が行われる（資料編参照）。

(2) 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

11 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1 基本方針

大津波の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、市民等を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、市は、県及び防災関係機関等と相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

市は、被災者台帳を作成するにあたり必要に応じて、県に対して被災者に関する情報の提供を要請する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。

3 生活相談

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応じる。
- (2) 県により、必要に応じて市町に職員が派遣されるほか、県相談窓口が設けられる。
- (3) 市は、住宅再建に対する相談については、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (4) 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (5) 市は、被災者が行政手続等を円滑に実施するため必要と認めるときは、県に協力（生活再建に必要な手続に関する相談や書類作成など）を要請する。
- (6) 市は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

4 こころのケア活動の継続

市は、こころのケアが継続的に必要な市民等に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県及びDPAT等の関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講じる

- (1) 市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。
- (2) 市は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう、必要に応じて県に支援を要請する。また、罹災証明を円滑に発行するため、県が被害認定調査講習会を開催する際は、積極的に受講するとともに、罹災証明について市民等への周知に努める。
- (3) 県により、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向けWEB説明会が実施される。

6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 公共職業安定所は、被災により転職を希望する者に対して、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、高等技術学校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき国税及び地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講じるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、市は、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期の整備を図る。

9 国有財産の無償借受等

市は、国有財産を災害復旧や、避難市民等受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

- (1) 市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、**災害廃棄物**の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化に努める。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。

第6節 災害義援金及び義援物資の配分

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画をたて、确实、迅速に配分を行う。

2 義援物資の募集

市は、受入を希望する義援物資を具体的に示したうえで募集する。また、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制をとる。

なお、県に寄付の申し出があった義援物資については、県健康福祉部が受け入れ窓口となり、必要な物資が迅速に届くよう市への仲介が行われる。

3 義援金及び義援物資の受付

(1) 市に寄託された義援金及び義援物資の受付については、総務部において受け付ける。

(2) 県に寄託された義援金は、出納室において受け付けられる。また、県に寄付の申し出があった義援物資については、健康福祉部において市への仲介が行われる。

(3) 日本赤十字社石川県支部では、日本赤十字社、支部事務局又は各地区・分区において、市民、企業等から寄託された義援金品を受け付けられる。

なお、災害の状況により前記場所で受付が困難な場合は、臨時的に他の場所で受け付けられる。

義援金品は、原則として義援金とされる。また、県又は被災市から受入の希望があった義援品については、受け付けられる。

4 義援金の配分

市等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

(1) 市は、県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

(2) 県により、義援金は市に送金され、義援物資は市が指定する集積場所まで県が調達した車両等で輸送して引き渡される。

(3) 日本赤十字社石川県支部により、義援金は速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織し努めて迅速、公正に配分される。

なお、配分委員会が設置されない場合は、市と協議のうえ配分する。

義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、安眠セット等）を被災者の状況に応じて配分される。また、配分に当たっては地方公共団体（各地区、分区）や災害ボランティア等の協力を得ながら行われる。

6 義援物資保管場所

(1) 市は、義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

(2) 県により、寄託義援物資を直ちに被災者に配分することが困難な場合は、一時保管場所が確保される。

(3) 日本赤十字社石川県支部が、3（3）に基づき義援物資を受け付ける場合は、寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社石川県支部の倉庫が確保される。

なお、保管場所が不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請される。

1 基本方針

被災地の復興に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民等の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかを早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 市は、復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行を図るため、広域調整や県及び国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (3) 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民等の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、市民等の理解を求めよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、市民等の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (5) 市は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、市民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。
- (6) 県により、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等が行われる。
- (7) 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合、県により、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんが行われる。